

## ■労働者派遣法に基づく情報公開

事業所名称: 株式会社ウィルエージェンシー 新宿支店

①派遣労働者の数 (1日1人8時間平均／2025年9月30日時点)	147名						
②派遣先の数 (事業年度あたりの事業所の数)	279事業所						
③労働者派遣に関する料金額 (1日1人8時間平均)	16,793円						
④派遣労働者の賃金額 (1日1人8時間平均)	12,704円						
⑤マージン率	24.4%						
⑥教育訓練に関する事項	訓練名	主な訓練の内容	対象となる派遣労働者	訓練の方法	実施主体	賃金支給の有無	費用負担
	入職前研修	・派遣スタッフとは ・期待されるスタッフ像 ・派遣法について ・コミュニケーションとは ・身だしなみと挨拶	新規就労派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	現業職・技能職研修	・ものづくり教育プログラム ・現場リーダー教育 ・衛生管理者試験対策	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	販売・サービス職研修	・販売員スキルアップ講座 ・ビジネスマナー講座 ・ストレスマネジメント ・コーチング	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	事務職研修	・ヒューマンスキル ・ストレスマネジメント ・コーチング ・部下指導・マネジメント	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
⑦キャリア形成支援制度	<p>キャリアアップに資する教育訓練計画については、以下の弊社HPをご確認ください。  <a href="https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/">https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/</a></p> <p>キャリア・コンサルティングに関するご相談は、新宿支店までご連絡ください。  TEL:03-5269-6361</p>						
⑧その他福利厚生に関するもの	<p>社会保険加入の条件に該当した場合は、関東ITソフトウェア健康保険組合の福利厚生特典が受けられます。(法定給付+付加給付、保養施設の充実、旅行パックの割引・補助、提携スポーツクラブ・ゴルフ場・テニスコートの割引使用など)</p>						

※情報は2024年10月から2025年9月までのデータをもとに公開しております。

## 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社 ウィルエージェンシー新宿支店（以下「甲」という）と労働者代表である日野 俊郁（以下「乙」という）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

### （対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣先で本条第1項第2号および第3号記載の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という）に適用する。比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、次のとおりとする。

- (1) 本条第2項および第3項記載の職種における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和6年8月27日付職発0827第1号「令和7年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について（以下「通達」という）別添2に定める職種とする。
- (2) 以下の職種については、業務の実態から複数の業務に従事する可能性があることから中分類を使用するものとする。

012 法務の職業, 013 経営・金融・保険の専門的職業, 016 美術家、写真家、映像撮影者, 017 デザイナー, 019 図書館司書、学芸員、カウンセラー（医療・福祉施設を除く）, 020 その他の法務・経営・文化芸術等の専門的職業, 021 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師, 022 保健師、助産師, 024 医療技術者, 025 栄養士、管理栄養士, 026 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師, 027 その他の医療・看護・保健の専門的職業, 030 学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者, 031 学校等教員, 032 習い事指導等教育関連の職業, 035 その他の総務等事務の職業, 036 電話・インターネットによる応接事務の職業, 037 医療・介護事務の職業, 039 生産関連事務の職業, 041 外勤事務の職業, 042 運輸・郵便事務の職業, 044 小売店・卸売店店長, 046 商品仕入・再生資源卸売の職業, 047 販売類似の職業, 048 営業の職業, 053 理容師、美容師、美容関連サービスの職業, 054 浴場・クリーニングの職業, 057 居住施設・ビル等の管理の職業, 058 その他のサービスの職業, 060 自衛官, 061 司法警察職員, 062 看守、消防員, 063 その他の保安の職業, 065 林業の職業, 066 漁業の職業, 069 生産設備オペレーター（金属製品・食料品等を除く）, 070 機械組立設備オペレーター, 075 機械整備・修理工, 0

- (3) 以下の職種については、業務の実態を踏まえ最も適合する職種があるため小分類を使用するものとする。

00901 ソフトウェア開発技術者（WEB・オープン系）, 00902 ソフトウェア開発技術者（組込・制御系）, 00903 プログラマー, 00999 その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）, 01001 ITコンサルタント, 01002 ITシステム設計技術者, 01003 ITプロジェクトマネージャ, 01004 ITシステム運用管理者, 01005 ITヘルプデスク, 01006 通信ネットワーク技術者, 01099 その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）, 01101 通信機器操作員, 01199 他に分類されない技術の職業, 02301 看護師・准看護師（病院・診療所）, 02302 看護師・准看護師（介護施設）, 02303 看護師・准看護師（訪問看護）, 02399 その他の看護

師・准看護師, 02801 看護助手, 02901 保育士, 02902 幼稚園教員, 02903 保育教諭, 03301 総務事務員, 03302 人事事務員, 03303 企画・調査事務員, 03401 一般事務員, 03402 秘書, 03403 受付・案内事務員, 03801 現金出納事務員, 03802 預・貯金窓口事務員, 03803 経理事務員, 03899 その他の会計事務の職業, 04001 営業事務員, 04002 貿易事務員, 04099 その他の営業・販売関連事務の職業, 04301 パーソナルコンピュータ操作員、ホームページ関連事務員, 04302 データ入力事務員, 04399 その他のコンピュータ等事務用機器操作の職業, 04501 レジ係, 04502 百貨店販売店員, 04503 コンビニエンスストア店員, 04504 総合小売店販売店員 (百貨店・コンビニエンスストアを除く), 04505 食品スーパー・マーケット販売店員, 04506 飲食料品販売店員, 04507 衣料品販売店員, 04508 医薬品販売店員, 04509 化粧品販売店員, 04510 電気機器販売店員, 04511 携帯電話販売店員, 04512 自動車販売店員、自動車用品販売店員, 04513 ガソリンスタンド店員, 04514 他の商品販売店員, 04515 商品実演販売員, 04516 商品訪問・移動販売員, 04901 社会福祉施設管理者, 04902 福祉相談・指導専門員, 04903 老人福祉施設指導専門員, 04904 障害者福祉施設指導専門員, 04905 児童福祉施設指導専門員, 04906 他の社会福祉施設指導専門員, 04907 介護支援専門員 (ケアマネジャー), 04908 訪問介護サービス提供責任者, 04909 障害福祉サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者, 04910 福祉用具専門相談員, 04999 その他の福祉・介護の専門的職業, 05001 高齢者入所型施設介護員, 05002 高齢者通所型施設介護員, 05003 障害者福祉施設介護員, 05099 その他の施設介護の職業, 05101 訪問介護員, 05102 訪問入浴介助員, 05299 その他の家庭生活支援サービスの職業, 05501 日本料理調理人, 05502 西洋料理調理人, 05503 中華料理調理人, 05504 各国料理調理人 (日本・西洋・中華料理を除く), 05505 飲食チェーン店等調理員, 05506 学校給食調理員, 05507 給食等調理員 (学校を除く), 05508 調理補助者、調理人見習, 05509 バーテンダー, 05599 その他の飲食物調理の職業, 05601 飲食店店長, 05602 旅館・ホテル支配人, 05603 ウエイター・ウエイトレス (飲食店ホール係)、配ぜん人, 05604 旅館・ホテルフロント係, 05605 旅館・ホテル接客係, 05606 客室乗務員、船舶旅客係, 05607 接客社交係、芸者, 05608 娯楽場・スポーツ施設等接客員, 05699 その他の接客・給仕の職業, 06401 稲作・畑作作業員, 06402 農作物栽培・収穫作業員 (稲作・畑作を除く), 06403 家畜・家きん飼育作業員, 06404 動物飼育員 (家畜・家きんを除く), 06405 植木職、造園師, 06499 その他の農業の職業, 06701 製銑・製鋼・非鉄金属製鍊設備オペレーター, 06702 鋳造・鍛造設備オペレーター, 06703 金属工作設備オペレーター, 06704 金属プレス設備オペレーター, 06705 鉄工・製缶設備オペレーター, 06706 板金設備オペレーター, 06707 めっき・金属研磨設備オペレーター, 06708 金属溶接・溶断設備オペレーター, 06799 その他の生産設備オペレーター (金属製品), 07101 製銑工、製鋼工、非鉄金属製鍊工, 07102 鑄物製造工、鍛造工, 07103 金属熱処理工, 07104 圧延工, 07105 汎用金属工作機械工, 07106 数値制御金属工作機械工, 07107 金属プレス工, 07108 鉄工・製缶工, 07109 自動車板金工, 07110 板金工 (自動車を除く), 07111 めっき工、金属研磨工, 07112 金属製器具・建具・金型等製造工, 07113 金属溶接・溶断工, 07199 その他の製品製造・加工処理工 (金属製品), 07201 パン・菓子製造工, 07202 食肉加工工, 07203 水産物加工工, 07204 保存食品・冷凍加工食品製造工, 07205 弁当・惣菜類製造工, 07206 他の食料品製造・加工処理工, 07207 飲料・たばこ製造工, 07301 化学製品製造工, 07302 窯業・土石製品製造工, 07303 紡織製品・衣服・繊維製品製造工, 07304 木製品製

造工, 07305 パルプ・紙製品製造工, 07306 印刷・製本作業員, 07307 ゴム製品製造工, 07308 プラスチック製品製造工, 07399 その他の製品製造・加工処理工 (金属製品・食料品等を除く), 07401 はん用・生産用・業務用機械器具組立工, 07402 電気機械組立工, 07403 電気通信機械器具組立工, 07404 電子応用機械器具組立工, 07405 民生用電子・電気機械器具組立工, 07406 半導体製品製造工, 07407 電球・電子管・電池製造工, 07408 電線製造工, 07409 電子機器部品組立工, 07410 他の電気機械器具組立工, 07411 自動車組立工, 07412 輸送用機械器具組立工 (自動車を除く), 07413 計量計測機器・光学機械器具組立工, 07701 食料品検査工, 07702 飲料・たばこ検査工, 08801 車掌, 08802 鉄道車両入換・編成作業員, 08803 甲板員、船舶機関員, 08804 フォークリフト運転作業員, 08899 他に分類されない輸送の職業, 09502 陸上荷役・運搬作業員, 09503 倉庫作業員, 09504 梱包作業員, 09601 ビル・建物清掃員, 09602 ハウスクリーニング作業員, 09603 旅館・ホテル客室清掃整備員, 09604 道路・公園清掃員, 09605 ごみ収集・し尿汲取作業員, 09606 産業廃棄物収集作業員, 09607 乗物洗浄・清掃員, 09699 その他の清掃・洗浄作業員, 09701 製品包装作業員, 09702 ラベル・シール・タグ付け作業員, 09801 選別作業員, 09802 ピッキング作業員, 09901 工場業務員, 09902 小売店品出し・陳列・補充作業員, 09903 洗い場作業員, 09904 用務員, 09999 他に分類されない運搬・清掃・包装・選別等の職業

- (4) 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- (5) 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

#### (賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、基本給（賞与を含む）、時間外労働手当、深夜・休日労働手当とする。

#### (賃金の決定方法)

第3条 対象従業員の基本給、賞与及び手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1のとおりとする。

- (1) 支払時給の決定は、「合算比較方式」とする。具体的には、職種別賃金に対象従業員が勤務する地域にかかる地域指数を乗じ、退職金相当となる額として5%を乗じた額を加え、更に一般労働者の通勤手当相当額「73円」も加算した額を『基準値』とする。そして、当該『基準値』よりも、支払時給が同額以上となることを条件とする方式である。
- (2) 通勤手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額を73円（時給換算額）とする。

ただし、以下に該当する者については例外とする。

①送迎バス・送迎車の利用が可能である場合、および徒歩により通勤する者で通勤距離が片道2km未満である者については、通勤手当の支給は行わないものとする。

②令和7年3月31日現在において、基本給とは別に実費交通費を支払っている者に限っては引き続き通勤に要する実費に相当する額を支給する。

③全国またはブロック内転勤のある正社員であり、派遣先管理における研修の一貫として派遣先で就業をする者については、1ヶ月分の定期代相当額を支給する。

- (3) 退職手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額は、通達別添2の金額に都道府県別地域係数を乗じた額の5%相当（1円未満の端数切り上げ）とする。
- (4) 地域調整については、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県の就業地で派遣を行うことから、当該派遣先となる事業場の所在地の都道府県の地域指数を使うものとする。

第4条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- (2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と対応関係は次のとおりとすること
- Sランク：3年以上
- Aランク：2年以上
- Bランク：1.5年以上
- Cランク：0.5年以上
- Dランク：0年以上
- 2 株式会社 ウィルエージェンシーは、第6条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で能力手当を支払うこととする。（「能力手当」は時給に含む）また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

（時間外手当、深夜・休日手当）

第5条 対象従業員の時間外手当、深夜・休日手当は、法律の定めに従って支給する。

（賃金の決定に当たっての評価）

第6条 賃金の決定は、半期または契約更新ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は、スキル・能力の向上、勤怠状況、積極性、責任性、協調性など派遣先評価も含め総合的に判断するものとする。その評価結果に基づき、基本給の額を決定する。

（賃金以外の待遇）

第7条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員と同一とし、社員就業規則第26条及び第40条の規定を準用する。

（教育訓練）

第8条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「株式会社 ウィルエージェンシー 教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの6か月間とする。

ただし、具体的な適用開始日は、別紙に定めるとおり、各派遣先事業所所在地における令和7年度地域別最低賃金の発効日以降とする。

なお、当該発効日前の期間（令和7年4月1日から発効日前日まで）については、既に締結済みの令和7年4月1日から令和8年3月31日までを有効期間とする労使協定を適用する。

2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

■労働者派遣法に基づく情報公開

事業所名称：株式会社ウィルエージェンシー 秋葉原支店

①派遣労働者の数 (1日1人8時間平均／2025年9月30日時点)	75名						
②派遣先の数 (事業年度あたりの事業所の数)	62事業所						
③労働者派遣に関する料金額 (1日1人8時間平均)	15,846円						
④派遣労働者の賃金額 (1日1人8時間平均)	11,902円						
⑤マージン率	24.9%						
⑥教育訓練に関する事項	訓練名	主な訓練の内容	対象となる派遣労働者	訓練の方法	実施主体	賃金支給の有無	費用負担
	入職前研修	・派遣スタッフとは ・期待されるスタッフ像 ・派遣法について ・コミュニケーションとは ・身だしなみと挨拶	新規就労派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	現業職・技能職研修	・ものづくり教育プログラム ・現場リーダー教育 ・衛生管理者試験対策	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	販売・サービス職研修	・販売員スキルアップ講座 ・ビジネスマナー講座 ・ストレスマネジメント ・コーチング	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	事務職研修	・ヒューマンスキル ・ストレスマネジメント ・コーチング ・部下指導・マネジメント	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
⑦キャリア形成支援制度	<p>キャリアアップに資する教育訓練計画については、以下の弊社HPをご確認ください。  <a href="https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/">https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/</a></p> <p>キャリア・コンサルティングに関するご相談は、秋葉原支店までご連絡ください。  TEL:03-5209-1161</p>						
⑧その他福利厚生に関するもの	<p>社会保険加入の条件に該当した場合は、関東ITソフトウェア健康保険組合の福利厚生特典が受けられます。(法定給付+付加給付、保養施設の充実、旅行パックの割引・補助、提携スポーツクラブ・ゴルフ場・テニスコートの割引使用など)</p>						

※情報は2024年10月から2025年9月までのデータをもとに公開しております。

## 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社 ウィルエージェンシー秋葉原支店（以下「甲」という）と労働者代表である穴沢 海斗（以下「乙」という）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

### （対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣先で本条第1項第2号および第3号記載の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という）に適用する。比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、次のとおりとする。

（1） 本条第2項および第3項記載の職種における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和6年8月27日付職発0827第1号「令和7年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について（以下「通達」という）別添2に定める職種とする。

（2） 以下の職種については、業務の実態から複数の業務に従事する可能性があることから中分類を使用するものとする。

001 法人・団体役員, 002 法人・団体管理職員, 003 その他の管理的職業, 004 研究者, 005 農林水産技術者, 006 開発技術者, 007 製造技術者, 008 建築・土木・測量技術者, 012 法務の職業, 013 経営・金融・保険の専門的職業, 014 宗教家, 015 著述家、記者、編集者, 016 美術家、写真家、映像撮影者, 018 音楽家、舞台芸術家, 019 図書館司書、学芸員、カウンセラー（医療・福祉施設を除く）, 020 その他の法務・経営・文化芸術等の専門的職業, 021 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師, 022 保健師、助産師, 024 医療技術者, 025 栄養士、管理栄養士, 026 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師, 027 その他の医療・看護・保健の専門的職業, 030 学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者, 031 学校等教員, 032 習い事指導等教育関連の職業, 035 その他の総務等事務の職業, 036 電話・インターネットによる応接事務の職業, 037 医療・介護事務の職業, 039 生産関連事務の職業, 041 外勤事務の職業, 042 運輸・郵便事務の職業, 043 コンピュータ等事務用機器操作の職業, 044 小売店・卸売店店長, 046 商品仕入・再生資源卸売の職業, 047 販売類似の職業, 048 営業の職業, 053 理容師、美容師、美容関連サービスの職業, 054 浴場・クリーニングの職業, 057 居住施設・ビル等の管理

（3） 以下の職種については、業務の実態を踏まえ最も適合する職種があるため小分類を使用するものとする。

00901 ソフトウェア開発技術者（WEB・オープン系）, 00902 ソフトウェア開発技術者（組込・制御系）, 00903 プログラマー, 00999 その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）, 01001 ITコンサルタント, 01002 ITシステム設計技術者, 01003 ITプロジェクトマネージャ, 01004 ITシステム運用管理者, 01005 ITヘルプデスク, 01006 通信ネットワーク技術者, 01099 その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）, 01101 通信機器操作員, 01199 他に分類されない技術の職業, 01701 ウェブデザイナー, 01702 グラフィックデザイナー, 01799 その他のデザイナー, 02301 看護師・准看護師（病院・診療所）, 02302 看護師・

准看護師（介護施設）, 02303 看護師・准看護師（訪問看護）, 02399 その他の看護師・准看護師, 02801 看護助手, 02802 歯科助手, 02899 その他の保健医療関係助手, 02901 保育士, 02902 幼稚園教員, 02903 保育教諭, 03301 総務事務員, 03302 人事事務員, 03303 企画・調査事務員, 03401 一般事務員, 03402 秘書, 03403 受付・案内事務員, 03801 現金出納事務員, 03802 預・貯金窓口事務員, 03803 経理事務員, 03899 その他の会計事務の職業, 04001 営業事務員, 04002 貿易事務員, 04099 その他の営業・販売関連事務の職業, 04501 レジ係, 04502 百貨店販売店員, 04503 コンビニエンスストア店員, 04504 総合小売店販売店員 (百貨店・コンビニエンスストアを除く), 04505 食品スーパー・マーケット販売店員, 04506 飲食料品販売店員, 04507 衣料品販売店員, 04508 医薬品販売店員, 04509 化粧品販売店員, 04510 電気機器販売店員, 04511 携帯電話販売店員, 04512 自動車販売店員、自動車用品販売店員, 04513 ガソリンスタンド店員, 04514 他の商品販売店員, 04515 商品実演販売員, 04516 商品訪問・移動販売員, 04901 社会福祉施設管理者, 04902 福祉相談・指導専門員, 04903 老人福祉施設指導専門員, 04904 障害者福祉施設指導専門員, 04905 児童福祉施設指導専門員, 04906 他の社会福祉施設指導専門員, 04907 介護支援専門員（ケアマネジャー）, 04908 訪問介護サービス提供責任者, 04909 障害福祉サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者, 04910 福祉用具専門相談員, 04999 その他の福祉・介護の専門的職業, 05001 高齢者入所型施設介護員, 05002 高齢者通所型施設介護員, 05003 障害者福祉施設介護員, 05099 その他の施設介護の職業, 05101 訪問介護員, 05102 訪問入浴介助員, 05201 家政婦（夫）、家事手伝い, 05299 その他の家庭生活支援サービスの職業, 05501 日本料理調理人, 05502 西洋料理調理人, 05503 中華料理調理人, 05504 各国料理調理人（日本・西洋・中華料理を除く）, 05505 飲食チェーン店等調理員, 05506 学校給食調理員, 05507 給食等調理員（学校を除く）, 05508 調理補助者、調理人見習, 05509 バーテンダー, 05599 その他の飲食物調理の職業, 05601 飲食店店長, 05602 旅館・ホテル支配人, 05603 ウエイター・ウエイトレス（飲食店ホール係）、配ぜん人, 05604 旅館・ホテルフロント係, 05605 旅館・ホテル接客係, 05606 客室乗務員、船舶旅客係, 05607 接客社交係、芸者, 05608 娯楽場・スポーツ施設等接客員, 05699 その他の接客・給仕の職業, 09502 陸上荷役・運搬作業員, 09503 倉庫作業員, 09504 桶包作業員, 09601 ビル・建物清掃員, 09602 ハウスクリーニング作業員, 09603 旅館・ホテル客室清掃整備員, 09604 道路・公園清掃員, 09605 ごみ収集・し尿汲取作業員, 09606 産業廃棄物収集作業員, 09607 乗物洗浄・清掃員, 09699 その他の清掃・洗浄作業員, 09701 製品包装作業員, 09702 ラベル・シール・タグ付け作業員, 09801 選別作業員, 09802 ピッキング作業員, 09901 工場業務員, 09902 小売店品出し・陳列・補充作業員, 09903 洗い場作業員, 09904 用務員, 09999 他に分類されない運搬・清掃・包装・選別等の職業

- (4) 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- (5) 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

#### (賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、基本給（賞与を含む）、時間外労働手当、深夜・休日労働手当とする。

#### (賃金の決定方法)

第3条 対象従業員の基本給、賞与及び手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1のとおりとする。

- (1) 支払時給の決定は、「合算比較方式」とする。具体的には、職種別賃金に対象従業員が勤務する地域にかかる地域指数を乗じ、退職金相当となる額として5%を乗じた額を加え、更に一般労働者の通勤手当相当額「73円」も加算した額を『基準値』とする。そして、当該『基準値』よりも、支払時給が同額以上となることを条件とする方式である。
- (2) 通勤手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額を73円（時給換算額）とする。  
ただし、以下に該当する者については例外とする。  
①送迎バス・送迎車の利用が可能である場合、および徒歩により通勤する者で通勤距離が片道2km未満である者については、通勤手当の支給は行わないものとする。  
②令和7年3月31日現在において、基本給とは別に実費交通費を支払っている者に限っては引き続き通勤に要する実費に相当する額を支給する。  
③全国またはブロック内転勤のある正社員であり、派遣先管理における研修の一貫として派遣先で就業をする者については、1ヶ月分の定期代相当額を支給する。
- (3) 退職手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額は、通達別添2の金額に都道府県別地域係数を乗じた額の5%相当（1円未満の端数切り上げ）とする。
- (4) 地域調整については、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の就業地で派遣を行うことから、当該派遣先となる事業場の所在地の都道府県の地域指数を使うものとする。

第4条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること  
(2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と対応関係は次のとおりとすること  
Sランク：3年以上  
Aランク：2年以上  
Bランク：1.5年以上  
Cランク：0.5年以上  
Dランク：0年以上
- 2 株式会社ウィルエージェンシーは、第6条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で能力手当を支払うこととする。（「能力手当」は時給に含む）また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

(時間外手当、深夜・休日手当)

第5条 対象従業員の時間外手当、深夜・休日手当は、法律の定めに従って支給する。

(賃金の決定に当たっての評価)

第6条 賃金の決定は、半期または契約更新ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は、スキル・能力の向上、勤怠状況、積極性、責任性、協調性など派遣先評価も含め総合的に判断するものとする。その評価結果に基づき、基本給の額を決定する。

(賃金以外の待遇)

第7条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員と同一とし、社員就業規則第26条及び第40条の規定を準用する。

(教育訓練)

第8条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「株式会社 ウィルエージェンシー 教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの6か月間とする。

ただし、具体的な適用開始日は、別紙に定めるとおり、各派遣先事業所所在地における令和7年度地域別最低賃金の発効日以降とする。

なお、当該発効日前の期間（令和7年4月1日から発効日前日まで）については、既に締結済みの令和7年4月1日から令和8年3月31日までを有効期間とする労使協定を適用する。

2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

## ■労働者派遣法に基づく情報公開

事業所名称：株式会社ウィルエージェンシー 横浜支店

①派遣労働者の数 (1日1人8時間平均／2025年9月30日時点)	112名						
②派遣先の数 (事業年度あたりの事業所の数)	96事業所						
③労働者派遣に関する料金額 (1日1人8時間平均)	16,783円						
④派遣労働者の賃金額 (1日1人8時間平均)	11,644円						
⑤マージン率	27.5%						
⑥教育訓練に関する事項	訓練名	主な訓練の内容	対象となる派遣労働者	訓練の方法	実施主体	賃金支給の有無	費用負担
	入職前研修	・派遣スタッフとは ・期待されるスタッフ像 ・派遣法について ・コミュニケーションとは ・身だしなみと挨拶	新規就労派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	現業職・技能職研修	・ものづくり教育プログラム ・現場リーダー教育 ・衛生管理者試験対策	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	販売・サービス職研修	・販売員スキルアップ講座 ・ビジネスマナー講座 ・ストレスマネジメント ・コーチング	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	事務職研修	・ヒューマンスキル ・ストレスマネジメント ・コーチング ・部下指導・マネジメント	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
⑦キャリア形成支援制度	<p>キャリアアップに資する教育訓練計画については、以下の弊社HPをご確認ください。  <a href="https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/">https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/</a></p> <p>キャリア・コンサルティングに関するご相談は、横浜支店までご連絡ください。  TEL:045-412-5580</p>						
⑧その他福利厚生に関するもの	<p>社会保険加入の条件に該当した場合は、関東ITソフトウェア健康保険組合の福利厚生特典が受けられます。(法定給付+付加給付、保養施設の充実、旅行パックの割引・補助、提携スポーツクラブ・ゴルフ場・テニスコートの割引使用など)</p>						

※情報は2024年10月から2025年9月までのデータをもとに公開しております。

## 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社ウィルエージェンシー横浜支店（以下「甲」という）と労働者代表である長谷川 聖（以下「乙」という）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

### （対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣先で本条第1項第2号および第3号記載の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という）に適用する。比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、次のとおりとする。

- (1) 本条第2項および第3項記載の職種における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和6年8月27日付職発0827第1号「令和7年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について（以下「通達」という）別添2に定める職種とする。
- (2) 以下の職種については、業務の実態から複数の業務に従事する可能性があることから中分類を使用するものとする。

001 法人・団体役員, 002 法人・団体管理職員, 003 その他の管理的職業, 004 研究者, 005 農林水産技術者, 006 開発技術者, 007 製造技術者, 008 建築・土木・測量技術者, 012 法務の職業, 013 経営・金融・保険の専門的職業, 014 宗教家, 015 著述家、記者、編集者, 016 美術家、写真家、映像撮影者, 018 音楽家、舞台芸術家, 019 図書館司書、学芸員、カウンセラー（医療・福祉施設を除く）, 020 その他の法務・経営・文化芸術等の専門的職業, 021 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師, 022 保健師、助産師, 024 医療技術者, 026 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師, 027 その他の医療・看護・保健の専門的職業, 030 学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者, 031 学校等教員, 032 習い事指導等教育関連の職業, 034 一般事務・秘書・受付の職業, 035 その他の総務等事務の職業, 036 電話・インターネットによる応接事務の職業, 037 医療・介護事務の職業, 041 外勤事務の職業, 042 運輸・郵便事務の職業, 043 コンピュータ等事務用機器操作の職業, 044 小売店・卸売店店長, 046 商品仕入・再生資源卸売の職業, 047 販売類似の職業, 048 営業の職業, 053 理容師、美容師、美容関連サービスの職業, 054 浴場・クリーニングの職業, 057 居住施設・ビル等の管理の職業, 058 その

- (3) 以下の職種については、業務の実態を踏まえ最も適合する職種があるため小分類を使用するものとする。

00901 ソフトウェア開発技術者（WEB・オープン系）, 00902 ソフトウェア開発技術者（組込・制御系）, 00903 プログラマー, 00999 その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）, 01001 ITコンサルタント, 01002 ITシステム設計技術者, 01003 ITプロジェクトマネージャ, 01004 ITシステム運用管理者, 01005 ITヘルプデスク, 01006 通信ネットワーク技術者, 01099 その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）, 01101 通信機器操作員, 01199 他に分類されない技術の職業, 01701 ウェブデザイナー, 01702 グラフィックデザイナー, 01799 その他のデザイナー, 02301 看護師・准看護師（病院・診療所）, 02302 看護師・

准看護師（介護施設）, 02303 看護師・准看護師（訪問看護）, 02399 その他の看護師・准看護師, 02501 栄養士, 02502 管理栄養士, 02801 看護助手, 02901 保育士, 02902 幼稚園教員, 02903 保育教諭, 03301 総務事務員, 03302 人事事務員, 03303 企画・調査事務員, 03801 現金出納事務員, 03802 預・貯金窓口事務員, 03803 経理事務員, 03899 その他の会計事務の職業, 03901 生産現場事務員, 03902 出荷・受荷係事務員, 04001 営業事務員, 04002 貿易事務員, 04099 その他の営業・販売関連事務の職業, 04501 レジ係, 04502 百貨店販売店員, 04503 コンビニエンスストア店員, 04504 総合小売店販売店員 (百貨店・コンビニエンスストアを除く), 04505 食品スーパー・マーケット販売店員, 04506 飲食料品販売店員, 04507 衣料品販売店員, 04508 医薬品販売店員, 04509 化粧品販売店員, 04510 電気機器販売店員, 04511 携帯電話販売店員, 04512 自動車販売店員、自動車用品販売店員, 04513 ガソリンスタンド店員, 04514 他の商品販売店員, 04515 商品実演販売員, 04516 商品訪問・移動販売員, 04901 社会福祉施設管理者, 04902 福祉相談・指導専門員, 04903 老人福祉施設指導専門員, 04904 障害者福祉施設指導専門員, 04905 児童福祉施設指導専門員, 04906 他の社会福祉施設指導専門員, 04907 介護支援専門員（ケアマネジャー）, 04908 訪問介護サービス提供責任者, 04909 障害福祉サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者, 04910 福祉用具専門相談員, 04999 その他の福祉・介護の専門的職業, 05001 高齢者入所型施設介護員, 05002 高齢者通所型施設介護員, 05003 障害者福祉施設介護員, 05099 その他の施設介護の職業, 05101 訪問介護員, 05102 訪問入浴介助員, 05299 その他の家庭生活支援サービスの職業, 05501 日本料理調理人, 05502 西洋料理調理人, 05503 中華料理調理人, 05504 各国料理調理人（日本・西洋・中華料理を除く）, 05505 飲食チェーン店等調理員, 05506 学校給食調理員, 05507 給食等調理員（学校を除く）, 05508 調理補助者、調理人見習, 05509 バーテンダー, 05599 その他の飲食物調理の職業, 05601 飲食店店長, 05602 旅館・ホテル支配人, 05603 ウエイター・ウエイトレス（飲食店ホール係）、配膳人, 05604 旅館・ホテルフロント係, 05605 旅館・ホテル接客係, 05606 客室乗務員、船舶旅客係, 05607 接客社交係、芸者, 05608 娯楽場・スポーツ施設等接客員, 05699 その他の接客・給仕の職業, 06701 製銑・製鋼・非鉄金属製鍊設備オペレーター, 06702 鋳造・鍛造設備オペレーター, 06703 金属工作設備オペレーター, 06704 金属プレス設備オペレーター, 06705 鉄工・製缶設備オペレーター, 06706 板金設備オペレーター, 06707 めっき・金属研磨設備オペレーター, 06708 金属溶接・溶断設備オペレーター, 06799 その他の生産設備オペレーター（金属製品）, 06801 食料品生産設備オペレーター, 06802 飲料・たばこ生産設備オペレーター, 07101 製銑工、製鋼工、非鉄金属製鍊工, 07102 鋳物製造工、鍛造工, 07103 金属熱処理工, 07104 圧延工, 07105 汎用金属工作機械工, 07106 数値制御金属工作機械工, 07107 金属プレス工, 07108 鉄工、製缶工, 07109 自動車板金工, 07110 板金工（自動車を除く）, 07111 めっき工、金属研磨工, 07112 金属製器具・建具・金型等製造工, 07113 金属溶接・溶断工, 07199 その他の製品製造・加工処理工（金属製品）, 07201 パン・菓子製造工, 07202 食肉加工工, 07203 水産物加工工, 07204 保存食品・冷凍加工食品製造工, 07206 他の食料品製造・加工処理工, 07207 飲料・たばこ製造工, 07301 化学製品製造工, 07302 烟業・土石製品製造工, 07303 紡織製品・衣服・繊維製品製造工, 07304 木製品製造工, 07305 パルプ・紙製品製造工, 07306 印刷・製本作業員, 07307 ゴム製品製造工, 07308 プラスチック製品製造工, 07399 その他の製品製造・加工処理工 (金属製品・食料品等を除く)

く), 07401 はん用・生産用・業務用機械器具組立工, 07402 電気機械組立工, 07403 電気通信機械器具組立工, 07404 電子応用機械器具組立工, 07405 民生用電子・電気機械器具組立工, 07406 半導体製品製造工, 07407 電球・電子管・電池製造工, 07408 電線製造工, 07409 電子機器部品組立工, 07410 他の電気機械器具組立工, 07411 自動車組立工, 07412 輸送用機械器具組立工(自動車を除く), 07413 計量計測機器・光学機械器具組立工, 08801 車掌, 08802 鉄道車両入換・編成作業員, 08803 甲板員、船舶機関員, 08804 フォークリフト運転作業員, 08899 他に分類されない輸送の職業, 09502 陸上荷役・運搬作業員, 09504 梱包作業員, 09601 ビル・建物清掃員, 09602 ハウスクリーニング作業員, 09603 旅館・ホテル客室清掃整備員, 09604 道路・公園清掃員, 09605 ごみ収集・し尿汲取作業員, 09606 産業廃棄物収集作業員, 09607 乗物洗浄・清掃員, 09699 その他の清掃・洗浄作業員, 09701 製品包装作業員, 09702 ラベル・シール・タグ付け作業員, 09801 選別作業員, 09802 ピッキング作業員, 09901 工場業務員, 09902 小売店品出し・陳列・補充作業員, 09903 洗い場作業員, 09904 用務員, 09999 他に分類されない運搬・清掃・包装・選別等の職業

- (4) 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- (5) 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

#### (賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、基本給(賞与を含む)、時間外労働手当、深夜・休日労働手当とする。

#### (賃金の決定方法)

第3条 対象従業員の基本給、賞与及び手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1のとおりとする。

- (1) 支払時給の決定は、「合算比較方式」とする。具体的には、職種別賃金に対象従業員が勤務する地域にかかる地域指数を乗じ、退職金相当となる額として5%を乗じた額を加え、更に一般労働者の通勤手当相当額「73円」も加算した額を『基準値』とする。そして、当該『基準値』よりも、支払時給が同額以上となることを条件とする方式である。
- (2) 通勤手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額を73円(時給換算額)とする。  
ただし、以下に該当する者については例外とする。
  - ①送迎バス・送迎車の利用が可能である場合、および徒歩により通勤する者で通勤距離が片道2km未満である者については、通勤手当の支給は行わないものとする。
  - ②令和7年3月31日現在において、基本給とは別に実費交通費を支払っている者に限っては引き続き通勤に要する実費に相当する額を支給する。
  - ③全国またはブロック内転勤のある正社員であり、派遣先管理における研修の一貫として派遣先で就業をする者については、1ヶ月分の定期代相当額を支給する。

- (3) 退職手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額は、通達別添2の金額に都道府県別地域係数を乗じた額の5%相当（1円未満の端数切り上げ）とする。
- (4) 地域調整については、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、栃木県の就業地で派遣を行うことから、当該派遣先となる事業場の所在地の都道府県の地域指数を使うものとする。

第4条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
  - (2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と対応関係は次のとおりとすること
- Sランク：3年以上  
Aランク：2年以上  
Bランク：1.5年以上  
Cランク：0.5年以上  
Dランク：0年以上
- 2 株式会社 ウィルエージェンシーは、第6条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で能力手当を支払うこととする。（「能力手当」は時給に含む）また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

（時間外手当、深夜・休日手当）

第5条 対象従業員の時間外手当、深夜・休日手当は、法律の定めに従って支給する。

（賃金の決定に当たっての評価）

第6条 賃金の決定は、半期または契約更新ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は、スキル・能力の向上、勤怠状況、積極性、責任性、協調性など派遣先評価も含め総合的に判断するものとする。その評価結果に基づき、基本給の額を決定する。

（賃金以外の待遇）

第7条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員と同一とし、社員就業規則第26条及び第40条の規定を準用する。

（教育訓練）

第8条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「株式会社 ウィルエージェンシー 教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

（その他）

第9条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの6か月間とする。

ただし、具体的な適用開始日は、別紙に定めるとおり、各派遣先事業所所在地における令和7年度地域別最低賃金の発効日以降とする。

なお、当該発効日前の期間（令和7年4月1日から発効日前日まで）については、既に締結済みの令和7年4月1日から令和8年3月31日までを有効期間とする労使協定を適用する。

- 2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

## ■労働者派遣法に基づく情報公開

事業所名称：株式会社ウィルエージェンシー 札幌支店

①派遣労働者の数 (1日1人8時間平均／2025年9月30日時点)	36名						
②派遣先の数 (事業年度あたりの事業所の数)	104事業所						
③労働者派遣に関する料金額 (1日1人8時間平均)	13,758円						
④派遣労働者の賃金額 (1日1人8時間平均)	10,038円						
⑤マージン率	27.0%						
⑥教育訓練に関する事項	訓練名	主な訓練の内容	対象となる派遣労働者	訓練の方法	実施主体	賃金支給の有無	費用負担
	入職前研修	・派遣スタッフとは ・期待されるスタッフ像 ・派遣法について ・コミュニケーションとは ・身だしなみと挨拶	新規就労派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	現業職・技能職研修	・ものづくり教育プログラム ・現場リーダー教育 ・衛生管理者試験対策	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	販売・サービス職研修	・販売員スキルアップ講座 ・ビジネスマナー講座 ・ストレスマネジメント ・コーチング	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
⑦キャリア形成支援制度	キャリアアップに資する教育訓練計画については、以下の弊社HPをご確認ください。 <a href="https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/">https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/</a>						
	キャリア・コンサルティングに関するご相談は、札幌支店までご連絡ください。 TEL:011-233-5881						
⑧その他福利厚生に関するもの	社会保険加入の条件に該当した場合は、関東ITソフトウェア健康保険組合の福利厚生特典が受けられます。(法定給付+付加給付、保養施設の充実、旅行パックの割引・補助、提携スポーツクラブ・ゴルフ場・テニスコートの割引使用など)						

※情報は2024年10月から2025年9月までのデータをもとに公開しております。

## 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社ウィルエージェンシー札幌支店（以下「甲」という）と労働者代表である田内 明里（以下「乙」という）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

### （対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣先で本条第1項第2号および第3号記載の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という）に適用する。比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、次のとおりとする。

（1） 本条第2項および第3項記載の職種における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和6年8月27日付職発0827第1号「令和7年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について（以下「通達」という）別添2に定める職種とする。

（2） 以下の職種については、業務の実態から複数の業務に従事する可能性があることから中分類を使用するものとする。

025 栄養士、管理栄養士, 036 電話・インターネットによる応接事務の職業, 037 医療・介護事務の職業, 042 運輸・郵便事務の職業, 045 販売員, 048 営業の職業, 051 訪問介護の職業, 057 居住施設・ビル等の管理の職業, 058 その他のサービスの職業, 068 生産設備オペレーター（食料品等）, 069 生産設備オペレーター（金属製品・食料品等を除く）, 070 機械組立設備オペレーター, 075 機械整備・修理工, 076 製品検査工（金属製品）, 077 製品検査工（食料品等）, 079 機械検査工, 082 配送・集荷の職業, 085 乗用車運転の職業, 088 その他の輸送の職業

（3） 以下の職種については、業務の実態を踏まえ最も適合する職種があるため小分類を使用するものとする。

01001 ITコンサルタント, 01002 ITシステム設計技術者, 01003 ITプロジェクトマネージャ, 01004 ITシステム運用管理者, 01005 ITヘルプデスク, 01006 通信ネットワーク技術者, 01099 その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）, 02301 看護師・准看護師（病院・診療所）, 02302 看護師・准看護師（介護施設）, 02303 看護師・准看護師（訪問看護）, 02399 その他の看護師・准看護師, 02801 看護助手, 02899 その他の保健医療関係助手, 02901 保育士, 02902 幼稚園教員, 02903 保育教諭, 03301 総務事務員, 03302 人事事務員, 03303 企画・調査事務員, 03401 一般事務員, 03402 秘書, 03403 受付・案内事務員, 03801 現金出納事務員, 03802 預・貯金窓口事務員, 03803 経理事務員, 03899 その他の会計事務の職業, 03901 生産現場事務員, 03902 出荷・受荷係事務員, 04001 営業事務員, 04002 貿易事務員, 04099 その他の営業・販売関連事務の職業, 04301 パーソナルコンピュータ操作員、ホームページ関連事務員, 04302 データ入力事務員, 04399 その他のコンピュータ等事務用機器操作の職業, 04901 社会福祉施設管理者, 04902 福祉相談・指導専門員, 04903 老人福祉施設指導専門員, 04904 障害者福祉施設指導専門員, 04905 児童福祉施設指導専門員, 04906 他の社会福祉施設指導専門員, 04907 介護支援専門員（ケアマネジャー）, 04908 訪問介護サービス提供責任

者, 04909 障害福祉サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者, 04910 福祉用具専門相談員, 04999 その他の福祉・介護の専門的職業, 05001 高齢者入所型施設介護員, 05002 高齢者通所型施設介護員, 05003 障害者福祉施設介護員, 05099 その他の施設介護の職業, 05299 その他の家庭生活支援サービスの職業, 05501 日本料理調理人, 05502 西洋料理調理人, 05503 中華料理調理人, 05504 各国料理調理人（日本・西洋・中華料理を除く）, 05505 飲食チェーン店等調理員, 05506 学校給食調理員, 05507 給食等調理員（学校を除く）, 05508 調理補助者、調理人見習, 05509 バーテンダー, 05599 その他の飲食物調理の職業, 05601 飲食店店長, 05602 旅館・ホテル支配人, 05603 ウエイター・ウェイトレス（飲食店ホール係）、配膳人, 05604 旅館・ホテルフロント係, 05605 旅館・ホテル接客係, 05606 客室乗務員、船舶旅客係, 05607 接客社交係、芸者, 05608 娯楽場・スポーツ施設等接客員, 05699 その他の接客・給仕の職業, 06401 稲作・畑作作業員, 06402 農作物栽培・収穫作業員（稲作・畑作を除く）, 06403 家畜・家きん飼育作業員, 06404 動物飼育員（家畜・家きんを除く）, 06405 植木職、造園師, 06499 その他の農業の職業, 06701 製銑・製鋼・非鉄金属製鍊設備オペレーター, 06702 鋳造・鍛造設備オペレーター, 06703 金属工作設備オペレーター, 06704 金属プレス設備オペレーター, 06705 鉄工・製缶設備オペレーター, 06706 板金設備オペレーター, 06707 めっき・金属研磨設備オペレーター, 06708 金属溶接・溶断設備オペレーター, 06799 その他の生産設備オペレーター（金属製品）, 07101 製銑工、製鋼工、非鉄金属製鍊工, 07102 鋳物製造工、鍛造工, 07103 金属熱処理工, 07104 圧延工, 07105 汎用金属工作機械工, 07106 数値制御金属工作機械工, 07107 金属プレス工, 07108 鉄工、製缶工, 07109 自動車板金工, 07110 板金工（自動車を除く）, 07111 めっき工、金属研磨工, 07112 金属製器具・建具・金型等製造工, 07113 金属溶接・溶断工, 07199 その他の製品製造・加工処理工（金属製品）, 07201 パン・菓子製造工, 07202 食肉加工工, 07203 水産物加工工, 07204 保存食品・冷凍加工食品製造工, 07205 弁当・惣菜類製造工, 07207 飲料・たばこ製造工, 07301 化学製品製造工, 07302 窯業・土石製品製造工, 07303 紡織製品・衣服・繊維製品製造工, 07304 木製品製造工, 07305 パルプ・紙製品製造工, 07306 印刷・製本作業員, 07307 ゴム製品製造工, 07308 プラスチック製品製造工, 07399 その他の製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）, 07401 はん用・生産用・業務用機械器具組立工, 07402 電気機械組立工, 07403 電気通信機械器具組立工, 07404 電子応用機械器具組立工, 07405 民生用電子・電気機械器具組立工, 07406 半導体製品製造工, 07407 電球・電子管・電池製造工, 07408 電線製造工, 07409 電子機器部品組立工, 07410 他の電気機械器具組立工, 07411 自動車組立工, 07412 輸送用機械器具組立工（自動車を除く）, 07413 計量計測機器・光学機械器具組立工, 07801 化学製品検査工, 07802 窯業・土石製品検査工, 07803 紡織製品・衣服・繊維製品検査工, 07804 木製品・パルプ・紙製品検査工, 07805 印刷・製本検査工, 07806 ゴム・プラスチック製品検査工, 07899 その他の製品検査工（金属製品・食料品等を除く）, 08301 大型トラック運転手, 08302 中型・小型トラック運転手, 08303 トレーラートラック運転手, 08304 ダンプカー運転手, 08399 その他の貨物自動車運転の職業, 09502 陸上荷役・運搬作業員, 09503 倉庫作業員, 09504 梱包作業員, 09601 ビル・建物清掃員, 09602 ハウスクリーニング作業員, 09603 旅館・ホテル客室清掃整備員, 09604 道路・公園清掃員, 09605 ごみ収集・し尿汲取作業員, 09606 産業廃棄物収集作業員, 09607 乗物洗浄・清掃員, 09699 その他の清掃・洗浄作業員, 09701 製品包装

作業員, 09702 ラベル・シール・タグ付け作業員, 09801 選別作業員, 09802 ピッキング作業員, 09901 工場業務員, 09902 小売店品出し・陳列・補充作業員, 09903 洗い場作業員, 09904 用務員, 09999 他に分類されない運搬・清掃・包装・選別等の職業

- (4) 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- (5) 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

#### (賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、基本給（賞与を含む）、時間外労働手当、深夜・休日労働手当とする。

#### (賃金の決定方法)

第3条 対象従業員の基本給、賞与及び手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1のとおりとする。

- (1) 支払時給の決定は、「合算比較方式」とする。具体的には、職種別賃金に対象従業員が勤務する地域にかかる地域指数を乗じ、退職金相当となる額として5%を乗じた額を加え、更に一般労働者の通勤手当相当額「73円」も加算した額を『基準値』とする。そして、当該『基準値』よりも、支払時給が同額以上となることを条件とする方式である。
- (2) 通勤手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額を73円（時給換算額）とする。  
ただし、以下に該当する者については例外とする。
  - ①送迎バス・送迎車の利用が可能である場合、および徒歩により通勤する者で通勤距離が片道2km未満である者については、通勤手当の支給は行わないものとする。
  - ②令和7年3月31日現在において、基本給とは別に実費交通費を支払っている者に限っては引き続き通勤に要する実費に相当する額を支給する。
  - ③全国またはブロック内転勤のある正社員であり、派遣先管理における研修の一貫として派遣先で就業をする者については、1ヶ月分の定期代相当額を支給する。
- (3) 退職手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額は、通達別添2の金額に都道府県別地域係数を乗じた額の5%相当（1円未満の端数切り上げ）とする。
- (4) 地域調整については、北海道、宮城県の就業地で派遣を行うことから、当該派遣先となる事業場の所在地の都道府県の地域指数を使うものとする。

第4条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- (2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と対応関係は次のとおりとすること

S ランク : 3 年以上  
A ランク : 2 年以上  
B ランク : 1.5 年以上  
C ランク : 0.5 年以上  
D ランク : 0 年以上

- 2 株式会社 ウィルエージェンシーは、第 6 条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の 1 ~ 3 % の範囲で能力手当を支払うこととする。（「能力手当」は時給に含む） また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

（時間外手当、深夜・休日手当）

第 5 条 対象従業員の時間外手当、深夜・休日手当は、法律の定めに従って支給する。

（賃金の決定に当たっての評価）

第 6 条 賃金の決定は、半期または契約更新ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は、スキル・能力の向上、勤怠状況、積極性、責任性、協調性など派遣先評価も含め総合的に判断するものとする。その評価結果に基づき、基本給の額を決定する。

（賃金以外の待遇）

第 7 条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員と同一とし、社員就業規則第 26 条及び第 40 条の規定を準用する。

（教育訓練）

第 8 条 労働者派遣法第 30 条の 2 に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「株式会社 ウィルエージェンシー 教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

（その他）

第 9 条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

（有効期間）

第 10 条 本協定の有効期間は、令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 6 か月間とする。  
ただし、具体的な適用開始日は、別紙に定めるとおり、各派遣先事業所所在地における令和 7 年度地域別最低賃金の発効日以降とする。  
なお、当該発効日前の期間（令和 7 年 4 月 1 日から発効日前日まで）については、既に締結済みの令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までを有効期間とする労使協定を適用する。

2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

■労働者派遣法に基づく情報公開

事業所名称：株式会社ウィルエージェンシー 青森支店

①派遣労働者の数 (1日1人8時間平均／2025年9月30日時点)	7名						
②派遣先の数 (事業年度あたりの事業所の数)	31事業所						
③労働者派遣に関する料金額 (1日1人8時間平均)	13,729円						
④派遣労働者の賃金額 (1日1人8時間平均)	9,765円						
⑤マージン率	28.9%						
⑥教育訓練に関する事項	訓練名	主な訓練の内容	対象となる派遣労働者	訓練の方法	実施主体	賃金支給の有無	費用負担
	入職前研修	・派遣スタッフとは ・期待されるスタッフ像 ・派遣法について ・コミュニケーションとは ・身だしなみと挨拶	新規就労派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	現業職・技能職研修	・ものづくり教育プログラム ・現場リーダー教育 ・衛生管理者試験対策	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	販売・サービス職研修	・販売員スキルアップ講座 ・ビジネスマナー講座 ・ストレスマネジメント ・コーチング	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	事務職研修	・ヒューマンスキル ・ストレスマネジメント ・コーチング ・部下指導・マネジメント	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
⑦キャリア形成支援制度	<p>キャリアアップに資する教育訓練計画については、以下の弊社HPをご確認ください。  <a href="https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/">https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/</a></p> <p>キャリア・コンサルティングに関するご相談は、青森支店までご連絡ください。  TEL:017-721-5451</p>						
⑧その他福利厚生に関するもの	<p>社会保険加入の条件に該当した場合は、関東ITソフトウェア健康保険組合の福利厚生特典が受けられます。(法定給付+付加給付、保養施設の充実、旅行パックの割引・補助、提携スポーツクラブ・ゴルフ場・テニスコートの割引使用など)</p>						

※情報は2024年10月から2025年9月までのデータをもとに公開しております。

## 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社ウィルエージェンシー青森支店（以下「甲」という）と労働者代表である佐藤 加緒莉（以下「乙」という）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

### （対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣先で本条第1項第2号および第3号記載の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という）に適用する。比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、次のとおりとする。

- (1) 本条第2項および第3項記載の職種における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和6年8月27日付職発0827第1号「令和7年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について（以下「通達」という）別添2に定める職種とする。
- (2) 以下の職種については、業務の実態から複数の業務に従事する可能性があることから中分類を使用するものとする。
- (3) 以下の職種については、業務の実態を踏まえ最も適合する職種があるため小分類を使用するものとする。

01001 ITコンサルタント, 01002 ITシステム設計技術者, 01003 ITプロジェクトマネージャ, 01004 ITシステム運用管理者, 01005 ITヘルプデスク, 01006 通信ネットワーク技術者, 01099 その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）, 02301 看護師・准看護師（病院・診療所）, 02302 看護師・准看護師（介護施設）, 02303 看護師・准看護師（訪問看護）, 02399 その他の看護師・准看護師, 02801 看護助手, 02802 歯科助手, 02899 他の保健医療関係助手, 02901 保育士, 02902 幼稚園教員, 02903 保育教諭, 03001 学童保育指導員, 03002 児童館指導員, 03003 保育補助者、家庭的保育者, 03201 学習・語学指導教師, 03202 スポーツ・舞踊指導員, 03203 趣味・習い事指導教師, 03801 現金出納事務員, 03802 預・貯金窓口事務員, 03803 経理事務員, 03899 他の会計事務の職業, 03901 生産現場事務員, 03902 出荷・受荷係事務員, 04001 営業事務員, 04002 貿易事務員, 04099 他の営業・販売関連事務の職業, 04201 旅客・貨物係事務員, 04202 運行管理事務員, 04203 郵便事務員, 04301 パーソナルコンピュータ操作員、ホームページ関連事務員, 04302 データ入力事務員, 04399 他のコンピュータ等事務用機器操作の職業, 04701 不動産仲介・売買人, 04702 保険代理人、保険仲立人, 04703 クリーニング等受入係員, 04799 他の販売類似の職業, 04801 飲食料品営業員, 04802 化学製品営業員, 04803 医薬品営業員, 04804 機械器具営業員, 04805 自動車営業員, 04806 通信・情報システム営業員, 04807 金融・保険営業員, 04808 不動産営業員, 04809 広告営業員, 04810 建設工事営業員, 04811 印刷営業員, 04899 他の営業の職業, 04901 社会福祉施設管理者, 04902 福祉相談・指導専門員, 04903 老人福祉施設指導専門員, 04904 障害者福祉施設指導専門員, 04905 児童福祉施設指導専門員, 04906 他の社会福祉施設指導専門員, 04907 介護支

援専門員（ケアマネジャー）, 04908 訪問介護サービス提供責任者, 04909 障害福祉サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者, 04910 福祉用具専門相談員, 04999 その他の福祉・介護の専門的職業, 05001 高齢者入所型施設介護員, 05002 高齢者通所型施設介護員, 05003 障害者福祉施設介護員, 05099 その他の施設介護の職業, 05101 訪問介護員, 05102 訪問入浴介助員, 05201 家政婦（夫）、家事手伝い, 05299 その他の家庭生活支援サービスの職業, 05301 理容師, 05302 美容師, 05303 理容師補助者、美容師補助者, 05304 エステティシャン, 05305 ネイリスト, 05399 その他の理容師、美容師、美容関連サービスの職業, 05401 浴場従事人, 05402 クリーニング職、洗張職, 05601 飲食店店長, 05602 旅館・ホテル支配人, 05603 ウエイター・ウエイトレス（飲食店ホール係）、配ぜん人, 05604 旅館・ホテルフロント係, 05605 旅館・ホテル接客係, 05606 客室乗務員、船舶旅客係, 05607 接客社交係、芸者, 05608 娯楽場・スポーツ施設等接客員, 05699 その他の接客・給仕の職業, 06401 稲作・畑作作業員, 06402 農作物栽培・収穫作業員（稲作・畑作を除く）, 06403 家畜・家きん飼育作業員, 06404 動物飼育員（家畜・家きんを除く）, 06405 植木職、造園師, 06499 その他の農業の職業, 06501 育林作業員, 06502 伐木・造材・集材作業員, 06599 その他の林業の職業, 06701 製銑・製鋼・非鉄金属製鍊設備オペレーター, 06702 鋳造・鍛造設備オペレーター, 06703 金属工作設備オペレーター, 06704 金属プレス設備オペレーター, 06705 鉄工・製缶設備オペレーター, 06706 板金設備オペレーター, 06707 めっき・金属研磨設備オペレーター, 06708 金属溶接・溶断設備オペレーター, 06799 その他の生産設備オペレーター（金属製品）, 06801 食料品生産設備オペレーター, 06802 飲料・たばこ生産設備オペレーター, 06901 化学製品生産設備オペレーター, 06902 窯業・土石製品生産設備オペレーター, 06903 紡織製品・衣服・繊維製品生産設備オペレーター, 06904 木製品・パルプ・紙製品生産設備オペレーター, 06905 印刷・製本設備オペレーター, 06906 ゴム・プラスチック製品生産設備オペレーター, 06999 その他の生産設備オペレーター（金属製品・食料品等を除く）, 07001 はん用・生産用・業務用機械器具 組立設備オペレーター, 07002 電気機械器具組立設備オペレーター, 07003 自動車組立設備オペレーター, 07004 輸送用機械器具組立設備オペレーター（自動車を除く）, 07005 計量計測機器・光学機械器具組立設備オペレーター, 07101 製銑工、製鋼工、非鉄金属製鍊工, 07102 鋳物製造工、鍛造工, 07103 金属熱処理工, 07104 圧延工, 07105 汎用金属工作機械工, 07106 数値制御金属工作機械工, 07107 金属プレス工, 07108 鉄工、製缶工, 07109 自動車板金工, 07110 板金工（自動車を除く）, 07111 めっき工、金属研磨工, 07112 金属製器具・建具・金型等製造工, 07113 金属溶接・溶断工, 07199 その他の製品製造・加工処理工（金属製品）, 07201 パン・菓子製造工, 07202 食肉加工工, 07203 水産物加工工, 07204 保存食品・冷凍加工食品製造工, 07205 弁当・惣菜類製造工, 07206 他の食料品製造・加工処理工, 07207 飲料・たばこ製造工, 07301 化学製品製造工, 07302 窯業・土石製品製造工, 07303 紡織製品・衣服・繊維製品製造工, 07304 木製品製造工, 07305 パルプ・紙製品製造工, 07306 印刷・製本作業員, 07307 ゴム製品製造工, 07308 プラスチック製品製造工, 07399 その他の製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）, 07401 はん用・生産用・業務用機械器具組立工, 07402 電気機械組立工, 07403 電気通信機械器具組立工, 07404 電子応用機械器具組立工, 07405 民生用電子・電気機械器具組立工, 07406 半導体製品製造工, 07407 電球・電子管・電池製造工, 07408 電線製造工, 07409 電子機器部品組立工, 07410 他の電気機械器具組立工

工, 07411 自動車組立工, 07412 輸送用機械器具組立工（自動車を除く）, 07413 計量計測機器・光学機械器具組立工, 07801 化学製品検査工, 07802 窯業・土石製品検査工, 07803 紡織製品・衣服・繊維製品検査工, 07804 木製品・パルプ・紙製品検査工, 07805 印刷・製本検査工, 07806 ゴム・プラスチック製品検査工, 07899 その他の製品検査工（金属製品・食料品等を除く）, 07901 はん用・生産用・業務用機械器具検査工, 07902 電気機械器具検査工, 07903 自動車検査工, 07904 輸送用機械器具検査工（自動車を除く）, 07905 計量計測機器・光学機械器具検査工, 08001 建築塗装工, 08002 塗装工（建物を除く）, 08003 画工、看板制作工, 08004 製図工（建物・土木施設）, 08005 製図工（建物・土木施設を除く）, 08006 パタンナー, 08099 その他の生産関連の職業, 08201 荷物配達員, 08202 ルート配達員, 08203 郵便集配員、電報配達員, 08204 新聞配達員, 08301 大型トラック運転手, 08302 中型・小型トラック運転手, 08303 トレーラートラック運転手, 08304 ダンプカー運転手, 08399 その他の貨物自動車運転の職業, 08801 車掌, 08802 鉄道車両入換・編成作業員, 08803 甲板員、船舶機関員, 08804 フォークリフト運転作業員, 08899 他に分類されない輸送の職業, 09502 陸上荷役・運搬作業員, 09503 倉庫作業員, 09504 梱包作業員, 09601 ビル・建物清掃員, 09602 ハウスクリーニング作業員, 09603 旅館・ホテル客室清掃整備員, 09604 道路・公園清掃員, 09605 ごみ収集・し尿汲取作業員, 09606 産業廃棄物収集作業員, 09607 乗物洗浄・清掃員, 09699 その他の清掃・洗浄作業員, 09701 製品包装作業員, 09702 ラベル・シール・タグ付け作業員, 09801 選別作業員, 09802 ピッキング作業員, 09901 工場業務員, 09902 小売店品出し・陳列・補充作業員, 09903 洗い場作業員, 09904 用務員, 09999 他に分類されない運搬・清掃・包装・選別等の職業

- (4) 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- (5) 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

#### （賃金の構成）

第2条 対象従業員の賃金は、基本給（賞与を含む）、時間外労働手当、深夜・休日労働手当とする。

#### （賃金の決定方法）

第3条 対象従業員の基本給、賞与及び手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1のとおりとする。

- (1) 支払時給の決定は、「合算比較方式」とする。具体的には、職種別賃金に対象従業員が勤務する地域にかかる地域指数を乗じ、退職金相当となる額として5%を乗じた額を加え、更に一般労働者の通勤手当相当額「73円」も加算した額を『基準値』とする。そして、当該『基準値』よりも、支払時給が同額以上となることを条件とする方式である。
- (2) 通勤手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額を73円（時給換算額）とする。

ただし、以下に該当する者については例外とする。

①送迎バス・送迎車の利用が可能である場合、および徒歩により通勤する者で通勤距離が片道2km未満である者については、通勤手当の支給は行わないものとする。

②令和7年3月31日現在において、基本給とは別に実費交通費を支払っている者に限っては引き続き通勤に要する実費に相当する額を支給する。

③全国またはブロック内転勤のある正社員であり、派遣先管理における研修の一貫として派遣先で就業をする者については、1ヶ月分の定期代相当額を支給する。

(3) 退職手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額は、通達別添2の金額に都道府県別地域係数を乗じた額の5%相当（1円未満の端数切り上げ）とする。

(4) 地域調整については、青森県の就業地で派遣を行うことから、当該派遣先となる事業場の所在地の都道府県の地域指数を使うものとする。

第4条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

(1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること

(2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と対応関係は次のとおりとすること

Sランク：3年以上

Aランク：2年以上

Bランク：1.5年以上

Cランク：0.5年以上

Dランク：0年以上

2 株式会社ウィルエージェンシーは、第6条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で能力手当を支払うこととする。（「能力手当」は時給に含む）また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

（時間外手当、深夜・休日手当）

第5条 対象従業員の時間外手当、深夜・休日手当は、法律の定めに従って支給する。

（賃金の決定に当たっての評価）

第6条 賃金の決定は、半期または契約更新ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は、スキル・能力の向上、勤怠状況、積極性、責任性、協調性など派遣先評価も含め総合的に判断するものとする。その評価結果に基づき、基本給の額を決定する。

（賃金以外の待遇）

第7条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員と同一とし、社員就業規則第26条及び第40条の規定を準用する。

(教育訓練)

第8条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「株式会社 ウィルエージェンシー 教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの6か月間とする。

ただし、具体的な適用開始日は、別紙に定めるとおり、各派遣先事業所所在地における令和7年度地域別最低賃金の発効日以降とする。

なお、当該発効日前の期間（令和7年4月1日から発効日前日まで）については、既に締結済みの令和7年4月1日から令和8年3月31日までを有効期間とする労使協定を適用する。

2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

■労働者派遣法に基づく情報公開

事業所名称：株式会社ウィルエージェンシー 仙台支店

①派遣労働者の数 (1日1人8時間平均／2025年9月30日時点)	33名						
②派遣先の数 (事業年度あたりの事業所の数)	59事業所						
③労働者派遣に関する料金額 (1日1人8時間平均)	14,078円						
④派遣労働者の賃金額 (1日1人8時間平均)	10,056円						
⑤マージン率	28.6%						
⑥教育訓練に関する事項	訓練名	主な訓練の内容	対象となる派遣労働者	訓練の方法	実施主体	賃金支給の有無	費用負担
	入職前研修	・派遣スタッフとは ・期待されるスタッフ像 ・派遣法について ・コミュニケーションとは ・身だしなみと挨拶	新規就労派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	現業職・技能職研修	・ものづくり教育プログラム ・現場リーダー教育 ・衛生管理者試験対策	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	販売・サービス職研修	・販売員スキルアップ講座 ・ビジネスマナー講座 ・ストレスマネジメント ・コーチング	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	事務職研修	・ヒューマンスキル ・ストレスマネジメント ・コーチング ・部下指導・マネジメント	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
⑦キャリア形成支援制度	<p>キャリアアップに資する教育訓練計画については、以下の弊社HPをご確認ください。  <a href="https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/">https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/</a></p> <p>キャリア・コンサルティングに関するご相談は、仙台支店までご連絡ください。  TEL:022-212-3766</p>						
⑧その他福利厚生に関するもの	<p>社会保険加入の条件に該当した場合は、関東ITソフトウェア健康保険組合の福利厚生特典が受けられます。(法定給付+付加給付、保養施設の充実、旅行パックの割引・補助、提携スポーツクラブ・ゴルフ場・テニスコートの割引使用など)</p>						

※情報は2024年10月から2025年9月までのデータをもとに公開しております。

## 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社 ウィルエージェンシー仙台支店（以下「甲」という）と労働者代表である千葉 花菜美（以下「乙」という）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

### （対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣先で本条第1項第2号および第3号記載の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という）に適用する。比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、次のとおりとする。

- (1) 本条第2項および第3項記載の職種における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和6年8月27日付職発0827第1号「令和7年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について（以下「通達」という）別添2に定める職種とする。
- (2) 以下の職種については、業務の実態から複数の業務に従事する可能性があることから中分類を使用するものとする。

030 学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者, 034 一般事務・秘書・受付の職業, 036 電話・インターネットによる応接事務の職業, 037 医療・介護事務の職業, 045 販売員, 050 施設介護の職業, 051 訪問介護の職業, 052 家庭生活支援サービスの職業, 055 飲食物調理の職業, 058 その他のサービスの職業, 068 生産設備オペレーター（食料品等）, 069 生産設備オペレーター（金属製品・食料品等を除く）, 070 機械組立設備オペレーター, 073 製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）, 075 機械整備・修理工, 077 製品検査工（食料品等）, 079 機械検査工, 085 乗用車運転の職業, 088 その他の輸送の職業

- (3) 以下の職種については、業務の実態を踏まえ最も適合する職種があるため小分類を使用するものとする。

01001 ITコンサルタント, 01002 ITシステム設計技術者, 01003 ITプロジェクトマネージャ, 01004 ITシステム運用管理者, 01005 ITヘルプデスク, 01006 通信ネットワーク技術者, 01099 その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）, 02301 看護師・准看護師（病院・診療所）, 02302 看護師・准看護師（介護施設）, 02303 看護師・准看護師（訪問看護）, 02399 その他の看護師・准看護師, 02501 栄養士, 02502 管理栄養士, 02801 看護助手, 02901 保育士, 02902 幼稚園教員, 02903 保育教諭, 03301 総務事務員, 03302 人事事務員, 03303 企画・調査事務員, 03801 現金出納事務員, 03802 預・貯金窓口事務員, 03803 経理事務員, 03899 その他の会計事務の職業, 03901 生産現場事務員, 03902 出荷・受荷係事務員, 04001 営業事務員, 04002 貿易事務員, 04099 その他の営業・販売関連事務の職業, 04301 パーソナルコンピュータ操作員、ホームページ関連事務員, 04302 データ入力事務員, 04399 その他のコンピュータ等事務用機器操作の職業, 04801 飲食料品営業員, 04802 化学製品営業員, 04803 医薬品営業員, 04804 機械器具営業員, 04805 自動車営業員, 04806 通信・情報システム営業員, 04807 金融・保険営業員, 04808 不動産営業員, 04809 広告営業員, 04810 建設工事営業員, 04811 印刷営業

員, 04899 その他の営業の職業, 04901 社会福祉施設管理者, 04902 福祉相談・指導専門員, 04903 老人福祉施設指導専門員, 04904 障害者福祉施設指導専門員, 04905 児童福祉施設指導専門員, 04906 他の社会福祉施設指導専門員, 04907 介護支援専門員（ケアマネジャー）, 04908 訪問介護サービス提供責任者, 04909 障害福祉サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者, 04910 福祉用具専門相談員, 04999 その他の福祉・介護の専門的職業, 05601 飲食店店長, 05602 旅館・ホテル支配人, 05603 ウエイター・ウェイトレス（飲食店ホール係）、配膳人, 05604 旅館・ホテルフロント係, 05605 旅館・ホテル接客係, 05606 客室乗務員、船舶旅客係, 05607 接客社交係、芸者, 05608 娯楽場・スポーツ施設等接客員, 05699 その他の接客・給仕の職業, 06401 稲作・畑作作業員, 06402 農作物栽培・収穫作業員（稲作・畑作を除く）, 06403 家畜・家きん飼育作業員, 06404 動物飼育員（家畜・家きんを除く）, 06405 植木職、造園師, 06499 その他の農業の職業, 06701 製銑・製鋼・非鉄金属製鍊設備オペレーター, 06702 鋳造・鍛造設備オペレーター, 06703 金属工作設備オペレーター, 06704 金属プレス設備オペレーター, 06705 鉄工・製缶設備オペレーター, 06706 板金設備オペレーター, 06707 めっき・金属研磨設備オペレーター, 06708 金属溶接・溶断設備オペレーター, 06799 その他の生産設備オペレーター（金属製品）, 07101 製銑工、製鋼工、非鉄金属製鍊工, 07102 鋳物製造工、鍛造工, 07103 金属熱処理工, 07104 圧延工, 07105 汎用金属工作機械工, 07106 数値制御金属工作機械工, 07107 金属プレス工, 07108 鉄工、製缶工, 07109 自動車板金工, 07110 板金工（自動車を除く）, 07111 めっき工、金属研磨工, 07112 金属製器具・建具・金型等製造工, 07113 金属溶接・溶断工, 07199 その他の製品製造・加工処理工（金属製品）, 07201 パン・菓子製造工, 07202 食肉加工工, 07203 水産物加工工, 07204 保存食品・冷凍加工食品製造工, 07205 弁当・惣菜類製造工, 07206 他の食料品製造・加工処理工, 07207 飲料・たばこ製造工, 07401 はん用・生産用・業務用機械器具組立工, 07402 電気機械組立工, 07403 電気通信機械器具組立工, 07404 電子応用機械器具組立工, 07405 民生用電子・電気機械器具組立工, 07406 半導体製品製造工, 07407 電球・電子管・電池製造工, 07408 電線製造工, 07409 電子機器部品組立工, 07410 他の電気機械器具組立工, 07411 自動車組立工, 07412 輸送用機械器具組立工（自動車を除く）, 07413 計量計測機器・光学機械器具組立工, 07601 金属材料検査工, 07602 金属加工・溶接検査工, 07801 化学製品検査工, 07802 窯業・土石製品検査工, 07803 紡織製品・衣服・繊維製品検査工, 07804 木製品・パルプ・紙製品検査工, 07805 印刷・製本検査工, 07806 ゴム・プラスチック製品検査工, 07899 その他の製品検査工（金属製品・食料品等を除く）, 09502 陸上荷役・運搬作業員, 09503 倉庫作業員, 09504 梱包作業員, 09601 ビル・建物清掃員, 09602 ハウスクリーニング作業員, 09603 旅館・ホテル客室清掃整備員, 09604 道路・公園清掃員, 09605 ごみ収集・し尿汲取作業員, 09606 産業廃棄物収集作業員, 09607 乗物洗浄・清掃員, 09699 その他の清掃・洗浄作業員, 09701 製品包装作業員, 09702 ラベル・シール・タグ付け作業員, 09801 選別作業員, 09802 ピッキング作業員, 09901 工場業務員, 09902 小売店品出し・陳列・補充作業員, 09903 洗い場作業員, 09904 用務員, 09999 他に分類されない運搬・清掃・包装・選別等の職業

- (4) 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- (5) 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定

の適用を除外しないものとする。

(賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、基本給（賞与を含む）、時間外労働手当、深夜・休日労働手当とする。

(賃金の決定方法)

第3条 対象従業員の基本給、賞与及び手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1のとおりとする。

- (1) 支払時給の決定は、「合算比較方式」とする。具体的には、職種別賃金に対象従業員が勤務する地域にかかる地域指数を乗じ、退職金相当となる額として5%を乗じた額を加え、更に一般労働者の通勤手当相当額「73円」も加算した額を『基準値』とする。そして、当該『基準値』よりも、支払時給が同額以上となることを条件とする方式である。
- (2) 通勤手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額を73円（時給換算額）とする。  
ただし、以下に該当する者については例外とする。  
①送迎バス・送迎車の利用が可能である場合、および徒歩により通勤する者で通勤距離が片道2km未満である者については、通勤手当の支給は行わないものとする。  
②令和7年3月31日現在において、基本給とは別に実費交通費を支払っている者に限っては引き続き通勤に要する実費に相当する額を支給する。  
③全国またはブロック内転勤のある正社員であり、派遣先管理における研修の一貫として派遣先で就業をする者については、1ヶ月分の定期代相当額を支給する。
- (3) 退職手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額は、通達別添2の金額に都道府県別地域係数を乗じた額の5%相当（1円未満の端数切り上げ）とする。
- (4) 地域調整については、岩手県、宮城県、山形県、福島県の就業地で派遣を行うことから、当該派遣先となる事業場の所在地の都道府県の地域指数を使うものとする。

第4条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること  
(2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と対応関係は次のとおりとすること

Sランク：3年以上

Aランク：2年以上

Bランク：1.5年以上

Cランク：0.5年以上

Dランク：0年以上

- 2 株式会社ウィルエージェンシーは、第6条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職

務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で能力手当を支払うこととする。（「能力手当」は時給に含む）また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

（時間外手当、深夜・休日手当）

第5条 対象従業員の時間外手当、深夜・休日手当は、法律の定めに従って支給する。

（賃金の決定に当たっての評価）

第6条 賃金の決定は、半期または契約更新ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は、スキル・能力の向上、勤怠状況、積極性、責任性、協調性など派遣先評価も含め総合的に判断するものとする。その評価結果に基づき、基本給の額を決定する。

（賃金以外の待遇）

第7条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員と同一とし、社員就業規則第26条及び第40条の規定を準用する。

（教育訓練）

第8条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「株式会社ウィルエージェンシー教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

（その他）

第9条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

（有効期間）

第10条 本協定の有効期間は、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの6か月間とする。

ただし、具体的な適用開始日は、別紙に定めるとおり、各派遣先事業所所在地における令和7年度地域別最低賃金の発効日以降とする。

なお、当該発効日前の期間（令和7年4月1日から発効日前日まで）については、既に締結済みの令和7年4月1日から令和8年3月31日までを有効期間とする労使協定を適用する。

- 2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

## ■労働者派遣法に基づく情報公開

事業所名称: 株式会社ウィルエージェンシー 北上支店

①派遣労働者の数 (1日1人8時間平均／2025年9月30日時点)	50 名						
②派遣先の数 (事業年度あたりの事業所の数)	52 事業所						
③労働者派遣に関する料金額 (1日1人8時間平均)	13,569 円						
④派遣労働者の賃金額 (1日1人8時間平均)	9,336 円						
⑤マージン率	31.2%						
⑥教育訓練に関する事項	訓練名	主な訓練の内容	対象となる派遣労働者	訓練の方法	実施主体	賃金支給の有無	費用負担
	入職前研修	・派遣スタッフとは ・期待されるスタッフ像 ・派遣法について ・コミュニケーションとは ・身だしなみと挨拶	新規就労派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	現業職・技能職研修	・ものづくり教育プログラム ・現場リーダー教育 ・衛生管理者試験対策	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	販売・サービス職研修	・販売員スキルアップ講座 ・ビジネスマナー講座 ・ストレスマネジメント ・コーチング	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	事務職研修	・ヒューマンスキル ・ストレスマネジメント ・コーチング ・部下指導・マネジメント	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
⑦キャリア形成支援制度	<p>キャリアアップに資する教育訓練計画については、以下の弊社HPをご確認ください。  <a href="https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/">https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/</a></p> <p>キャリア・コンサルティングに関するご相談は、北上支店までご連絡ください。  TEL:0197-63-6155</p>						
⑧その他福利厚生に関するもの	<p>社会保険加入の条件に該当した場合は、関東ITソフトウェア健康保険組合の福利厚生特典が受けられます。(法定給付+付加給付、保養施設の充実、旅行パックの割引・補助、提携スポーツクラブ・ゴルフ場・テニスコートの割引使用など)</p>						

※情報は2024年10月から2025年9月までのデータをもとに公開しております。

## 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社 ウィルエージェンシー北上支店（以下「甲」という）と労働者代表である昆 清絵（以下「乙」という）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

### （対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣先で本条第1項第2号および第3号記載の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という）に適用する。比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、次のとおりとする。

- (1) 本条第2項および第3項記載の職種における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和6年8月27日付職発0827第1号「令和7年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について（以下「通達」という）別添2に定める職種とする。
- (2) 以下の職種については、業務の実態から複数の業務に従事する可能性があることから中分類を使用するものとする。

006 開発技術者, 007 製造技術者, 025 栄養士・管理栄養士, 027 その他の医療・看護・保健の専門的職業, 033 総務・人事・企画事務の職業, 034 一般事務・秘書・受付の職業, 035 その他の総務等事務の職業, 036 電話・インターネットによる応接事務の職業, 037 医療・介護事務の職業, 041 外勤事務の職業, 044 小売店・卸売店店長, 045 販売員, 051 訪問介護の職業, 052 家庭生活支援サービスの職業, 055 飲食物調理の職業, 058 その他のサービスの職業, 066 漁業の職業, 068 生産設備オペレーター（食料品等）, 069 生産設備オペレーター（金属製品・食料品等を除く）, 070 機械組立設備オペレーター, 072 製品製造・加工処理工（食料品等）, 075 機械整備・修理工, 076 製品検査工（金属製品）, 077 製品検査工（食料品等）, 081 生産類似の職業, 084 バス運転の職業, 085 乗用車運転の職業, 086 その他の自動車運転の職業, 087 鉄道・船舶・航空機運転の職業, 089 施設機械設備操作・建設機械運転の職業

- (3) 以下の職種については、業務の実態を踏まえ最も適合する職種があるため小分類を使用するものとする。

01001 ITコンサルタント, 01002 ITシステム設計技術者, 01003 ITプロジェクトマネージャ, 01004 ITシステム運用管理者, 01005 ITヘルプデスク, 01006 通信ネットワーク技術者, 01099 その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）, 02301 看護師・准看護師（病院・診療所）, 02302 看護師・准看護師（介護施設）, 02303 看護師・准看護師（訪問看護）, 02399 その他の看護師・准看護師, 02801 看護助手, 02802 歯科助手, 02899 他の保健医療関係助手, 02901 保育士, 02902 幼稚園教員, 02903 保育教諭, 03001 学童保育指導員, 03002 児童館指導員, 03003 保育補助者、家庭的保育者, 03201 学習・語学指導教師, 03202 スポーツ・舞踊指導員, 03203 趣味・習い事指導教師, 03801 現金出納事務員, 03802 預・貯金窓口事務員, 03803 経理事務員, 03899 その他の会計事務の職業, 03901 生産現場事務員, 03902 出荷・受荷係事務員, 04001 営業事務員, 04002 貿易事務員, 04099 その他の営業・販売関連事務の職

業, 04201 旅客・貨物係事務員, 04202 運行管理事務員, 04203 郵便事務員, 04301 パーソナルコンピュータ操作員、ホームページ関連事務員, 04302 データ入力事務員, 04399 その他のコンピュータ等事務用機器操作の職業, 04701 不動産仲介・売買人, 04702 保険代理人、保険仲立人, 04703 クリーニング等受入係員, 04799 その他の販売類似の職業, 04801 飲食料品営業員, 04802 化学製品営業員, 04803 医薬品営業員, 04804 機械器具営業員, 04805 自動車営業員, 04806 通信・情報システム営業員, 04807 金融・保険営業員, 04808 不動産営業員, 04809 広告営業員, 04810 建設工事営業員, 04811 印刷営業員, 04899 その他の営業の職業, 04901 社会福祉施設管理者, 04902 福祉相談・指導専門員, 04903 老人福祉施設指導専門員, 04904 障害者福祉施設指導専門員, 04905 児童福祉施設指導専門員, 04906 他の社会福祉施設指導専門員, 04907 介護支援専門員（ケアマネジャー）, 04908 訪問介護サービス提供責任者, 04909 障害福祉サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者, 04910 福祉用具専門相談員, 04999 その他の福祉・介護の専門的職業, 05001 高齢者入所型施設介護員, 05002 高齢者通所型施設介護員, 05003 障害者福祉施設介護員, 05099 その他の施設介護の職業, 05301 理容師, 05302 美容師, 05303 理容師補助者、美容師補助者, 05304 エステティシャン, 05305 ネイリスト, 05399 その他の理容師、美容師、美容関連サービスの職業, 05401 浴場従事人, 05402 クリーニング職、洗張職, 05601 飲食店店長, 05602 旅館・ホテル支配人, 05603 ウエイター・ウエイトレス（飲食店ホール係）、配ぜん人, 05604 旅館・ホテルフロント係, 05605 旅館・ホテル接客係, 05606 客室乗務員、船舶旅客係, 05607 接客社交係、芸者, 05608 娯楽場・スポーツ施設等接客員, 05699 その他の接客・給仕の職業, 06401 稲作・畑作作業員, 06402 農作物栽培・収穫作業員（稲作・畑作を除く）, 06403 家畜・家きん飼育作業員, 06404 動物飼育員（家畜・家きんを除く）, 06405 植木職、造園師, 06499 その他の農業の職業, 06501 育林作業員, 06502 伐木・造材・集材作業員, 06599 その他の林業の職業, 06701 製銑・製鋼・非鉄金属製鍊設備オペレーター, 06702 鋳造・鍛造設備オペレーター, 06703 金属工作設備オペレーター, 06704 金属プレス設備オペレーター, 06705 鉄工・製缶設備オペレーター, 06706 板金設備オペレーター, 06707 めっき・金属研磨設備オペレーター, 06708 金属溶接・溶断設備オペレーター, 06799 その他の生産設備オペレーター（金属製品）, 07101 製銑工、製鋼工、非鉄金属製鍊工, 07102 鑄物製造工、鍛造工, 07103 金属熱処理工, 07104 圧延工, 07105 汎用金属工作機械工, 07106 数値制御金属工作機械工, 07107 金属プレス工, 07108 鉄工、製缶工, 07109 自動車板金工, 07110 板金工（自動車を除く）, 07111 めっき工、金属研磨工, 07112 金属製器具・建具・金型等製造工, 07113 金属溶接・溶断工, 07199 その他の製品製造・加工処理工（金属製品）, 07301 化学製品製造工, 07302 窯業・土石製品製造工, 07303 紡織製品・衣服・繊維製品製造工, 07304 木製品製造工, 07305 パルプ・紙製品製造工, 07306 印刷・製本作業員, 07307 ゴム製品製造工, 07308 プラスチック製品製造工, 07399 その他の製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）, 07401 はん用・生産用・業務用機械器具組立工, 07402 電気機械組立工, 07403 電気通信機械器具組立工, 07404 電子応用機械器具組立工, 07405 民家用電子・電気機械器具組立工, 07406 半導体製品製造工, 07407 電球・電子管・電池製造工, 07408 電線製造工, 07409 電子機器部品組立工, 07410 他の電気機械器具組立工, 07411 自動車組立工, 07412 輸送用機械器具組立工（自動車を除く）, 07413 計量計測機器・光学機械器具組立工, 07801 化学製品検査工, 07802 窯業・土石製品

検査工, 07803 紡織製品・衣服・繊維製品検査工, 07804 木製品・パルプ・紙製品検査工, 07805 印刷・製本検査工, 07806 ゴム・プラスチック製品検査工, 07899 その他の製品検査工（金属製品・食料品等を除く）, 07901 はん用・生産用・業務用機械器具検査工, 07902 電気機械器具検査工, 07903 自動車検査工, 07904 輸送用機械器具検査工（自動車を除く）, 07905 計量計測機器・光学機械器具検査工, 08001 建築塗装工, 08002 塗装工（建物を除く）, 08003 画工、看板制作工, 08004 製図工（建物・土木施設）, 08005 製図工（建物・土木施設を除く）, 08006 パタンナー, 08099 その他の生産関連の職業, 08201 荷物配達員, 08202 ルート配達員, 08203 郵便集配員、電報配達員, 08204 新聞配達員, 08301 大型トラック運転手, 08302 中型・小型トラック運転手, 08303 トレーラートラック運転手, 08304 ダンプカー運転手, 08399 その他の貨物自動車運転の職業, 08801 車掌, 08802 鉄道車両入換・編成作業員, 08803 甲板員、船舶機関員, 08804 フォークリフト運転作業員, 08899 他に分類されない輸送の職業, 09502 陸上荷役・運搬作業員, 09503 倉庫作業員, 09504 梱包作業員, 09601 ビル・建物清掃員, 09602 ハウスクリーニング作業員, 09603 旅館・ホテル客室清掃整備員, 09604 道路・公園清掃員, 09605 ごみ収集・し尿汲取作業員, 09606 産業廃棄物収集作業員, 09607 乗物洗浄・清掃員, 09699 その他の清掃・洗浄作業員, 09701 製品包装作業員, 09702 ラベル・シール・タグ付け作業員, 09801 選別作業員, 09802 ピッキング作業員, 09901 工場業務員, 09902 小売店品出し・陳列・補充作業員, 09903 洗い場作業員, 09904 用務員, 09999 他に分類されない運搬・清掃・包装・選別等の職業

- (4) 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- (5) 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

#### (賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、基本給（賞与を含む）、時間外労働手当、深夜・休日労働手当とする。

#### (賃金の決定方法)

第3条 対象従業員の基本給、賞与及び手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1のとおりとする。

- (1) 支払時給の決定は、「合算比較方式」とする。具体的には、職種別賃金に対象従業員が勤務する地域にかかる地域指数を乗じ、退職金相当となる額として5%を乗じた額を加え、更に一般労働者の通勤手当相当額「73円」も加算した額を『基準値』とする。そして、当該『基準値』よりも、支払時給が同額以上となることを条件とする方式である。
- (2) 通勤手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額を73円（時給換算額）とする。
- ただし、以下に該当する者については例外とする。
- ①送迎バス・送迎車の利用が可能である場合、および徒歩により通勤する者で通勤距離が片道2km未満である者については、通勤手当の支給は行わないものとする。

②令和7年3月31日現在において、基本給とは別に実費交通費を支払っている者に限っては引き続き通勤に要する実費に相当する額を支給する。

③全国またはブロック内転勤のある正社員であり、派遣先管理における研修の一貫として派遣先で就業をする者については、1ヶ月分の定期代相当額を支給する。

- (3) 退職手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額は、通達別添2の金額に都道府県別地域係数を乗じた額の5%相当（1円未満の端数切り上げ）とする。
- (4) 地域調整については、秋田県、山形県、福島県、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県の就業地で派遣を行うことから、当該派遣先となる事業場の所在地の都道府県の地域指數を使うものとする。

第4条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- (2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と対応関係は次のとおりとすること
- Sランク：3年以上
- Aランク：2年以上
- Bランク：1.5年以上
- Cランク：0.5年以上
- Dランク：0年以上
- 2 株式会社ウィルエージェンシーは、第6条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で能力手当を支払うこととする。（「能力手当」は時給に含む）また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

（時間外手当、深夜・休日手当）

第5条 対象従業員の時間外手当、深夜・休日手当は、法律の定めに従って支給する。

（賃金の決定に当たっての評価）

第6条 賃金の決定は、半期または契約更新ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は、スキル・能力の向上、勤怠状況、積極性、責任性、協調性など派遣先評価も含め総合的に判断するものとする。その評価結果に基づき、基本給の額を決定する。

（賃金以外の待遇）

第7条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員と同一とし、社員就業規則第26条及び第40条の規定を準用する。

（教育訓練）

第8条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「株式会社 ウィルエージェンシー 教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの6か月間とする。

ただし、具体的な適用開始日は、別紙に定めるとおり、各派遣先事業所所在地における令和7年度地域別最低賃金の発効日以降とする。

なお、当該発効日前の期間（令和7年4月1日から発効日前日まで）については、既に締結済みの令和7年4月1日から令和8年3月31日までを有効期間とする労使協定を適用する。

2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

## ■労働者派遣法に基づく情報公開

事業所名称：株式会社ウィルエージェンシー 盛岡支店

①派遣労働者の数 (1日1人8時間平均／2025年9月30日時点)	23名						
②派遣先の数 (事業年度あたりの事業所の数)	40事業所						
③労働者派遣に関する料金額 (1日1人8時間平均)	13,098円						
④派遣労働者の賃金額 (1日1人8時間平均)	9,331円						
⑤マージン率	28.8%						
⑥教育訓練に関する事項	訓練名	主な訓練の内容	対象となる派遣労働者	訓練の方法	実施主体	賃金支給の有無	費用負担
	入職前研修	・派遣スタッフとは ・期待されるスタッフ像 ・派遣法について ・コミュニケーションとは ・身だしなみと挨拶	新規就労派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	現業職・技能職研修	・ものづくり教育プログラム ・現場リーダー教育 ・衛生管理者試験対策	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	販売・サービス職研修	・販売員スキルアップ講座 ・ビジネスマナー講座 ・ストレスマネジメント ・コーチング	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	事務職研修	・ヒューマンスキル ・ストレスマネジメント ・コーチング ・部下指導・マネジメント	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
⑦キャリア形成支援制度	<p>キャリアアップに資する教育訓練計画については、以下の弊社HPをご確認ください。  <a href="https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/">https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/</a></p> <p>キャリア・コンサルティングに関するご相談は、盛岡支店までご連絡ください。  TEL:019-606-1050</p>						
⑧その他福利厚生に関するもの	<p>社会保険加入の条件に該当した場合は、関東ITソフトウェア健康保険組合の福利厚生特典が受けられます。(法定給付+付加給付、保養施設の充実、旅行パックの割引・補助、提携スポーツクラブ・ゴルフ場・テニスコートの割引使用など)</p>						

※情報は2024年10月から2025年9月までのデータをもとに公開しております。

## 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社 ウィルエージェンシー 盛岡支店（以下「甲」という）と労働者代表である大村 佳乃（以下「乙」という）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

### （対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣先で本条第1項第2号および第3号記載の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という）に適用する。比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、次のとおりとする。

- (1) 本条第2項および第3項記載の職種における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和6年8月27日付職発0827第1号「令和7年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について（以下「通達」という）別添2に定める職種とする。
- (2) 以下の職種については、業務の実態から複数の業務に従事する可能性があることから中分類を使用するものとする。

006 開発技術者, 007 製造技術者, 025 栄養士・管理栄養士, 027 その他の医療・看護・保健の専門的職業, 033 総務・人事・企画事務の職業, 034 一般事務・秘書・受付の職業, 035 その他の総務等事務の職業, 036 電話・インターネットによる応接事務の職業, 037 医療・介護事務の職業, 041 外勤事務の職業, 044 小売店・卸売店店長, 045 販売員, 051 訪問介護の職業, 052 家庭生活支援サービスの職業, 055 飲食物調理の職業, 058 その他のサービスの職業, 066 漁業の職業, 068 生産設備オペレーター（食料品等）, 069 生産設備オペレーター（金属製品・食料品等を除く）, 070 機械組立設備オペレーター, 072 製品製造・加工処理工（食料品等）, 075 機械整備・修理工, 076 製品検査工（金属製品）, 077 製品検査工（食料品等）, 081 生産類似の職業, 084 バス運転の職業, 085 乗用車運転の職業, 086 その他の自動車運転の職業, 087 鉄道・船舶・航空機運転の職業, 089 施設機械設備操作・建設機械運転の職業

- (3) 以下の職種については、業務の実態を踏まえ最も適合する職種があるため小分類を使用するものとする。

01001 ITコンサルタント, 01002 ITシステム設計技術者, 01003 ITプロジェクトマネージャ, 01004 ITシステム運用管理者, 01005 ITヘルプデスク, 01006 通信ネットワーク技術者, 01099 その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）, 02301 看護師・准看護師（病院・診療所）, 02302 看護師・准看護師（介護施設）, 02303 看護師・准看護師（訪問看護）, 02399 その他の看護師・准看護師, 02801 看護助手, 02802 歯科助手, 02899 他の保健医療関係助手, 02901 保育士, 02902 幼稚園教員, 02903 保育教諭, 03001 学童保育指導員, 03002 児童館指導員, 03003 保育補助者、家庭的保育者, 03201 学習・語学指導教師, 03202 スポーツ・舞踊指導員, 03203 趣味・習い事指導教師, 03801 現金出納事務員, 03802 預・貯金窓口事務員, 03803 経理事務員, 03899 その他の会計事務の職業, 03901 生産現場事務員, 03902 出荷・受荷係事務員, 04001 営業事務員, 04002 貿易事務員, 04099 その他の営業・販売関連事務の職

業, 04201 旅客・貨物係事務員, 04202 運行管理事務員, 04203 郵便事務員, 04301 パーソナルコンピュータ操作員、ホームページ関連事務員, 04302 データ入力事務員, 04399 その他のコンピュータ等事務用機器操作の職業, 04701 不動産仲介・売買人, 04702 保険代理人、保険仲立人, 04703 クリーニング等受入係員, 04799 その他の販売類似の職業, 04801 飲食料品営業員, 04802 化学製品営業員, 04803 医薬品営業員, 04804 機械器具営業員, 04805 自動車営業員, 04806 通信・情報システム営業員, 04807 金融・保険営業員, 04808 不動産営業員, 04809 広告営業員, 04810 建設工事営業員, 04811 印刷営業員, 04899 その他の営業の職業, 04901 社会福祉施設管理者, 04902 福祉相談・指導専門員, 04903 老人福祉施設指導専門員, 04904 障害者福祉施設指導専門員, 04905 児童福祉施設指導専門員, 04906 他の社会福祉施設指導専門員, 04907 介護支援専門員（ケアマネジャー）, 04908 訪問介護サービス提供責任者, 04909 障害福祉サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者, 04910 福祉用具専門相談員, 04999 その他の福祉・介護の専門的職業, 05001 高齢者入所型施設介護員, 05002 高齢者通所型施設介護員, 05003 障害者福祉施設介護員, 05099 その他の施設介護の職業, 05301 理容師, 05302 美容師, 05303 理容師補助者、美容師補助者, 05304 エステティシャン, 05305 ネイリスト, 05399 その他の理容師、美容師、美容関連サービスの職業, 05401 浴場従事人, 05402 クリーニング職、洗張職, 05601 飲食店店長, 05602 旅館・ホテル支配人, 05603 ウエイター・ウエイトレス（飲食店ホール係）、配ぜん人, 05604 旅館・ホテルフロント係, 05605 旅館・ホテル接客係, 05606 客室乗務員、船舶旅客係, 05607 接客社交係、芸者, 05608 娯楽場・スポーツ施設等接客員, 05699 その他の接客・給仕の職業, 06401 稲作・畑作作業員, 06402 農作物栽培・収穫作業員（稲作・畑作を除く）, 06403 家畜・家きん飼育作業員, 06404 動物飼育員（家畜・家きんを除く）, 06405 植木職、造園師, 06499 その他の農業の職業, 06501 育林作業員, 06502 伐木・造材・集材作業員, 06599 その他の林業の職業, 06701 製銑・製鋼・非鉄金属製鍊設備オペレーター, 06702 鋳造・鍛造設備オペレーター, 06703 金属工作設備オペレーター, 06704 金属プレス設備オペレーター, 06705 鉄工・製缶設備オペレーター, 06706 板金設備オペレーター, 06707 めっき・金属研磨設備オペレーター, 06708 金属溶接・溶断設備オペレーター, 06799 その他の生産設備オペレーター（金属製品）, 07101 製銑工、製鋼工、非鉄金属製鍊工, 07102 鑄物製造工、鍛造工, 07103 金属熱処理工, 07104 圧延工, 07105 汎用金属工作機械工, 07106 数値制御金属工作機械工, 07107 金属プレス工, 07108 鉄工、製缶工, 07109 自動車板金工, 07110 板金工（自動車を除く）, 07111 めっき工、金属研磨工, 07112 金属製器具・建具・金型等製造工, 07113 金属溶接・溶断工, 07199 その他の製品製造・加工処理工（金属製品）, 07301 化学製品製造工, 07302 窯業・土石製品製造工, 07303 紡織製品・衣服・繊維製品製造工, 07304 木製品製造工, 07305 パルプ・紙製品製造工, 07306 印刷・製本作業員, 07307 ゴム製品製造工, 07308 プラスチック製品製造工, 07399 その他の製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）, 07401 はん用・生産用・業務用機械器具組立工, 07402 電気機械組立工, 07403 電気通信機械器具組立工, 07404 電子応用機械器具組立工, 07405 民家用電子・電気機械器具組立工, 07406 半導体製品製造工, 07407 電球・電子管・電池製造工, 07408 電線製造工, 07409 電子機器部品組立工, 07410 他の電気機械器具組立工, 07411 自動車組立工, 07412 輸送用機械器具組立工（自動車を除く）, 07413 計量計測機器・光学機械器具組立工, 07801 化学製品検査工, 07802 窯業・土石製品

検査工, 07803 紡織製品・衣服・繊維製品検査工, 07804 木製品・パルプ・紙製品検査工, 07805 印刷・製本検査工, 07806 ゴム・プラスチック製品検査工, 07899 その他の製品検査工（金属製品・食料品等を除く）, 07901 はん用・生産用・業務用機械器具検査工, 07902 電気機械器具検査工, 07903 自動車検査工, 07904 輸送用機械器具検査工（自動車を除く）, 07905 計量計測機器・光学機械器具検査工, 08001 建築塗装工, 08002 塗装工（建物を除く）, 08003 画工、看板制作工, 08004 製図工（建物・土木施設）, 08005 製図工（建物・土木施設を除く）, 08006 パタンナー, 08099 その他の生産関連の職業, 08201 荷物配達員, 08202 ルート配達員, 08203 郵便集配員、電報配達員, 08204 新聞配達員, 08301 大型トラック運転手, 08302 中型・小型トラック運転手, 08303 トレーラートラック運転手, 08304 ダンプカー運転手, 08399 その他の貨物自動車運転の職業, 08801 車掌, 08802 鉄道車両入換・編成作業員, 08803 甲板員、船舶機関員, 08804 フォークリフト運転作業員, 08899 他に分類されない輸送の職業, 09502 陸上荷役・運搬作業員, 09503 倉庫作業員, 09504 梱包作業員, 09601 ビル・建物清掃員, 09602 ハウスクリーニング作業員, 09603 旅館・ホテル客室清掃整備員, 09604 道路・公園清掃員, 09605 ごみ収集・し尿汲取作業員, 09606 産業廃棄物収集作業員, 09607 乗物洗浄・清掃員, 09699 その他の清掃・洗浄作業員, 09701 製品包装作業員, 09702 ラベル・シール・タグ付け作業員, 09801 選別作業員, 09802 ピッキング作業員, 09901 工場業務員, 09902 小売店品出し・陳列・補充作業員, 09903 洗い場作業員, 09904 用務員, 09999 他に分類されない運搬・清掃・包装・選別等の職業

- (4) 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- (5) 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

#### (賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、基本給（賞与を含む）、時間外労働手当、深夜・休日労働手当とする。

#### (賃金の決定方法)

第3条 対象従業員の基本給、賞与及び手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1のとおりとする。

- (1) 支払時給の決定は、「合算比較方式」とする。具体的には、職種別賃金に対象従業員が勤務する地域にかかる地域指数を乗じ、退職金相当となる額として5%を乗じた額を加え、更に一般労働者の通勤手当相当額「73円」も加算した額を『基準値』とする。そして、当該『基準値』よりも、支払時給が同額以上となることを条件とする方式である。
- (2) 通勤手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額を73円（時給換算額）とする。
- ただし、以下に該当する者については例外とする。
- ①送迎バス・送迎車の利用が可能である場合、および徒歩により通勤する者で通勤距離が片道2km未満である者については、通勤手当の支給は行わないものとする。

②令和 7 年 3 月 31 日現在において、基本給とは別に実費交通費を支払っている者に限っては引き続き通勤に要する実費に相当する額を支給する。

③全国またはブロック内転勤のある正社員であり、派遣先管理における研修の一貫として派遣先で就業をする者については、1 ヶ月分の定期代相当額を支給する。

- (3) 退職手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第 3 の 4 に定める合算により比較する方法とし、その額は、通達別添 2 の金額に都道府県別地域係数を乗じた額の 5 %相当（1 円未満の端数切り上げ）とする。
- (4) 地域調整については、岩手県、宮城県、秋田県の就業地で派遣を行うことから、当該派遣先となる事業場の所在地の都道府県の地域指数を使うものとする。

第 4 条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 2 のとおりとする。

- (1) 別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- (2) 別表 2 の各等級の職務と別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と対応関係は次のとおりとすること
- S ランク : 3 年以上
- A ランク : 2 年以上
- B ランク : 1.5 年以上
- C ランク : 0.5 年以上
- D ランク : 0 年以上
- 2 株式会社 ウィルエージェンシーは、第 6 条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の 1 ~ 3 % の範囲で能力手当を支払うこととする。（「能力手当」は時給に含む） また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

（時間外手当、深夜・休日手当）

第 5 条 対象従業員の時間外手当、深夜・休日手当は、法律の定めに従って支給する。

（賃金の決定に当たっての評価）

第 6 条 賃金の決定は、半期または契約更新ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は、スキル・能力の向上、勤怠状況、積極性、責任性、協調性など派遣先評価も含め総合的に判断するものとする。その評価結果に基づき、基本給の額を決定する。

（賃金以外の待遇）

第 7 条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員と同一とし、社員就業規則第 26 条及び第 40 条の規定を準用する。

（教育訓練）

第 8 条 労働者派遣法第 30 条の 2 に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める

「株式会社ウィルエージェンシー教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの6か月間とする。

ただし、具体的な適用開始日は、別紙に定めるとおり、各派遣先事業所所在地における令和7年度地域別最低賃金の発効日以降とする。

なお、当該発効日前の期間（令和7年4月1日から発効日前日まで）については、既に締結済みの令和7年4月1日から令和8年3月31日までを有効期間とする労使協定を適用する。

- 2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

■労働者派遣法に基づく情報公開

事業所名称：株式会社ウィルエージェンシー 高崎支店

①派遣労働者の数 (1日1人8時間平均／2025年9月30日時点)	35名						
②派遣先の数 (事業年度あたりの事業所の数)	34事業所						
③労働者派遣に関する料金額 (1日1人8時間平均)	14,169円						
④派遣労働者の賃金額 (1日1人8時間平均)	9,980円						
⑤マージン率	29.6%						
⑥教育訓練に関する事項	訓練名	主な訓練の内容	対象となる派遣労働者	訓練の方法	実施主体	賃金支給の有無	費用負担
	入職前研修	・派遣スタッフとは ・期待されるスタッフ像 ・派遣法について ・コミュニケーションとは ・身だしなみと挨拶	新規就労派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	現業職・技能職研修	・ものづくり教育プログラム ・現場リーダー教育 ・衛生管理者試験対策	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	販売・サービス職研修	・販売員スキルアップ講座 ・ビジネスマナー講座 ・ストレスマネジメント ・コーチング	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	事務職研修	・ヒューマンスキル ・ストレスマネジメント ・コーチング ・部下指導・マネジメント	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
⑦キャリア形成支援制度	<p>キャリアアップに資する教育訓練計画については、以下の弊社HPをご確認ください。  <a href="https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/">https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/</a></p> <p>キャリア・コンサルティングに関するご相談は、高崎支店までご連絡ください。  TEL:027-310-1181</p>						
⑧その他福利厚生に関するもの	<p>社会保険加入の条件に該当した場合は、関東ITソフトウェア健康保険組合の福利厚生特典が受けられます。(法定給付+付加給付、保養施設の充実、旅行パックの割引・補助、提携スポーツクラブ・ゴルフ場・テニスコートの割引使用など)</p>						

※情報は2024年10月から2025年9月までのデータをもとに公開しております。

## 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社 ウィルエージェンシー高崎支店（以下「甲」という）と労働者代表である柳川 玲子（以下「乙」という）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

### （対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣先で本条第1項第2号および第3号記載の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という）に適用する。比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、次のとおりとする。

- (1) 本条第2項および第3項記載の職種における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和6年8月27日付職発0827第1号「令和7年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について（以下「通達」という）別添2に定める職種とする。
- (2) 以下の職種については、業務の実態から複数の業務に従事する可能性があることから中分類を使用するものとする。

075 機械整備・修理工, 085 乗用車運転の職業

- (3) 以下の職種については、業務の実態を踏まえ最も適合する職種があるため小分類を使用するものとする。

01001 ITコンサルタント, 01002 ITシステム設計技術者, 01003 ITプロジェクトマネージャ, 01004 ITシステム運用管理者, 01005 ITヘルプデスク, 01006 通信ネットワーク技術者, 01099 その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）, 02301 看護師・准看護師（病院・診療所）, 02302 看護師・准看護師（介護施設）, 02303 看護師・准看護師（訪問看護）, 02399 その他の看護師・准看護師, 02801 看護助手, 02901 保育士, 02902 幼稚園教員, 02903 保育教諭, 03301 総務事務員, 03302 人事事務員, 03303 企画・調査事務員, 03401 一般事務員, 03402 秘書, 03403 受付・案内事務員, 03601 コールセンターオペレーター, 03602 テレフォンアポインター, 03603 他の電話応接事務の職業, 03604 インターネット応接等事務員, 03701 医療事務員（調剤薬局を除く）, 03703 介護事務員, 03901 生産現場事務員, 03902 出荷・受荷係事務員, 04001 営業事務員, 04002 貿易事務員, 04099 その他の営業・販売関連事務の職業, 04301 パーソナルコンピュータ操作員、ホームページ関連事務員, 04302 データ入力事務員, 04399 その他のコンピュータ等事務用機器操作の職業, 04501 レジ係, 04502 百貨店販売店員, 04503 コンビニエンスストア店員, 04504 総合小売店販売店員（百貨店・コンビニエンスストアを除く）, 04505 食品スーパー・マーケット販売店員, 04506 飲食料品販売店員, 04507 衣料品販売店員, 04508 医薬品販売店員, 04509 化粧品販売店員, 04510 電気機器販売店員, 04511 携帯電話販売店員, 04512 自動車販売店員、自動車用品販売店員, 04513 ガソリンスタンド店員, 04514 他の商品販売店員, 04515 商品実演販売員, 04516 商品訪問・移動販売員, 04901 社会福祉施設管理者, 04902 福祉相談・指導専門員, 04903 老人福祉施設指導専門員, 04904 障害者福祉施設指導専門員, 04905 児童福祉施設指導専門員, 04906 他の社会福祉施設指導専門員, 04907 介護支援専門

員（ケアマネジャー）, 04908 訪問介護サービス提供責任者, 04909 障害福祉サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者, 04910 福祉用具専門相談員, 04999 その他の福祉・介護の専門的職業, 05001 高齢者入所型施設介護員, 05002 高齢者通所型施設介護員, 05003 障害者福祉施設介護員, 05099 その他の施設介護の職業, 05101 訪問介護員, 05102 訪問入浴介助員, 05501 日本料理調理人, 05502 西洋料理調理人, 05503 中華料理調理人, 05504 各国料理調理人（日本・西洋・中華料理を除く）, 05505 飲食チェーン店等調理員, 05506 学校給食調理員, 05507 給食等調理員（学校を除く）, 05508 調理補助者、調理人見習, 05509 バーテンダー, 05599 その他の飲食物調理の職業, 05601 飲食店店長, 05602 旅館・ホテル支配人, 05603 ウエイター・ウエイトレス（飲食店ホール係）、配せん人, 05604 旅館・ホテルフロント係, 05605 旅館・ホテル接客係, 05606 客室乗務員、船舶旅客係, 05607 接客社交係、芸者, 05608 娯楽場・スポーツ施設等接客員, 05699 その他の接客・給仕の職業, 06401 稲作・畑作作業員, 06402 農作物栽培・収穫作業員（稲作・畑作を除く）, 06403 家畜・家きん飼育作業員, 06404 動物飼育員（家畜・家きんを除く）, 06405 植木職、造園師, 06499 その他の農業の職業, 06701 製銑・製鋼・非鉄金属製鍊設備オペレーター, 06702 鋳造・鍛造設備オペレーター, 06703 金属工作設備オペレーター, 06704 金属プレス設備オペレーター, 06705 鉄工・製缶設備オペレーター, 06706 板金設備オペレーター, 06707 めっき・金属研磨設備オペレーター, 06708 金属溶接・溶断設備オペレーター, 06799 その他の生産設備オペレーター（金属製品）, 06801 食料品生産設備オペレーター, 06802 飲料・たばこ生産設備オペレーター, 06901 化学製品生産設備オペレーター, 06902 窯業・土石製品生産設備オペレーター, 06903 紡織製品・衣服・繊維製品生産設備オペレーター, 06904 木製品・パルプ・紙製品生産設備オペレーター, 06905 印刷・製本設備オペレーター, 06906 ゴム・プラスチック製品生産設備オペレーター, 06999 その他の生産設備オペレーター（金属製品・食料品等を除く）, 07001 はん用・生産用・業務用機械器具 組立設備オペレーター, 07002 電気機械器具組立設備オペレーター, 07003 自動車組立設備オペレーター, 07004 輸送用機械器具組立設備オペレーター（自動車を除く）, 07005 計量計測機器・光学機械器具組立設備オペレーター, 07101 製銑工、製鋼工、非鉄金属製鍊工, 07102 鋳物製造工、鍛造工, 07103 金属熱処理工, 07104 圧延工, 07105 汎用金属工作機械工, 07106 数値制御金属工作機械工, 07107 金属プレス工, 07108 鉄工、製缶工, 07109 自動車板金工, 07110 板金工（自動車を除く）, 07111 めっき工、金属研磨工, 07112 金属製器具・建具・金型等製造工, 07113 金属溶接・溶断工, 07199 その他の製品製造・加工処理工（金属製品）, 07201 パン・菓子製造工, 07202 食肉加工工, 07203 水産物加工工, 07204 保存食品・冷凍加工食品製造工, 07205 弁当・惣菜類製造工, 07206 他の食料品製造・加工処理工, 07207 飲料・たばこ製造工, 07301 化学製品製造工, 07302 窯業・土石製品製造工, 07303 紡織製品・衣服・繊維製品製造工, 07304 木製品製造工, 07305 パルプ・紙製品製造工, 07306 印刷・製本作業員, 07307 ゴム製品製造工, 07308 プラスチック製品製造工, 07399 その他の製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）, 07401 はん用・生産用・業務用機械器具組立工, 07402 電気機械組立工, 07403 電気通信機械器具組立工, 07404 電子応用機械器具組立工, 07405 民生用電子・電気機械器具組立工, 07406 半導体製品製造工, 07407 電球・電子管・電池製造工, 07408 電線製造工, 07409 電子機器部品組立工, 07410 他の電気機械器具組立工, 07411 自動車組立工, 07412 輸送用機械器具組立工（自動

車を除く), 07413 計量計測機器・光学機械器具組立工, 07601 金属材料検査工, 07602 金属加工・溶接検査工, 07701 食料品検査工, 07702 飲料・たばこ検査工, 07801 化学製品検査工, 07802 烹業・土石製品検査工, 07803 紡織製品・衣服・繊維製品検査工, 07804 木製品・パルプ・紙製品検査工, 07805 印刷・製本検査工, 07806 ゴム・プラスチック製品検査工, 07899 その他の製品検査工(金属製品・食料品等を除く), 07901 はん用・生産用・業務用機械器具検査工, 07902 電気機械器具検査工, 07903 自動車検査工, 07904 輸送用機械器具検査工(自動車を除く), 07905 計量計測機器・光学機械器具検査工, 08201 荷物配達員, 08202 ルート配達員, 08203 郵便集配員、電報配達員, 08204 新聞配達員, 08301 大型トラック運転手, 08302 中型・小型トラック運転手, 08303 トレーラートラック運転手, 08304 ダンプカー運転手, 08399 その他の貨物自動車運転の職業, 08801 車掌, 08802 鉄道車両入換・編成作業員, 08803 甲板員、船舶機関員, 08804 フォークリフト運転作業員, 08899 他に分類されない輸送の職業, 09502 陸上荷役・運搬作業員, 09503 倉庫作業員, 09504 梱包作業員, 09601 ビル・建物清掃員, 09602 ハウスクリーニング作業員, 09603 旅館・ホテル客室清掃整備員, 09604 道路・公園清掃員, 09605 ごみ収集・し尿汲取作業員, 09606 産業廃棄物収集作業員, 09607 乗物洗浄・清掃員, 09699 その他の清掃・洗浄作業員, 09701 製品包装作業員, 09702 ラベル・シール・タグ付け作業員, 09801 選別作業員, 09802 ピッキング作業員, 09901 工場業務員, 09902 小売店品出し・陳列・補充作業員, 09903 洗い場作業員, 09904 用務員, 09999 他に分類されない運搬・清掃・包装・選別等の職業

- (4) 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- (5) 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

#### (賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、基本給(賞与を含む)、時間外労働手当、深夜・休日労働手当とする。

#### (賃金の決定方法)

第3条 対象従業員の基本給、賞与及び手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1のとおりとする。

- (1) 支払時給の決定は、「合算比較方式」とする。具体的には、職種別賃金に対象従業員が勤務する地域にかかる地域指数を乗じ、退職金相当となる額として5%を乗じた額を加え、更に一般労働者の通勤手当相当額「73円」も加算した額を『基準値』とする。そして、当該『基準値』よりも、支払時給が同額以上となることを条件とする方式である。
- (2) 通勤手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額を73円(時給換算額)とする。
- ただし、以下に該当する者については例外とする。
- ①送迎バス・送迎車の利用が可能である場合、および徒歩により通勤する者で通勤距離が片道2km未満である者については、通勤手当の支給は行わないものとする。

②令和 7 年 3 月 31 日現在において、基本給とは別に実費交通費を支払っている者に限っては引き続き通勤に要する実費に相当する額を支給する。

③全国またはブロック内転勤のある正社員であり、派遣先管理における研修の一貫として派遣先で就業をする者については、1 ヶ月分の定期代相当額を支給する。

- (3) 退職手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第 3 の 4 に定める合算により比較する方法とし、その額は、通達別添 2 の金額に都道府県別地域係数を乗じた額の 5 %相当（1 円未満の端数切り上げ）とする。
- (4) 地域調整については、群馬県、埼玉県、長野県、栃木県の就業地で派遣を行うことから、当該派遣先となる事業場の所在地の都道府県の地域指数を使うものとする。

第 4 条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 2 のとおりとする。

- (1) 別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- (2) 別表 2 の各等級の職務と別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と対応関係は次のとおりとすること
- S ランク : 3 年以上
- A ランク : 2 年以上
- B ランク : 1.5 年以上
- C ランク : 0.5 年以上
- D ランク : 0 年以上
- 2 株式会社 ウィルエージェンシーは、第 6 条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の 1 ~ 3 % の範囲で能力手当を支払うこととする。（「能力手当」は時給に含む） また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

（時間外手当、深夜・休日手当）

第 5 条 対象従業員の時間外手当、深夜・休日手当は、法律の定めに従って支給する。

（賃金の決定に当たっての評価）

第 6 条 賃金の決定は、半期または契約更新ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は、スキル・能力の向上、勤怠状況、積極性、責任性、協調性など派遣先評価も含め総合的に判断するものとする。その評価結果に基づき、基本給の額を決定する。

（賃金以外の待遇）

第 7 条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員と同一とし、社員就業規則第 26 条及び第 40 条の規定を準用する。

（教育訓練）

第 8 条 労働者派遣法第 30 条の 2 に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める

「株式会社ウィルエージェンシー教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの6か月間とする。

ただし、具体的な適用開始日は、別紙に定めるとおり、各派遣先事業所所在地における令和7年度地域別最低賃金の発効日以降とする。

なお、当該発効日前の期間（令和7年4月1日から発効日前日まで）については、既に締結済みの令和7年4月1日から令和8年3月31日までを有効期間とする労使協定を適用する。

- 2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

■労働者派遣法に基づく情報公開

事業所名称：株式会社ウィルエージェンシー 宇都宮支店

①派遣労働者の数 (1日1人8時間平均／2025年9月30日時点)	17名						
②派遣先の数 (事業年度あたりの事業所の数)	28事業所						
③労働者派遣に関する料金額 (1日1人8時間平均)	16,704円						
④派遣労働者の賃金額 (1日1人8時間平均)	11,853円						
⑤マージン率	29.0%						
⑥教育訓練に関する事項	訓練名	主な訓練の内容	対象となる派遣労働者	訓練の方法	実施主体	賃金支給の有無	費用負担
	入職前研修	・派遣スタッフとは ・期待されるスタッフ像 ・派遣法について ・コミュニケーションとは ・身だしなみと挨拶	新規就労派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	現業職・技能職研修	・ものづくり教育プログラム ・現場リーダー教育 ・衛生管理者試験対策	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	販売・サービス職研修	・販売員スキルアップ講座 ・ビジネスマナー講座 ・ストレスマネジメント ・コーチング	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	事務職研修	・ヒューマンスキル ・ストレスマネジメント ・コーチング ・部下指導・マネジメント	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
⑦キャリア形成支援制度	<p>キャリアアップに資する教育訓練計画については、以下の弊社HPをご確認ください。  <a href="https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/">https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/</a></p> <p>キャリア・コンサルティングに関するご相談は、宇都宮支店までご連絡ください。  TEL:028-600-6055</p>						
⑧その他福利厚生に関するもの	<p>社会保険加入の条件に該当した場合は、関東ITソフトウェア健康保険組合の福利厚生特典が受けられます。(法定給付+付加給付、保養施設の充実、旅行パックの割引・補助、提携スポーツクラブ・ゴルフ場・テニスコートの割引使用など)</p>						

※情報は2024年10月から2025年9月までのデータをもとに公開しております。

## 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社 ウィルエージェンシー 宇都宮支店（以下「甲」という）と労働者代表である加藤 晴紀（以下「乙」という）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

### （対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣先で本条第1項第2号および第3号記載の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という）に適用する。比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、次のとおりとする。

- (1) 本条第2項および第3項記載の職種における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和6年8月27日付職発0827第1号「令和7年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について（以下「通達」という）別添2に定める職種とする。
- (2) 以下の職種については、業務の実態から複数の業務に従事する可能性があることから中分類を使用するものとする。

075 機械整備・修理工, 085 乗用車運転の職業

- (3) 以下の職種については、業務の実態を踏まえ最も適合する職種があるため小分類を使用するものとする。

01001 ITコンサルタント, 01002 ITシステム設計技術者, 01003 ITプロジェクトマネージャ, 01004 ITシステム運用管理者, 01005 ITヘルプデスク, 01006 通信ネットワーク技術者, 01099 その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）, 02301 看護師・准看護師（病院・診療所）, 02302 看護師・准看護師（介護施設）, 02303 看護師・准看護師（訪問看護）, 02399 その他の看護師・准看護師, 02801 看護助手, 02901 保育士, 02902 幼稚園教員, 02903 保育教諭, 03301 総務事務員, 03302 人事事務員, 03303 企画・調査事務員, 03401 一般事務員, 03402 秘書, 03403 受付・案内事務員, 03601 コールセンターオペレーター, 03602 テレフォンアポインター, 03603 他の電話応接事務の職業, 03604 インターネット応接等事務員, 03701 医療事務員（調剤薬局を除く）, 03703 介護事務員, 03901 生産現場事務員, 03902 出荷・受荷係事務員, 04001 営業事務員, 04002 貿易事務員, 04099 その他の営業・販売関連事務の職業, 04301 パーソナルコンピュータ操作員、ホームページ関連事務員, 04302 データ入力事務員, 04399 その他のコンピュータ等事務用機器操作の職業, 04501 レジ係, 04502 百貨店販売店員, 04503 コンビニエンスストア店員, 04504 総合小売店販売店員（百貨店・コンビニエンスストアを除く）, 04505 食品スーパー・マーケット販売店員, 04506 飲食料品販売店員, 04507 衣料品販売店員, 04508 医薬品販売店員, 04509 化粧品販売店員, 04510 電気機器販売店員, 04511 携帯電話販売店員, 04512 自動車販売店員、自動車用品販売店員, 04513 ガソリンスタンド店員, 04514 他の商品販売店員, 04515 商品実演販売員, 04516 商品訪問・移動販売員, 04901 社会福祉施設管理者, 04902 福祉相談・指導専門員, 04903 老人福祉施設指導専門員, 04904 障害者福祉施設指導専門員, 04905 児童福祉施設指導専門員, 04906 他の社会福祉施設指導専門員, 04907 介護支援専門

員（ケアマネジャー）, 04908 訪問介護サービス提供責任者, 04909 障害福祉サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者, 04910 福祉用具専門相談員, 04999 その他の福祉・介護の専門的職業, 05001 高齢者入所型施設介護員, 05002 高齢者通所型施設介護員, 05003 障害者福祉施設介護員, 05099 その他の施設介護の職業, 05101 訪問介護員, 05102 訪問入浴介助員, 05501 日本料理調理人, 05502 西洋料理調理人, 05503 中華料理調理人, 05504 各国料理調理人（日本・西洋・中華料理を除く）, 05505 飲食チェーン店等調理員, 05506 学校給食調理員, 05507 給食等調理員（学校を除く）, 05508 調理補助者、調理人見習, 05509 バーテンダー, 05599 その他の飲食物調理の職業, 05601 飲食店店長, 05602 旅館・ホテル支配人, 05603 ウエイター・ウエイトレス（飲食店ホール係）、配せん人, 05604 旅館・ホテルフロント係, 05605 旅館・ホテル接客係, 05606 客室乗務員、船舶旅客係, 05607 接客社交係、芸者, 05608 娯楽場・スポーツ施設等接客員, 05699 その他の接客・給仕の職業, 06401 稲作・畑作作業員, 06402 農作物栽培・収穫作業員（稲作・畑作を除く）, 06403 家畜・家きん飼育作業員, 06404 動物飼育員（家畜・家きんを除く）, 06405 植木職、造園師, 06499 その他の農業の職業, 06701 製銑・製鋼・非鉄金属製鍊設備オペレーター, 06702 鋳造・鍛造設備オペレーター, 06703 金属工作設備オペレーター, 06704 金属プレス設備オペレーター, 06705 鉄工・製缶設備オペレーター, 06706 板金設備オペレーター, 06707 めっき・金属研磨設備オペレーター, 06708 金属溶接・溶断設備オペレーター, 06799 その他の生産設備オペレーター（金属製品）, 06801 食料品生産設備オペレーター, 06802 飲料・たばこ生産設備オペレーター, 06901 化学製品生産設備オペレーター, 06902 窯業・土石製品生産設備オペレーター, 06903 紡織製品・衣服・繊維製品生産設備オペレーター, 06904 木製品・パルプ・紙製品生産設備オペレーター, 06905 印刷・製本設備オペレーター, 06906 ゴム・プラスチック製品生産設備オペレーター, 06999 その他の生産設備オペレーター（金属製品・食料品等を除く）, 07001 はん用・生産用・業務用機械器具 組立設備オペレーター, 07002 電気機械器具組立設備オペレーター, 07003 自動車組立設備オペレーター, 07004 輸送用機械器具組立設備オペレーター（自動車を除く）, 07005 計量計測機器・光学機械器具組立設備オペレーター, 07101 製銑工、製鋼工、非鉄金属製鍊工, 07102 鋳物製造工、鍛造工, 07103 金属熱処理工, 07104 壓延工, 07105 汎用金属工作機械工, 07106 数値制御金属工作機械工, 07107 金属プレス工, 07108 鉄工、製缶工, 07109 自動車板金工, 07110 板金工（自動車を除く）, 07111 めっき工、金属研磨工, 07112 金属製器具・建具・金型等製造工, 07113 金属溶接・溶断工, 07199 その他の製品製造・加工処理工（金属製品）, 07201 パン・菓子製造工, 07202 食肉加工工, 07203 水産物加工工, 07204 保存食品・冷凍加工食品製造工, 07205 弁当・惣菜類製造工, 07206 他の食料品製造・加工処理工, 07207 飲料・たばこ製造工, 07301 化学製品製造工, 07302 窯業・土石製品製造工, 07303 紡織製品・衣服・繊維製品製造工, 07304 木製品製造工, 07305 パルプ・紙製品製造工, 07306 印刷・製本作業員, 07307 ゴム製品製造工, 07308 プラスチック製品製造工, 07399 その他の製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）, 07401 はん用・生産用・業務用機械器具組立工, 07402 電気機械組立工, 07403 電気通信機械器具組立工, 07404 電子応用機械器具組立工, 07405 民生用電子・電気機械器具組立工, 07406 半導体製品製造工, 07407 電球・電子管・電池製造工, 07408 電線製造工, 07409 電子機器部品組立工, 07410 他の電気機械器具組立工, 07411 自動車組立工, 07412 輸送用機械器具組立工（自動

車を除く), 07413 計量計測機器・光学機械器具組立工, 07601 金属材料検査工, 07602 金属加工・溶接検査工, 07701 食料品検査工, 07702 飲料・たばこ検査工, 07801 化学製品検査工, 07802 烹業・土石製品検査工, 07803 紡織製品・衣服・繊維製品検査工, 07804 木製品・パルプ・紙製品検査工, 07805 印刷・製本検査工, 07806 ゴム・プラスチック製品検査工, 07899 その他の製品検査工(金属製品・食料品等を除く), 07901 はん用・生産用・業務用機械器具検査工, 07902 電気機械器具検査工, 07903 自動車検査工, 07904 輸送用機械器具検査工(自動車を除く), 07905 計量計測機器・光学機械器具検査工, 08201 荷物配達員, 08202 ルート配達員, 08203 郵便集配員、電報配達員, 08204 新聞配達員, 08301 大型トラック運転手, 08302 中型・小型トラック運転手, 08303 トレーラートラック運転手, 08304 ダンプカー運転手, 08399 その他の貨物自動車運転の職業, 08801 車掌, 08802 鉄道車両入換・編成作業員, 08803 甲板員、船舶機関員, 08804 フォークリフト運転作業員, 08899 他に分類されない輸送の職業, 09502 陸上荷役・運搬作業員, 09503 倉庫作業員, 09504 梱包作業員, 09601 ビル・建物清掃員, 09602 ハウスクリーニング作業員, 09603 旅館・ホテル客室清掃整備員, 09604 道路・公園清掃員, 09605 ごみ収集・し尿汲取作業員, 09606 産業廃棄物収集作業員, 09607 乗物洗浄・清掃員, 09699 その他の清掃・洗浄作業員, 09701 製品包装作業員, 09702 ラベル・シール・タグ付け作業員, 09801 選別作業員, 09802 ピッキング作業員, 09901 工場業務員, 09902 小売店品出し・陳列・補充作業員, 09903 洗い場作業員, 09904 用務員, 09999 他に分類されない運搬・清掃・包装・選別等の職業

- (4) 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- (5) 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

#### (賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、基本給(賞与を含む)、時間外労働手当、深夜・休日労働手当とする。

#### (賃金の決定方法)

第3条 対象従業員の基本給、賞与及び手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1のとおりとする。

- (1) 支払時給の決定は、「合算比較方式」とする。具体的には、職種別賃金に対象従業員が勤務する地域にかかる地域指数を乗じ、退職金相当となる額として5%を乗じた額を加え、更に一般労働者の通勤手当相当額「73円」も加算した額を『基準値』とする。そして、当該『基準値』よりも、支払時給が同額以上となることを条件とする方式である。
- (2) 通勤手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額を73円(時給換算額)とする。
- ただし、以下に該当する者については例外とする。
- ①送迎バス・送迎車の利用が可能である場合、および徒歩により通勤する者で通勤距離が片道2km未満である者については、通勤手当の支給は行わないものとする。

②令和 7 年 3 月 31 日現在において、基本給とは別に実費交通費を支払っている者に限っては引き続き通勤に要する実費に相当する額を支給する。

③全国またはブロック内転勤のある正社員であり、派遣先管理における研修の一貫として派遣先で就業をする者については、1 ヶ月分の定期代相当額を支給する。

- (3) 退職手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第 3 の 4 に定める合算により比較する方法とし、その額は、通達別添 2 の金額に都道府県別地域係数を乗じた額の 5 %相当（1 円未満の端数切り上げ）とする。
- (4) 地域調整については、福島県、栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県の就業地で派遣を行うことから、当該派遣先となる事業場の所在地の都道府県の地域指数を使うものとする。

第 4 条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 2 のとおりとする。

- (1) 別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- (2) 別表 2 の各等級の職務と別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と対応関係は次のとおりとすること
- S ランク : 3 年以上
- A ランク : 2 年以上
- B ランク : 1.5 年以上
- C ランク : 0.5 年以上
- D ランク : 0 年以上
- 2 株式会社 ウィルエージェンシーは、第 6 条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の 1 ~ 3 % の範囲で能力手当を支払うこととする。（「能力手当」は時給に含む） また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

（時間外手当、深夜・休日手当）

第 5 条 対象従業員の時間外手当、深夜・休日手当は、法律の定めに従って支給する。

（賃金の決定に当たっての評価）

第 6 条 賃金の決定は、半期または契約更新ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は、スキル・能力の向上、勤怠状況、積極性、責任性、協調性など派遣先評価も含め総合的に判断するものとする。その評価結果に基づき、基本給の額を決定する。

（賃金以外の待遇）

第 7 条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員と同一とし、社員就業規則第 26 条及び第 40 条の規定を準用する。

（教育訓練）

第 8 条 労働者派遣法第 30 条の 2 に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める

「株式会社ウィルエージェンシー教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの6か月間とする。

ただし、具体的な適用開始日は、別紙に定めるとおり、各派遣先事業所所在地における令和7年度地域別最低賃金の発効日以降とする。

なお、当該発効日前の期間（令和7年4月1日から発効日前日まで）については、既に締結済みの令和7年4月1日から令和8年3月31日までを有効期間とする労使協定を適用する。

- 2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

■労働者派遣法に基づく情報公開

事業所名称：株式会社ウィルエージェンシー 水戸支店

①派遣労働者の数 (1日1人8時間平均／2025年9月30日時点)	21名						
②派遣先の数 (事業年度あたりの事業所の数)	26事業所						
③労働者派遣に関する料金額 (1日1人8時間平均)	13,737円						
④派遣労働者の賃金額 (1日1人8時間平均)	10,318円						
⑤マージン率	24.9%						
⑥教育訓練に関する事項	訓練名	主な訓練の内容	対象となる派遣労働者	訓練の方法	実施主体	賃金支給の有無	費用負担
	入職前研修	・派遣スタッフとは ・期待されるスタッフ像 ・派遣法について ・コミュニケーションとは ・身だしなみと挨拶	新規就労派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	現業職・技能職研修	・ものづくり教育プログラム ・現場リーダー教育 ・衛生管理者試験対策	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	販売・サービス職研修	・販売員スキルアップ講座 ・ビジネスマナー講座 ・ストレスマネジメント ・コーチング	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	事務職研修	・ヒューマンスキル ・ストレスマネジメント ・コーチング ・部下指導・マネジメント	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
⑦キャリア形成支援制度	<p>キャリアアップに資する教育訓練計画については、以下の弊社HPをご確認ください。  <a href="https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/">https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/</a></p> <p>キャリア・コンサルティングに関するご相談は、水戸支店までご連絡ください。  TEL:050-1754-0050</p>						
⑧その他福利厚生に関するもの	<p>社会保険加入の条件に該当した場合は、関東ITソフトウェア健康保険組合の福利厚生特典が受けられます。(法定給付+付加給付、保養施設の充実、旅行パックの割引・補助、提携スポーツクラブ・ゴルフ場・テニスコートの割引使用など)</p>						

※情報は2024年10月から2025年9月までのデータをもとに公開しております。

## 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社 ウィルエージェンシー水戸支店（以下「甲」という）と労働者代表である伊東 操（以下「乙」という）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

### （対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣先で本条第1項第2号および第3号記載の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という）に適用する。比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、次のとおりとする。

- (1) 本条第2項および第3項記載の職種における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和6年8月27日付職発0827第1号「令和7年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について（以下「通達」という）別添2に定める職種とする。
- (2) 以下の職種については、業務の実態から複数の業務に従事する可能性があることから中分類を使用するものとする。

075 機械整備・修理工, 085 乗用車運転の職業

- (3) 以下の職種については、業務の実態を踏まえ最も適合する職種があるため小分類を使用するものとする。

01001 ITコンサルタント, 01002 ITシステム設計技術者, 01003 ITプロジェクトマネージャ, 01004 ITシステム運用管理者, 01005 ITヘルプデスク, 01006 通信ネットワーク技術者, 01099 その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）, 02301 看護師・准看護師（病院・診療所）, 02302 看護師・准看護師（介護施設）, 02303 看護師・准看護師（訪問看護）, 02399 その他の看護師・准看護師, 02801 看護助手, 02901 保育士, 02902 幼稚園教員, 02903 保育教諭, 03301 総務事務員, 03302 人事事務員, 03303 企画・調査事務員, 03401 一般事務員, 03402 秘書, 03403 受付・案内事務員, 03601 コールセンターオペレーター, 03602 テレフォンアポインター, 03603 他の電話応接事務の職業, 03604 インターネット応接等事務員, 03701 医療事務員（調剤薬局を除く）, 03703 介護事務員, 03901 生産現場事務員, 03902 出荷・受荷係事務員, 04001 営業事務員, 04002 貿易事務員, 04099 その他の営業・販売関連事務の職業, 04301 パーソナルコンピュータ操作員、ホームページ関連事務員, 04302 データ入力事務員, 04399 その他のコンピュータ等事務用機器操作の職業, 04501 レジ係, 04502 百貨店販売店員, 04503 コンビニエンスストア店員, 04504 総合小売店販売店員（百貨店・コンビニエンスストアを除く）, 04505 食品スーパー・マーケット販売店員, 04506 飲食料品販売店員, 04507 衣料品販売店員, 04508 医薬品販売店員, 04509 化粧品販売店員, 04510 電気機器販売店員, 04511 携帯電話販売店員, 04512 自動車販売店員、自動車用品販売店員, 04513 ガソリンスタンド店員, 04514 他の商品販売店員, 04515 商品実演販売員, 04516 商品訪問・移動販売員, 04901 社会福祉施設管理者, 04902 福祉相談・指導専門員, 04903 老人福祉施設指導専門員, 04904 障害者福祉施設指導専門員, 04905 児童福祉施設指導専門員, 04906 他の社会福祉施設指導専門員, 04907 介護支援専門員

員（ケアマネジャー）, 04908 訪問介護サービス提供責任者, 04909 障害福祉サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者, 04910 福祉用具専門相談員, 04999 その他の福祉・介護の専門的職業, 05001 高齢者入所型施設介護員, 05002 高齢者通所型施設介護員, 05003 障害者福祉施設介護員, 05099 その他の施設介護の職業, 05101 訪問介護員, 05102 訪問入浴介助員, 05501 日本料理調理人, 05502 西洋料理調理人, 05503 中華料理調理人, 05504 各国料理調理人（日本・西洋・中華料理を除く）, 05505 飲食チェーン店等調理員, 05506 学校給食調理員, 05507 納食等調理員（学校を除く）, 05508 調理補助者、調理人見習, 05509 バーテンダー, 05599 その他の飲食物調理の職業, 05601 飲食店店長, 05602 旅館・ホテル支配人, 05603 ウエイター・ウエイトレス（飲食店ホール係）、配膳人, 05604 旅館・ホテルフロント係, 05605 旅館・ホテル接客係, 05606 客室乗務員、船舶旅客係, 05607 接客社交係、芸者, 05608 娯楽場・スポーツ施設等接客員, 05699 その他の接客・給仕の職業, 06401 稲作・畑作作業員, 06402 農作物栽培・収穫作業員（稻作・畑作を除く）, 06403 家畜・家きん飼育作業員, 06404 動物飼育員（家畜・家きんを除く）, 06405 植木職、造園師, 06499 その他の農業の職業, 06701 製銑・製鋼・非鉄金属製鍊設備オペレーター, 06702 鋳造・鍛造設備オペレーター, 06703 金属工作設備オペレーター, 06704 金属プレス設備オペレーター, 06705 鉄工・製缶設備オペレーター, 06706 板金設備オペレーター, 06707 めっき・金属研磨設備オペレーター, 06708 金属溶接・溶断設備オペレーター, 06799 その他の生産設備オペレーター（金属製品）, 06801 食料品生産設備オペレーター, 06802 飲料・たばこ生産設備オペレーター, 06901 化学製品生産設備オペレーター, 06902 窯業・土石製品生産設備オペレーター, 06903 紡織製品・衣服・繊維製品生産設備オペレーター, 06904 木製品・パルプ・紙製品生産設備オペレーター, 06905 印刷・製本設備オペレーター, 06906 ゴム・プラスチック製品生産設備オペレーター, 06999 その他の生産設備オペレーター（金属製品・食料品等を除く）, 07001 はん用・生産用・業務用機械器具 組立設備オペレーター, 07002 電気機械器具組立設備オペレーター, 07003 自動車組立設備オペレーター, 07004 輸送用機械器具組立設備オペレーター（自動車を除く）, 07005 計量計測機器・光学機械器具組立設備オペレーター, 07101 製銑工、製鋼工、非鉄金属製鍊工, 07102 鋳物製造工、鍛造工, 07103 金属熱処理工, 07104 圧延工, 07105 汎用金属工作機械工, 07106 数値制御金属工作機械工, 07107 金属プレス工, 07108 鉄工、製缶工, 07109 自動車板金工, 07110 板金工（自動車を除く）, 07111 めっき工、金属研磨工, 07112 金属製器具・建具・金型等製造工, 07113 金属溶接・溶断工, 07199 その他の製品製造・加工処理工（金属製品）, 07201 パン・菓子製造工, 07202 食肉加工工, 07203 水産物加工工, 07204 保存食品・冷凍加工食品製造工, 07205 弁当・惣菜類製造工, 07206 他の食料品製造・加工処理工, 07207 飲料・たばこ製造工, 07301 化学製品製造工, 07302 窯業・土石製品製造工, 07303 紡織製品・衣服・繊維製品製造工, 07304 木製品製造工, 07305 パルプ・紙製品製造工, 07306 印刷・製本作業員, 07307 ゴム製品製造工, 07308 プラスチック製品製造工, 07399 その他の製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）, 07401 はん用・生産用・業務用機械器具組立工, 07402 電気機械組立工, 07403 電気通信機械器具組立工, 07404 電子応用機械器具組立工, 07405 民生用電子・電気機械器具組立工, 07406 半導体製品製造工, 07407 電球・電子管・電池製造工, 07408 電線製造工, 07409 電子機器部品組立工, 07410 他の電気機械器具組立工, 07411 自動車組立工, 07412 輸送用機械器具組立工（自動

車を除く), 07413 計量計測機器・光学機械器具組立工, 07601 金属材料検査工, 07602 金属加工・溶接検査工, 07701 食料品検査工, 07702 飲料・たばこ検査工, 07801 化学製品検査工, 07802 烹業・土石製品検査工, 07803 紡織製品・衣服・繊維製品検査工, 07804 木製品・パルプ・紙製品検査工, 07805 印刷・製本検査工, 07806 ゴム・プラスチック製品検査工, 07899 その他の製品検査工(金属製品・食料品等を除く), 07901 はん用・生産用・業務用機械器具検査工, 07902 電気機械器具検査工, 07903 自動車検査工, 07904 輸送用機械器具検査工(自動車を除く), 07905 計量計測機器・光学機械器具検査工, 08201 荷物配達員, 08202 ルート配達員, 08203 郵便集配員、電報配達員, 08204 新聞配達員, 08301 大型トラック運転手, 08302 中型・小型トラック運転手, 08303 トレーラートラック運転手, 08304 ダンプカー運転手, 08399 その他の貨物自動車運転の職業, 08801 車掌, 08802 鉄道車両入換・編成作業員, 08803 甲板員、船舶機関員, 08804 フォークリフト運転作業員, 08899 他に分類されない輸送の職業, 09502 陸上荷役・運搬作業員, 09503 倉庫作業員, 09504 梱包作業員, 09601 ビル・建物清掃員, 09602 ハウスクリーニング作業員, 09603 旅館・ホテル客室清掃整備員, 09604 道路・公園清掃員, 09605 ごみ収集・し尿汲取作業員, 09606 産業廃棄物収集作業員, 09607 乗物洗浄・清掃員, 09699 その他の清掃・洗浄作業員, 09701 製品包装作業員, 09702 ラベル・シール・タグ付け作業員, 09801 選別作業員, 09802 ピッキング作業員, 09901 工場業務員, 09902 小売店品出し・陳列・補充作業員, 09903 洗い場作業員, 09904 用務員, 09999 他に分類されない運搬・清掃・包装・選別等の職業

- (4) 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- (5) 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

#### (賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、基本給(賞与を含む)、時間外労働手当、深夜・休日労働手当とする。

#### (賃金の決定方法)

第3条 対象従業員の基本給、賞与及び手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1のとおりとする。

- (1) 支払時給の決定は、「合算比較方式」とする。具体的には、職種別賃金に対象従業員が勤務する地域にかかる地域指数を乗じ、退職金相当となる額として5%を乗じた額を加え、更に一般労働者の通勤手当相当額「73円」も加算した額を『基準値』とする。そして、当該『基準値』よりも、支払時給が同額以上となることを条件とする方式である。
- (2) 通勤手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額を73円(時給換算額)とする。
- ただし、以下に該当する者については例外とする。
- ①送迎バス・送迎車の利用が可能である場合、および徒歩により通勤する者で通勤距離が片道2km未満である者については、通勤手当の支給は行わないものとする。

②令和 7 年 3 月 31 日現在において、基本給とは別に実費交通費を支払っている者に限っては引き続き通勤に要する実費に相当する額を支給する。

③全国またはブロック内転勤のある正社員であり、派遣先管理における研修の一貫として派遣先で就業をする者については、1 ヶ月分の定期代相当額を支給する。

- (3) 退職手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第 3 の 4 に定める合算により比較する方法とし、その額は、通達別添 2 の金額に都道府県別地域係数を乗じた額の 5 %相当（1 円未満の端数切り上げ）とする。
- (4) 地域調整については、茨城県、栃木県、千葉県の就業地で派遣を行うことから、当該派遣先となる事業場の所在地の都道府県の地域指数を使うものとする。

第 4 条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 2 のとおりとする。

- (1) 別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- (2) 別表 2 の各等級の職務と別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と対応関係は次のとおりとすること
- S ランク : 3 年以上
- A ランク : 2 年以上
- B ランク : 1.5 年以上
- C ランク : 0.5 年以上
- D ランク : 0 年以上
- 2 株式会社 ウィルエージェンシーは、第 6 条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の 1 ~ 3 % の範囲で能力手当を支払うこととする。（「能力手当」は時給に含む） また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

（時間外手当、深夜・休日手当）

第 5 条 対象従業員の時間外手当、深夜・休日手当は、法律の定めに従って支給する。

（賃金の決定に当たっての評価）

第 6 条 賃金の決定は、半期または契約更新ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は、スキル・能力の向上、勤怠状況、積極性、責任性、協調性など派遣先評価も含め総合的に判断するものとする。その評価結果に基づき、基本給の額を決定する。

（賃金以外の待遇）

第 7 条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員と同一とし、社員就業規則第 26 条及び第 40 条の規定を準用する。

（教育訓練）

第 8 条 労働者派遣法第 30 条の 2 に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める

「株式会社ウィルエージェンシー教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの6か月間とする。

ただし、具体的な適用開始日は、別紙に定めるとおり、各派遣先事業所所在地における令和7年度地域別最低賃金の発効日以降とする。

なお、当該発効日前の期間（令和7年4月1日から発効日前日まで）については、既に締結済みの令和7年4月1日から令和8年3月31日までを有効期間とする労使協定を適用する。

2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

## ■労働者派遣法に基づく情報公開

事業所名称: 株式会社ウィルエージェンシー 船橋支店

①派遣労働者の数 (1日1人8時間平均／2025年9月30日時点)	20名						
②派遣先の数 (事業年度あたりの事業所の数)	46事業所						
③労働者派遣に関する料金額 (1日1人8時間平均)	14,740円						
④派遣労働者の賃金額 (1日1人8時間平均)	10,886円						
⑤マージン率	26.1%						
⑥教育訓練に関する事項	訓練名	主な訓練の内容	対象となる派遣労働者	訓練の方法	実施主体	賃金支給の有無	費用負担
	入職前研修	・派遣スタッフとは ・期待されるスタッフ像 ・派遣法について ・コミュニケーションとは ・身だしなみと挨拶	新規就労派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	現業職・技能職研修	・ものづくり教育プログラム ・現場リーダー教育 ・衛生管理者試験対策	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	販売・サービス職研修	・販売員スキルアップ講座 ・ビジネスマナー講座 ・ストレスマネジメント ・コーチング	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	事務職研修	・ヒューマンスキル ・ストレスマネジメント ・コーチング ・部下指導・マネジメント	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
⑦キャリア形成支援制度	<p>キャリアアップに資する教育訓練計画については、以下の弊社HPをご確認ください。  <a href="https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/">https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/</a></p> <p>キャリア・コンサルティングに関するご相談は、船橋支店までご連絡ください。  TEL:047-437-8080</p>						
⑧その他福利厚生に関するもの	<p>社会保険加入の条件に該当した場合は、関東ITソフトウェア健康保険組合の福利厚生特典が受けられます。(法定給付+付加給付、保養施設の充実、旅行パックの割引・補助、提携スポーツクラブ・ゴルフ場・テニスコートの割引使用など)</p>						

※情報は2024年10月から2025年9月までのデータをもとに公開しております。

## 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社 ウィルエージェンシ一船橋支店（以下「甲」という）と労働者代表である成田 祐哉（以下「乙」という）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

### （対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣先で本条第1項第2号および第3号記載の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という）に適用する。比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、次のとおりとする。

- (1) 本条第2項および第3項記載の職種における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和6年8月27日付職発0827第1号「令和7年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について（以下「通達」という）別添2に定める職種とする。
- (2) 以下の職種については、業務の実態から複数の業務に従事する可能性があることから中分類を使用するものとする。

001 法人・団体役員, 002 法人・団体管理職員, 003 その他の管理的職業, 004 研究者, 005 農林水産技術者, 006 開発技術者, 007 製造技術者, 008 建築・土木・測量技術者, 012 法務の職業, 014 宗教家, 015 著述家、記者、編集者, 016 美術家、写真家、映像撮影者, 018 音楽家、舞台芸術家, 019 図書館司書、学芸員、カウンセラー（医療・福祉施設を除く）, 020 その他の法務・経営・文化芸術等の専門的職業, 021 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師, 022 保健師、助産師, 024 医療技術者, 026 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師, 027 その他の医療・看護・保健の専門的職業, 030 学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者, 031 学校等教員, 032 習い事指導等教育関連の職業, 034 一般事務・秘書・受付の職業, 035 その他の総務等事務の職業, 037 医療・介護事務の職業, 041 外勤事務の職業, 042 運輸・郵便事務の職業, 044 小売店・卸売店店長, 046 商品仕入・再生資源卸売の職業, 047 販売類似の職業, 048 営業の職業, 053 理容師、美容師、美容関連サービスの職業, 054 浴場・クリーニングの職業, 057 居住施設・ビル等の管理の職業, 058 その他のサービスの職業, 060 自衛官, 061 司法警察職員, 062 看守、消防員, 063 その他の保安の職業, 065 林業の職業, 066 漁

- (3) 以下の職種については、業務の実態を踏まえ最も適合する職種があるため小分類を使用するものとする。

00901 ソフトウェア開発技術者（WEB・オープン系）, 00902 ソフトウェア開発技術者（組込・制御系）, 00903 プログラマー, 00999 その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）, 01001 ITコンサルタント, 01002 ITシステム設計技術者, 01003 ITプロジェクトマネージャ, 01004 ITシステム運用管理者, 01005 ITヘルプデスク, 01006 通信ネットワーク技術者, 01099 その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）, 01101 通信機器操作員, 01199 他に分類されない技術の職業, 01701 ウェブデザイナー, 01702 グラフィックデザイナー, 01799 その他のデザイナー, 02301 看護師・准看護師（病院・診療所）, 02302 看護師・

准看護師（介護施設）, 02303 看護師・准看護師（訪問看護）, 02399 その他の看護師・准看護師, 02501 栄養士, 02502 管理栄養士, 02801 看護助手, 02901 保育士, 02902 幼稚園教員, 02903 保育教諭, 03301 総務事務員, 03302 人事事務員, 03303 企画・調査事務員, 03601 コールセンターオペレーター, 03602 テレフォンアポインター, 03603 他の電話応接事務の職業, 03604 インターネット応接等事務員, 03801 現金出納事務員, 03802 預・貯金窓口事務員, 03803 経理事務員, 03899 その他の会計事務の職業, 03901 生産現場事務員, 03902 出荷・受荷係事務員, 04001 営業事務員, 04002 貿易事務員, 04099 その他の営業・販売関連事務の職業, 04301 パーソナルコンピュータ操作員、ホームページ関連事務員, 04302 データ入力事務員, 04399 その他のコンピュータ等事務用機器操作の職業, 04501 レジ係, 04502 百貨店販売店員, 04503 コンビニエンスストア店員, 04504 総合小売店販売店員 (百貨店・コンビニエンスストアを除く), 04505 食品スーパー・マーケット販売店員, 04506 飲食料品販売店員, 04507 衣料品販売店員, 04508 医薬品販売店員, 04509 化粧品販売店員, 04510 電気機器販売店員, 04511 携帯電話販売店員, 04512 自動車販売店員、自動車用品販売店員, 04513 ガソリンスタンド店員, 04514 他の商品販売店員, 04515 商品実演販売員, 04516 商品訪問・移動販売員, 04901 社会福祉施設管理者, 04902 福祉相談・指導専門員, 04903 老人福祉施設指導専門員, 04904 障害者福祉施設指導専門員, 04905 児童福祉施設指導専門員, 04906 他の社会福祉施設指導専門員, 04907 介護支援専門員（ケアマネジャー）, 04908 訪問介護サービス提供責任者, 04909 障害福祉サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者, 04910 福祉用具専門相談員, 04999 その他の福祉・介護の専門的職業, 05001 高齢者入所型施設介護員, 05002 高齢者通所型施設介護員, 05003 障害者福祉施設介護員, 05099 その他の施設介護の職業, 05101 訪問介護員, 05102 訪問入浴介助員, 05299 その他の家庭生活支援サービスの職業, 05501 日本料理調理人, 05502 西洋料理調理人, 05503 中華料理調理人, 05504 各国料理調理人（日本・西洋・中華料理を除く）, 05505 飲食チェーン店等調理員, 05506 学校給食調理員, 05507 給食等調理員（学校を除く）, 05508 調理補助者、調理人見習, 05509 バーテンダー, 05599 その他の飲食物調理の職業, 05601 飲食店店長, 05602 旅館・ホテル支配人, 05603 ウエイター・ウエイトレス（飲食店ホール係）、配膳人, 05604 旅館・ホテルフロント係, 05605 旅館・ホテル接客係, 05606 客室乗務員、船舶旅客係, 05607 接客社交係、芸者, 05608 娯楽場・スポーツ施設等接客員, 05699 その他の接客・給仕の職業, 06401 稲作・畑作作業員, 06402 農作物栽培・収穫作業員（稲作・畑作を除く）, 06403 家畜・家きん飼育作業員, 06404 動物飼育員（家畜・家きんを除く）, 06405 植木職、造園師, 06499 その他の農業の職業, 06701 製銑・製鋼・非鉄金属製鍊設備オペレーター, 06702 鋳造・鍛造設備オペレーター, 06703 金属工作設備オペレーター, 06704 金属プレス設備オペレーター, 06705 鉄工・製缶設備オペレーター, 06706 板金設備オペレーター, 06707 めっき・金属研磨設備オペレーター, 06708 金属溶接・溶断設備オペレーター, 06799 その他の生産設備オペレーター（金属製品）, 06801 食料品生産設備オペレーター, 06802 飲料・たばこ生産設備オペレーター, 07101 製銑工、製鋼工、非鉄金属製鍊工, 07102 鋳物製造工、鍛造工, 07103 金属熱処理工, 07104 圧延工, 07105 汎用金属工作機械工, 07106 数値制御金属工作機械工, 07107 金属プレス工, 07108 鉄工、製缶工, 07109 自動車板金工, 07110 板金工（自動車を除く）, 07111 めっき工、金属研磨工, 07112 金属製器具・建具・金型等製造工, 07113 金属溶接・溶断工, 07199 その他の製品製

造・加工処理工（金属製品）, 07201 パン・菓子製造工, 07202 食肉加工工, 07203 水産物加工工, 07204 保存食品・冷凍加工食品製造工, 07205 弁当・惣菜類製造工, 07206 他の食料品製造・加工処理工, 07207 飲料・たばこ製造工, 07301 化学製品製造工, 07302 窯業・土石製品製造工, 07303 紡織製品・衣服・繊維製品製造工, 07304 木製品製造工, 07305 パルプ・紙製品製造工, 07306 印刷・製本作業員, 07307 ゴム製品製造工, 07308 プラスチック製品製造工, 07399 その他の製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）, 07401 はん用・生産用・業務用機械器具組立工, 07402 電気機械組立工, 07403 電気通信機械器具組立工, 07404 電子応用機械器具組立工, 07405 民家用電子・電気機械器具組立工, 07406 半導体製品製造工, 07407 電球・電子管・電池製造工, 07408 電線製造工, 07409 電子機器部品組立工, 07410 他の電気機械器具組立工, 07411 自動車組立工, 07412 輸送用機械器具組立工（自動車を除く）, 07413 計量計測機器・光学機械器具組立工, 07801 化学製品検査工, 07802 窯業・土石製品検査工, 07803 紡織製品・衣服・繊維製品検査工, 07804 木製品・パルプ・紙製品検査工, 07805 印刷・製本検査工, 07806 ゴム・プラスチック製品検査工, 07899 その他の製品検査工（金属製品・食料品等を除く）, 08301 大型トラック運転手, 08302 中型・小型トラック運転手, 08303 トレーラートラック運転手, 08304 ダンプカー運転手, 08399 その他の貨物自動車運転の職業, 08801 車掌, 08802 鉄道車両入換・編成作業員, 08803 甲板員、船舶機関員, 08804 フォークリフト運転作業員, 08899 他に分類されない輸送の職業, 09502 陸上荷役・運搬作業員, 09503 倉庫作業員, 09504 梱包作業員, 09601 ビル・建物清掃員, 09602 ハウスクリーニング作業員, 09603 旅館・ホテル客室清掃整備員, 09604 道路・公園清掃員, 09605 ごみ収集・し尿汲取作業員, 09606 産業廃棄物収集作業員, 09607 乗物洗浄・清掃員, 09699 その他の清掃・洗浄作業員, 09901 工場業務員, 09902 小売店品出し・陳列・補充作業員, 09903 洗い場作業員, 09904 用務員, 09999 他に分類されない運搬・清掃・包装・選別等の職業

- (4) 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- (5) 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

#### (賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、基本給（賞与を含む）、時間外労働手当、深夜・休日労働手当とする。

#### (賃金の決定方法)

第3条 対象従業員の基本給、賞与及び手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1のとおりとする。

- (1) 支払時給の決定は、「合算比較方式」とする。具体的には、職種別賃金に対象従業員が勤務する地域にかかる地域指数を乗じ、退職金相当となる額として5%を乗じた額を加え、更に一般労働者の通勤手当相当額「73円」も加算した額を『基準値』とする。そして、当該『基準値』よりも、支払時給が同額以上となることを条件とする方式である。
- (2) 通勤手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」

については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額を73円（時給換算額）とする。

ただし、以下に該当する者については例外とする。

①送迎バス・送迎車の利用が可能である場合、および徒歩により通勤する者で通勤距離が片道2km未満である者については、通勤手当の支給は行わないものとする。

②令和7年3月31日現在において、基本給とは別に実費交通費を支払っている者に限っては引き続き通勤に要する実費に相当する額を支給する。

③全国またはブロック内転勤のある正社員であり、派遣先管理における研修の一貫として派遣先で就業をする者については、1ヶ月分の定期代相当額を支給する。

（3）退職手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額は、通達別添2の金額に都道府県別地域係数を乗じた額の5%相当（1円未満の端数切り上げ）とする。

（4）地域調整については、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都の就業地で派遣を行うことから、当該派遣先となる事業場の所在地の都道府県の地域指数を使うものとする。

第4条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

（1）別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること

（2）別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と対応関係は次のとおりとすること

Sランク：3年以上

Aランク：2年以上

Bランク：1.5年以上

Cランク：0.5年以上

Dランク：0年以上

2 株式会社ウィルエージェンシーは、第6条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で能力手当を支払うこととする。（「能力手当」は時給に含む）また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するよう努めるものとする。

（時間外手当、深夜・休日手当）

第5条 対象従業員の時間外手当、深夜・休日手当は、法律の定めに従って支給する。

（賃金の決定に当たっての評価）

第6条 賃金の決定は、半期または契約更新ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は、スキル・能力の向上、勤怠状況、積極性、責任性、協調性など派遣先評価も含め総合的に判断するものとする。その評価結果に基づき、基本給の額を決定する。

(賃金以外の待遇)

第7条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員と同一とし、社員就業規則第26条及び第40条の規定を準用する。

(教育訓練)

第8条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「株式会社 ウィルエージェンシー 教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの6か月間とする。

ただし、具体的な適用開始日は、別紙に定めるとおり、各派遣先事業所所在地における令和7年度地域別最低賃金の発効日以降とする。

なお、当該発効日前の期間（令和7年4月1日から発効日前日まで）については、既に締結済みの令和7年4月1日から令和8年3月31日までを有効期間とする労使協定を適用する。

2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

■労働者派遣法に基づく情報公開

事業所名称：株式会社ウィルエージェンシー 大宮支店

①派遣労働者の数 (1日1人8時間平均／2025年9月30日時点)	35名						
②派遣先の数 (事業年度あたりの事業所の数)	149事業所						
③労働者派遣に関する料金額 (1日1人8時間平均)	17,379円						
④派遣労働者の賃金額 (1日1人8時間平均)	12,768円						
⑤マージン率	26.5%						
⑥教育訓練に関する事項	訓練名	主な訓練の内容	対象となる派遣労働者	訓練の方法	実施主体	賃金支給の有無	費用負担
	入職前研修	・派遣スタッフとは ・期待されるスタッフ像 ・派遣法について ・コミュニケーションとは ・身だしなみと挨拶	新規就労派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	現業職・技能職研修	・ものづくり教育プログラム ・現場リーダー教育 ・衛生管理者試験対策	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	販売・サービス職研修	・販売員スキルアップ講座 ・ビジネスマナー講座 ・ストレスマネジメント ・コーチング	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	事務職研修	・ヒューマンスキル ・ストレスマネジメント ・コーチング ・部下指導・マネジメント	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
⑦キャリア形成支援制度	<p>キャリアアップに資する教育訓練計画については、以下の弊社HPをご確認ください。  <a href="https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/">https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/</a></p> <p>キャリア・コンサルティングに関するご相談は、大宮支店までご連絡ください。  TEL:048-650-0281</p>						
⑧その他福利厚生に関するもの	<p>社会保険加入の条件に該当した場合は、関東ITソフトウェア健康保険組合の福利厚生特典が受けられます。(法定給付+付加給付、保養施設の充実、旅行パックの割引・補助、提携スポーツクラブ・ゴルフ場・テニスコートの割引使用など)</p>						

※情報は2024年10月から2025年9月までのデータをもとに公開しております。

## 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社 ウィルエージェンシー大宮支店（以下「甲」という）と労働者代表である和田 愛悠（以下「乙」という）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

### （対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣先で本条第1項第2号および第3号記載の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という）に適用する。比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、次のとおりとする。

（1） 本条第2項および第3項記載の職種における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和6年8月27日付職発0827第1号「令和7年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について（以下「通達」という）別添2に定める職種とする。

（2） 以下の職種については、業務の実態から複数の業務に従事する可能性があることから中分類を使用するものとする。

001 法人・団体役員, 002 法人・団体管理職員, 003 その他の管理的職業, 004 研究者, 005 農林水産技術者, 006 開発技術者, 007 製造技術者, 008 建築・土木・測量技術者, 018 音楽家、舞台芸術家, 020 その他の法務・経営・文化芸術等の専門的職業, 024 医療技術者, 027 その他の医療・看護・保健の専門的職業, 030 学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者, 031 学校等教員, 032 習い事指導等教育関連の職業, 035 その他の総務等事務の職業, 037 医療・介護事務の職業, 041 外勤事務の職業, 042 運輸・郵便事務の職業, 044 小売店・卸売店店長, 046 商品仕入・再生資源卸売の職業, 047 販売類似の職業, 048 営業の職業, 053 理容師、美容師、美容関連サービスの職業, 054 浴場・クリーニングの職業, 057 居住施設・ビル等の管理の職業, 058 その他のサービスの職業, 065 林業の職業, 066 漁業の職業, 069 生産設備オペレーター（金属製品・食料品等を除く）, 075 機械整備・修理工, 076 製品検査工（金属製品）, 079 機械検査工, 080 生産関連の職業（塗装・製図を含む）, 081 生産類似の職業, 082 配送・集荷の職業, 085 乗用車運転の職業, 086 その他の自動車運転の職業, 087 鉄道・船舶・航空機運転の職業, 089 施設機械設備操作・建設機械運転の職業

（3） 以下の職種については、業務の実態を踏まえ最も適合する職種があるため小分類を使用するものとする。

00901 ソフトウェア開発技術者（WE B・オープン系）, 00902 ソフトウェア開発技術者（組込・制御系）, 00903 プログラマー, 00999 その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）, 01001 I T コンサルタント, 01002 I T システム設計技術者, 01003 I T プロジェクトマネージャ, 01004 I T システム運用管理者, 01005 I T ヘルプデスク, 01006 通信ネットワーク技術者, 01099 その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）, 01701 ウェブデザイナー, 01702 グラフィックデザイナー, 01799 その他のデザイナー, 02301 看護師・准看護師（病院・診療所）, 02302 看護師・准看護師（介護施設）, 02303 看護師・准看護師（訪問看

護）, 02399 その他の看護師・准看護師, 02801 看護助手, 02901 保育士, 02902 幼稚園教員, 02903 保育教諭, 03301 総務事務員, 03302 人事事務員, 03303 企画・調査事務員, 03401 一般事務員, 03402 秘書, 03403 受付・案内事務員, 03601 コールセンターオペレーター, 03602 テレフォンアポインター, 03603 他の電話応接事務の職業, 03604 インターネット応接等事務員, 03901 生産現場事務員, 03902 出荷・受荷係事務員, 04001 営業事務員, 04002 貿易事務員, 04099 その他の営業・販売関連事務の職業, 04301 パーソナルコンピュータ操作員、ホームページ関連事務員, 04302 データ入力事務員, 04399 その他のコンピュータ等事務用機器操作の職業, 04501 レジ係, 04502 百貨店販売店員, 04503 コンビニエンスストア店員, 04504 総合小売店販売店員（百貨店・コンビニエンスストアを除く）, 04505 食品スーパー・マーケット販売店員, 04506 飲食料品販売店員, 04507 衣料品販売店員, 04508 医薬品販売店員, 04509 化粧品販売店員, 04510 電気機器販売店員, 04511 携帯電話販売店員, 04512 自動車販売店員、自動車用品販売店員, 04513 ガソリンスタンド店員, 04514 他の商品販売店員, 04515 商品実演販売員, 04516 商品訪問・移動販売員, 04901 社会福祉施設管理者, 04902 福祉相談・指導専門員, 04903 老人福祉施設指導専門員, 04904 障害者福祉施設指導専門員, 04905 児童福祉施設指導専門員, 04906 他の社会福祉施設指導専門員, 04907 介護支援専門員（ケアマネジャー）, 04908 訪問介護サービス提供責任者, 04909 障害福祉サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者, 04910 福祉用具専門相談員, 04999 その他の福祉・介護の専門的職業, 05001 高齢者入所型施設介護員, 05002 高齢者通所型施設介護員, 05003 障害者福祉施設介護員, 05099 その他の施設介護の職業, 05101 訪問介護員, 05102 訪問入浴介助員, 05299 その他の家庭生活支援サービスの職業, 05501 日本料理調理人, 05502 西洋料理調理人, 05503 中華料理調理人, 05504 各国料理調理人（日本・西洋・中華料理を除く）, 05505 飲食チェーン店等調理員, 05506 学校給食調理員, 05507 給食等調理員（学校を除く）, 05508 調理補助者、調理人見習, 05509 バーテンダー, 05599 その他の飲食物調理の職業, 05601 飲食店店長, 05602 旅館・ホテル支配人, 05603 ウエイター・ウエイトレス（飲食店ホール係）、配せん人, 05604 旅館・ホテルフロント係, 05605 旅館・ホテル接客係, 05606 客室乗務員、船舶旅客係, 05607 接客社交係、芸者, 05608 娯楽場・スポーツ施設等接客員, 05699 その他の接客・給仕の職業, 06401 稲作・畑作作業員, 06402 農作物栽培・収穫作業員（稲作・畑作を除く）, 06403 家畜・家きん飼育作業員, 06404 動物飼育員（家畜・家きんを除く）, 06405 植木職、造園師, 06499 その他の農業の職業, 06701 製銑・製鋼・非鉄金属製鍊設備オペレーター, 06702 鋳造・鍛造設備オペレーター, 06703 金属工作設備オペレーター, 06704 金属プレス設備オペレーター, 06705 鉄工・製缶設備オペレーター, 06706 板金設備オペレーター, 06707 めっき・金属研磨設備オペレーター, 06708 金属溶接・溶断設備オペレーター, 06799 その他の生産設備オペレーター（金属製品）, 06801 食料品生産設備オペレーター, 06802 飲料・たばこ生産設備オペレーター, 07001 はん用・生産用・業務用機械器具 組立設備オペレーター, 07002 電気機械器具組立設備オペレーター, 07003 自動車組立設備オペレーター, 07004 輸送用機械器具組立設備オペレーター（自動車を除く）, 07005 計量計測機器・光学機械器具組立設備オペレーター, 07101 製銑工、製鋼工、非鉄金属製鍊工, 07102 鋳物製造工、鍛造工, 07103 金属熱処理工, 07104 圧延工, 07105 汎用金属工作機械工, 07106 数値制御金属工作機械工, 07107 金属プレス工, 07108 鉄工、製缶工, 07109 自動車板金工, 07110 板金工

(自動車を除く), 07111 めっき工、金属研磨工, 07112 金属製器具・建具・金型等製造工, 07113 金属溶接・溶断工, 07199 その他の製品製造・加工処理工 (金属製品), 07201 パン・菓子製造工, 07202 食肉加工工, 07203 水産物加工工, 07204 保存食品・冷凍加工食品製造工, 07205 弁当・惣菜類製造工, 07206 他の食料品製造・加工処理工, 07207 飲料・たばこ製造工, 07301 化学製品製造工, 07302 窯業・土石製品製造工, 07303 紡織製品・衣服・繊維製品製造工, 07304 木製品製造工, 07305 パルプ・紙製品製造工, 07306 印刷・製本作業員, 07307 ゴム製品製造工, 07308 プラスチック製品製造工, 07399 その他の製品製造・加工処理工 (金属製品・食料品等を除く), 07401 はん用・生産用・業務用機械器具組立工, 07402 電気機械組立工, 07403 電気通信機械器具組立工, 07404 電子応用機械器具組立工, 07405 民生用電子・電気機械器具組立工, 07406 半導体製品製造工, 07407 電球・電子管・電池製造工, 07408 電線製造工, 07409 電子機器部品組立工, 07410 他の電気機械器具組立工, 07411 自動車組立工, 07412 輸送用機械器具組立工 (自動車を除く), 07413 計量計測機器・光学機械器具組立工, 07701 食料品検査工, 07702 飲料・たばこ検査工, 07801 化学製品検査工, 07802 窯業・土石製品検査工, 07803 紡織製品・衣服・繊維製品検査工, 07804 木製品・パルプ・紙製品検査工, 07805 印刷・製本検査工, 07806 ゴム・プラスチック製品検査工, 07899 その他の製品検査工 (金属製品・食料品等を除く), 08301 大型トラック運転手, 08302 中型・小型トラック運転手, 08303 トレーラートラック運転手, 08304 ダンプカー運転手, 08399 その他の貨物自動車運転の職業, 08801 車掌, 08802 鉄道車両入換・編成作業員, 08803 甲板員、船舶機関員, 08804 フォークリフト運転作業員, 08899 他に分類されない輸送の職業, 09502 陸上荷役・運搬作業員, 09503 倉庫作業員, 09504 梱包作業員, 09601 ビル・建物清掃員, 09602 ハウスクリーニング作業員, 09603 旅館・ホテル客室清掃整備員, 09604 道路・公園清掃員, 09605 ごみ収集・し尿汲取作業員, 09606 産業廃棄物収集作業員, 09607 乗物洗浄・清掃員, 09699 その他の清掃・洗浄作業員, 09701 製品包装作業員, 09702 ラベル・シール・タグ付け作業員, 09801 選別作業員, 09802 ピッキング作業員, 09901 工場業務員, 09902 小売店品出し・陳列・補充作業員, 09903 洗い場作業員, 09904 用務員, 09999 他に分類されない運搬・清掃・包装・選別等の職業

- (4) 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- (5) 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

#### (賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、基本給 (賞与を含む)、時間外労働手当、深夜・休日労働手当とする。

#### (賃金の決定方法)

第3条 対象従業員の基本給、賞与及び手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1のとおりとする。

- (1) 支払時給の決定は、「合算比較方式」とする。具体的には、職種別賃金に対象従業員が勤務する地域にかかる地域指数を乗じ、退職金相当となる額として5%を乗じた額を加え、更に一般

労働者の通勤手当相当額「73 円」も加算した額を『基準値』とする。そして、当該『基準値』よりも、支払時給が同額以上となることを条件とする方式である。

- (2) 通勤手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第 3 の 4 に定める合算により比較する方法とし、その額を 73 円（時給換算額）とする。

ただし、以下に該当する者については例外とする。

①送迎バス・送迎車の利用が可能である場合、および徒歩により通勤する者で通勤距離が片道 2km 未満である者については、通勤手当の支給は行わないものとする。

②令和 7 年 3 月 31 日現在において、基本給とは別に実費交通費を支払っている者に限っては引き続き通勤に要する実費に相当する額を支給する。

③全国またはブロック内転勤のある正社員であり、派遣先管理における研修の一貫として派遣先で就業をする者については、1 ヶ月分の定期代相当額を支給する。

- (3) 退職手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第 3 の 4 に定める合算により比較する方法とし、その額は、通達別添 2 の金額に都道府県別地域係数を乗じた額の 5% 相当（1 円未満の端数切り上げ）とする。

- (4) 地域調整については、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の就業地で派遣を行うことから、当該派遣先となる事業場の所在地の都道府県の地域指数を使うものとする。

第 4 条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 2 のとおりとする。

- (1) 別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること  
(2) 別表 2 の各等級の職務と別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と対応関係は次のとおりとすること

S ランク：3 年以上

A ランク：2 年以上

B ランク：1.5 年以上

C ランク：0.5 年以上

D ランク：0 年以上

- 2 株式会社 ウィルエージェンシーは、第 6 条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の 1 ~ 3 % の範囲で能力手当を支払うこととする。（「能力手当」は時給に含む） また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

（時間外手当、深夜・休日手当）

第 5 条 対象従業員の時間外手当、深夜・休日手当は、法律の定めに従って支給する。

（賃金の決定に当たっての評価）

第6条 賃金の決定は、半期または契約更新ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は、スキル・能力の向上、勤怠状況、積極性、責任性、協調性など派遣先評価も含め総合的に判断するものとする。その評価結果に基づき、基本給の額を決定する。

(賃金以外の待遇)

第7条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員と同一とし、社員就業規則第26条及び第40条の規定を準用する。

(教育訓練)

第8条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「株式会社 ウィルエージェンシー 教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの6か月間とする。

ただし、具体的な適用開始日は、別紙に定めるとおり、各派遣先事業所所在地における令和7年度地域別最低賃金の発効日以降とする。

なお、当該発効日前の期間（令和7年4月1日から発効日前日まで）については、既に締結済みの令和7年4月1日から令和8年3月31日までを有効期間とする労使協定を適用する。

2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

■労働者派遣法に基づく情報公開

事業所名称：株式会社ウィルエージェンシー 長野支店

①派遣労働者の数 (1日1人8時間平均／2025年9月30日時点)	20名						
②派遣先の数 (事業年度あたりの事業所の数)	57事業所						
③労働者派遣に関する料金額 (1日1人8時間平均)	14,591円						
④派遣労働者の賃金額 (1日1人8時間平均)	10,111円						
⑤マージン率	30.7%						
⑥教育訓練に関する事項	訓練名	主な訓練の内容	対象となる派遣労働者	訓練の方法	実施主体	賃金支給の有無	費用負担
	入職前研修	・派遣スタッフとは ・期待されるスタッフ像 ・派遣法について ・コミュニケーションとは ・身だしなみと挨拶	新規就労派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	現業職・技能職研修	・ものづくり教育プログラム ・現場リーダー教育 ・衛生管理者試験対策	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	販売・サービス職研修	・販売員スキルアップ講座 ・ビジネスマナー講座 ・ストレスマネジメント ・コーチング	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	事務職研修	・ヒューマンスキル ・ストレスマネジメント ・コーチング ・部下指導・マネジメント	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
⑦キャリア形成支援制度	<p>キャリアアップに資する教育訓練計画については、以下の弊社HPをご確認ください。  <a href="https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/">https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/</a></p> <p>キャリア・コンサルティングに関するご相談は、長野支店までご連絡ください。  TEL:026-224-0761</p>						
⑧その他福利厚生に関するもの	<p>社会保険加入の条件に該当した場合は、関東ITソフトウェア健康保険組合の福利厚生特典が受けられます。(法定給付+付加給付、保養施設の充実、旅行パックの割引・補助、提携スポーツクラブ・ゴルフ場・テニスコートの割引使用など)</p>						

※情報は2024年10月から2025年9月までのデータをもとに公開しております。

## 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社 ウィルエージェンシー長野支店（以下「甲」という）と労働者代表である山岸 稜（以下「乙」という）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

### （対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣先で本条第1項第2号および第3号記載の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という）に適用する。比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、次のとおりとする。

（1） 本条第2項および第3項記載の職種における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和6年8月27日付職発0827第1号「令和7年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について（以下「通達」という）別添2に定める職種とする。

（2） 以下の職種については、業務の実態から複数の業務に従事する可能性があることから中分類を使用するものとする。

030 学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者, 037 医療・介護事務の職業, 054 浴場・クリーニングの職業, 075 機械整備・修理工, 079 機械検査工, 080 生産関連の職業（塗装・製図を含む）, 085 乗用車運転の職業

（3） 以下の職種については、業務の実態を踏まえ最も適合する職種があるため小分類を使用するものとする。

01001 ITコンサルタント, 01002 ITシステム設計技術者, 01003 ITプロジェクトマネージャ, 01004 ITシステム運用管理者, 01005 ITヘルプデスク, 01006 通信ネットワーク技術者, 01099 その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）, 02301 看護師・准看護師（病院・診療所）, 02302 看護師・准看護師（介護施設）, 02303 看護師・准看護師（訪問看護）, 02399 その他の看護師・准看護師, 02801 看護助手, 02901 保育士, 02902 幼稚園教員, 02903 保育教諭, 03301 総務事務員, 03302 人事事務員, 03303 企画・調査事務員, 03401 一般事務員, 03402 秘書, 03403 受付・案内事務員, 03601 コールセンターオペレーター, 03602 テレフォンアポインター, 03603 他の電話応接事務の職業, 03604 インターネット応接等事務員, 03901 生産現場事務員, 03902 出荷・受荷係事務員, 04001 営業事務員, 04002 貿易事務員, 04099 その他の営業・販売関連事務の職業, 04301 パーソナルコンピュータ操作員、ホームページ関連事務員, 04302 データ入力事務員, 04399 その他のコンピュータ等事務用機器操作の職業, 04501 レジ係, 04502 百貨店販売店員, 04503 コンビニエンスストア店員, 04504 総合小売店販売店員（百貨店・コンビニエンスストアを除く）, 04505 食品スーパー・マーケット販売店員, 04506 食料品販売店員, 04507 衣料品販売店員, 04508 医薬品販売店員, 04509 化粧品販売店員, 04510 電気機器販売店員, 04511 携帯電話販売店員, 04512 自動車販売店員、自動車用品販売店員, 04513 ガソリンスタンド店員, 04514 他の商品販売店員, 04515 商品実演販売員, 04516 商品訪問・移動販売員, 04901 社会福祉施設管理者, 04902 福祉相談・指導専門員, 04903 老人福祉施設指導専門

員, 04904 障害者福祉施設指導専門員, 04905 児童福祉施設指導専門員, 04906 他の社会福祉施設指導専門員, 04907 介護支援専門員（ケアマネジャー）, 04908 訪問介護サービス提供責任者, 04909 障害福祉サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者, 04910 福祉用具専門相談員, 04999 その他の福祉・介護の専門的職業, 05001 高齢者入所型施設介護員, 05002 高齢者通所型施設介護員, 05003 障害者福祉施設介護員, 05099 その他の施設介護の職業, 05101 訪問介護員, 05102 訪問入浴介助員, 05299 その他の家庭生活支援サービスの職業, 05501 日本料理調理人, 05502 西洋料理調理人, 05503 中華料理調理人, 05504 各国料理調理人（日本・西洋・中華料理を除く）, 05505 飲食チェーン店等調理員, 05506 学校給食調理員, 05507 給食等調理員（学校を除く）, 05508 調理補助者、調理人見習, 05509 バーテンダー, 05599 その他の飲食物調理の職業, 05601 飲食店店長, 05602 旅館・ホテル支配人, 05603 ウエイター・ウエイトレス（飲食店ホール係）、配ぜん人, 05604 旅館・ホテルフロント係, 05605 旅館・ホテル接客係, 05606 客室乗務員、船舶旅客係, 05607 接客社交係、芸者, 05608 娯楽場・スポーツ施設等接客員, 05699 その他の接客・給仕の職業, 06401 稲作・畑作作業員, 06402 農作物栽培・収穫作業員（稻作・畑作を除く）, 06403 家畜・家きん飼育作業員, 06404 動物飼育員（家畜・家きんを除く）, 06405 植木職、造園師, 06499 その他の農業の職業, 06701 製銑・製鋼・非鉄金属製鍊設備オペレーター, 06702 鋳造・鍛造設備オペレーター, 06703 金属工作設備オペレーター, 06704 金属プレス設備オペレーター, 06705 鉄工・製缶設備オペレーター, 06706 板金設備オペレーター, 06707 めっき・金属研磨設備オペレーター, 06708 金属溶接・溶断設備オペレーター, 06799 その他の生産設備オペレーター（金属製品）, 06801 食料品生産設備オペレーター, 06802 飲料・たばこ生産設備オペレーター, 06901 化学製品生産設備オペレーター, 06902 窯業・土石製品生産設備オペレーター, 06903 紡織製品・衣服・繊維製品生産設備オペレーター, 06904 木製品・パルプ・紙製品生産設備オペレーター, 06905 印刷・製本設備オペレーター, 06906 ゴム・プラスチック製品生産設備オペレーター, 06999 その他の生産設備オペレーター（金属製品・食料品等を除く）, 07001 はん用・生産用・業務用機械器具 組立設備オペレーター, 07002 電気機械器具組立設備オペレーター, 07003 自動車組立設備オペレーター, 07004 輸送用機械器具組立設備オペレーター（自動車を除く）, 07005 計量計測機器・光学機械器具組立設備オペレーター, 07101 製銑工、製鋼工、非鉄金属製鍊工, 07102 鑄物製造工、鍛造工, 07103 金属熱処理工, 07104 圧延工, 07105 汎用金属工作機械工, 07106 数値制御金属工作機械工, 07107 金属プレス工, 07108 鉄工、製缶工, 07109 自動車板金工, 07110 板金工（自動車を除く）, 07111 めっき工、金属研磨工, 07112 金属製器具・建具・金型等製造工, 07113 金属溶接・溶断工, 07199 その他の製品製造・加工処理工（金属製品）, 07201 パン・菓子製造工, 07202 食肉加工工, 07203 水産物加工工, 07204 保存食品・冷凍加工食品製造工, 07206 他の食料品製造・加工処理工, 07207 飲料・たばこ製造工, 07301 化学製品製造工, 07302 窯業・土石製品製造工, 07303 紡織製品・衣服・繊維製品製造工, 07304 木製品製造工, 07305 パルプ・紙製品製造工, 07306 印刷・製本作業員, 07307 ゴム製品製造工, 07308 プラスチック製品製造工, 07399 その他の製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）, 07401 はん用・生産用・業務用機械器具組立工, 07402 電気機械組立工, 07403 電気通信機械器具組立工, 07404 電子応用機械器具組立工, 07405 民生用電子・電気機械器具組立工, 07406 半導体製品製造工, 07407 電球・電

子管・電池製造工, 07408 電線製造工, 07409 電子機器部品組立工, 07410 他の電気機械器具組立工, 07411 自動車組立工, 07412 輸送用機械器具組立工（自動車を除く）, 07413 計量計測機器・光学機械器具組立工, 07601 金属材料検査工, 07602 金属加工・溶接検査工, 07701 食料品検査工, 07702 飲料・たばこ検査工, 07801 化学製品検査工, 07802 窯業・土石製品検査工, 07803 紡織製品・衣服・繊維製品検査工, 07804 木製品・パルプ・紙製品検査工, 07805 印刷・製本検査工, 07806 ゴム・プラスチック製品検査工, 07899 その他の製品検査工（金属製品・食料品等を除く）, 08301 大型トラック運転手, 08302 中型・小型トラック運転手, 08303 トレーラートラック運転手, 08304 ダンプカー運転手, 08399 その他の貨物自動車運転の職業, 08801 車掌, 08802 鉄道車両入換・編成作業員, 08803 甲板員、船舶機関員, 08804 フォークリフト運転作業員, 08899 他に分類されない輸送の職業, 09502 陸上荷役・運搬作業員, 09503 倉庫作業員, 09504 框包作業員, 09601 ビル・建物清掃員, 09602 ハウスクリーニング作業員, 09603 旅館・ホテル客室清掃整備員, 09604 道路・公園清掃員, 09605 ごみ収集・し尿汲取作業員, 09606 産業廃棄物収集作業員, 09607 乗物洗浄・清掃員, 09699 その他の清掃・洗浄作業員, 09701 製品包装作業員, 09702 ラベル・シール・タグ付け作業員, 09801 選別作業員, 09802 ピッキング作業員, 09901 工場業務員, 09902 小売店品出し・陳列・補充作業員, 09903 洗い場作業員, 09904 用務員, 09999 他に分類されない運搬・清掃・包装・選別等の職業

- (4) 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- (5) 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

#### (賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、基本給（賞与を含む）、時間外労働手当、深夜・休日労働手当とする。

#### (賃金の決定方法)

第3条 対象従業員の基本給、賞与及び手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1のとおりとする。

- (1) 支払時給の決定は、「合算比較方式」とする。具体的には、職種別賃金に対象従業員が勤務する地域にかかる地域指数を乗じ、退職金相当となる額として5%を乗じた額を加え、更に一般労働者の通勤手当相当額「73円」も加算した額を『基準値』とする。そして、当該『基準値』よりも、支払時給が同額以上となることを条件とする方式である。
- (2) 通勤手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額を73円（時給換算額）とする。

ただし、以下に該当する者については例外とする。

①送迎バス・送迎車の利用が可能である場合、および徒歩により通勤する者で通勤距離が片道2km未満である者については、通勤手当の支給は行わないものとする。

②令和7年3月31日現在において、基本給とは別に実費交通費を支払っている者に限っては

引き続き通勤に要する実費に相当する額を支給する。

③全国またはブロック内転勤のある正社員であり、派遣先管理における研修の一貫として派遣先で就業をする者については、1ヶ月分の定期代相当額を支給する。

- (3) 退職手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額は、通達別添2の金額に都道府県別地域係数を乗じた額の5%相当（1円未満の端数切り上げ）とする。
- (4) 地域調整については、新潟県、長野県の就業地で派遣を行うことから、当該派遣先となる事業場の所在地の都道府県の地域指數を使うものとする。

第4条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
  - (2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と対応関係は次のとおりとすること
- Sランク：3年以上  
Aランク：2年以上  
Bランク：1.5年以上  
Cランク：0.5年以上  
Dランク：0年以上
- 2 株式会社ウィルエージェンシーは、第6条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で能力手当を支払うこととする。（「能力手当」は時給に含む）また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

（時間外手当、深夜・休日手当）

第5条 対象従業員の時間外手当、深夜・休日手当は、法律の定めに従って支給する。

（賃金の決定に当たっての評価）

第6条 賃金の決定は、半期または契約更新ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は、スキル・能力の向上、勤怠状況、積極性、責任性、協調性など派遣先評価も含め総合的に判断するものとする。その評価結果に基づき、基本給の額を決定する。

（賃金以外の待遇）

第7条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員と同一とし、社員就業規則第26条及び第40条の規定を準用する。

（教育訓練）

第8条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「株式会社ウィルエージェンシー教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの6か月間とする。

ただし、具体的な適用開始日は、別紙に定めるとおり、各派遣先事業所所在地における令和7年度地域別最低賃金の発効日以降とする。

なお、当該発効日前の期間（令和7年4月1日から発効日前日まで）については、既に締結済みの令和7年4月1日から令和8年3月31日までを有効期間とする労使協定を適用する。

- 2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

■労働者派遣法に基づく情報公開

事業所名称：株式会社ウィルエージェンシー 新潟支店

①派遣労働者の数 (1日1人8時間平均／2025年9月30日時点)	23名						
②派遣先の数 (事業年度あたりの事業所の数)	41事業所						
③労働者派遣に関する料金額 (1日1人8時間平均)	13,554円						
④派遣労働者の賃金額 (1日1人8時間平均)	9,703円						
⑤マージン率	28.4%						
⑥教育訓練に関する事項	訓練名	主な訓練の内容	対象となる派遣労働者	訓練の方法	実施主体	賃金支給の有無	費用負担
	入職前研修	・派遣スタッフとは ・期待されるスタッフ像 ・派遣法について ・コミュニケーションとは ・身だしなみと挨拶	新規就労派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	現業職・技能職研修	・ものづくり教育プログラム ・現場リーダー教育 ・衛生管理者試験対策	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	販売・サービス職研修	・販売員スキルアップ講座 ・ビジネスマナー講座 ・ストレスマネジメント ・コーチング	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	事務職研修	・ヒューマンスキル ・ストレスマネジメント ・コーチング ・部下指導・マネジメント	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
⑦キャリア形成支援制度	<p>キャリアアップに資する教育訓練計画については、以下の弊社HPをご確認ください。  <a href="https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/">https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/</a></p> <p>キャリア・コンサルティングに関するご相談は、新潟支店までご連絡ください。  TEL:025-255-5751</p>						
⑧その他福利厚生に関するもの	<p>社会保険加入の条件に該当した場合は、関東ITソフトウェア健康保険組合の福利厚生特典が受けられます。(法定給付+付加給付、保養施設の充実、旅行パックの割引・補助、提携スポーツクラブ・ゴルフ場・テニスコートの割引使用など)</p>						

※情報は2024年10月から2025年9月までのデータをもとに公開しております。

## 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社 ウィルエージェンシー新潟支店（以下「甲」という）と労働者代表である横田 八重（以下「乙」という）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

### （対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣先で本条第1項第2号および第3号記載の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という）に適用する。比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、次のとおりとする。

（1） 本条第2項および第3項記載の職種における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和6年8月27日付職発0827第1号「令和7年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について（以下「通達」という）別添2に定める職種とする。

（2） 以下の職種については、業務の実態から複数の業務に従事する可能性があることから中分類を使用するものとする。

030 学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者, 037 医療・介護事務の職業, 044 小売店・卸売店店長, 046 商品仕入・再生資源卸売の職業, 047 販売類似の職業, 048 営業の職業, 054 浴場・クリーニングの職業, 075 機械整備・修理工, 079 機械検査工, 080 生産関連の職業（塗装・製図を含む）, 085 乗用車運転の職業

（3） 以下の職種については、業務の実態を踏まえ最も適合する職種があるため小分類を使用するものとする。

01001 ITコンサルタント, 01002 ITシステム設計技術者, 01003 ITプロジェクトマネージャ, 01004 ITシステム運用管理者, 01005 ITヘルプデスク, 01006 通信ネットワーク技術者, 01099 その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）, 02301 看護師・准看護師（病院・診療所）, 02302 看護師・准看護師（介護施設）, 02303 看護師・准看護師（訪問看護）, 02399 その他の看護師・准看護師, 02801 看護助手, 02901 保育士, 02902 幼稚園教員, 02903 保育教諭, 03301 総務事務員, 03302 人事事務員, 03303 企画・調査事務員, 03401 一般事務員, 03402 秘書, 03403 受付・案内事務員, 03601 コールセンターオペレーター, 03602 テレフォンアポインター, 03603 他の電話応接事務の職業, 03604 インターネット応接等事務員, 03901 生産現場事務員, 03902 出荷・受荷係事務員, 04001 営業事務員, 04002 貿易事務員, 04099 その他の営業・販売関連事務の職業, 04301 パーソナルコンピュータ操作員、ホームページ関連事務員, 04302 データ入力事務員, 04399 その他のコンピュータ等事務用機器操作の職業, 04501 レジ係, 04502 百貨店販売店員, 04503 コンビニエンスストア店員, 04504 総合小売店販売店員（百貨店・コンビニエンスストアを除く）, 04505 食品スーパー・マーケット販売店員, 04506 飲食料品販売店員, 04507 衣料品販売店員, 04508 医薬品販売店員, 04509 化粧品販売店員, 04510 電気機器販売店員, 04511 携帯電話販売店員, 04512 自動車販売店員、自動車用品販売店員, 04513 ガソリンスタンド店員, 04514 他の商品販売店員, 04515 商品実演販売員, 04516 商品訪問・移動

販売員, 04901 社会福祉施設管理者, 04902 福祉相談・指導専門員, 04903 老人福祉施設指導専門員, 04904 障害者福祉施設指導専門員, 04905 児童福祉施設指導専門員, 04906 他の社会福祉施設指導専門員, 04907 介護支援専門員（ケアマネジャー）, 04908 訪問介護サービス提供責任者, 04909 障害福祉サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者, 04910 福祉用具専門相談員, 04999 その他の福祉・介護の専門的職業, 05001 高齢者入所型施設介護員, 05002 高齢者通所型施設介護員, 05003 障害者福祉施設介護員, 05099 その他の施設介護の職業, 05101 訪問介護員, 05102 訪問入浴介助員, 05299 その他の家庭生活支援サービスの職業, 05501 日本料理調理人, 05502 西洋料理調理人, 05503 中華料理調理人, 05504 各国料理調理人（日本・西洋・中華料理を除く）, 05505 飲食チェーン店等調理員, 05506 学校給食調理員, 05507 給食等調理員（学校を除く）, 05508 調理補助者、調理人見習, 05509 バーテンダー, 05599 その他の飲食物調理の職業, 05601 飲食店店長, 05602 旅館・ホテル支配人, 05603 ウエイター・ウェイトレス（飲食店ホール係）、配膳人, 05604 旅館・ホテルフロント係, 05605 旅館・ホテル接客係, 05606 客室乗務員、船舶旅客係, 05607 接客社交係、芸者, 05608 娯楽場・スポーツ施設等接客員, 05699 その他の接客・給仕の職業, 06401 稲作・畑作作業員, 06402 農作物栽培・収穫作業員（稲作・畑作を除く）, 06403 家畜・家きん飼育作業員, 06404 動物飼育員（家畜・家きんを除く）, 06405 植木職、造園師, 06499 その他の農業の職業, 06701 製銑・製鋼・非鉄金属製鍊設備オペレーター, 06702 鋳造・鍛造設備オペレーター, 06703 金属工作設備オペレーター, 06704 金属プレス設備オペレーター, 06705 鉄工・製缶設備オペレーター, 06706 板金設備オペレーター, 06707 めっき・金属研磨設備オペレーター, 06708 金属溶接・溶断設備オペレーター, 06799 その他の生産設備オペレーター（金属製品）, 06801 食料品生産設備オペレーター, 06802 飲料・たばこ生産設備オペレーター, 06901 化学製品生産設備オペレーター, 06902 窯業・土石製品生産設備オペレーター, 06903 紡織製品・衣服・繊維製品生産設備オペレーター, 06904 木製品・パルプ・紙製品生産設備オペレーター, 06905 印刷・製本設備オペレーター, 06906 ゴム・プラスチック製品生産設備オペレーター, 06999 その他の生産設備オペレーター（金属製品・食料品等を除く）, 07001 はん用・生産用・業務用機械器具 組立設備オペレーター, 07002 電気機械器具組立設備オペレーター, 07003 自動車組立設備オペレーター, 07004 輸送用機械器具組立設備オペレーター（自動車を除く）, 07005 計量計測機器・光学機械器具組立設備オペレーター, 07101 製銑工、製鋼工、非鉄金属製鍊工, 07102 鋳物製造工、鍛造工, 07103 金属熱処理工, 07104 圧延工, 07105 汎用金属工作機械工, 07106 数値制御金属工作機械工, 07107 金属プレス工, 07108 鉄工、製缶工, 07109 自動車板金工, 07110 板金工（自動車を除く）, 07111 めっき工、金属研磨工, 07112 金属製器具・建具・金型等製造工, 07113 金属溶接・溶断工, 07199 その他の製品製造・加工処理工（金属製品）, 07201 パン・菓子製造工, 07202 食肉加工工, 07203 水産物加工工, 07204 保存食品・冷凍加工食品製造工, 07205 弃当・惣菜類製造工, 07206 他の食料品製造・加工処理工, 07207 飲料・たばこ製造工, 07301 化学製品製造工, 07302 窯業・土石製品製造工, 07303 紡織製品・衣服・繊維製品製造工, 07304 木製品製造工, 07305 パルプ・紙製品製造工, 07306 印刷・製本作業員, 07307 ゴム製品製造工, 07308 プラスチック製品製造工, 07399 その他の製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）, 07401 はん用・生産用・業務用機械器具組立工, 07402 電気機械組立工, 07403 電気通信機

械器具組立工, 07404 電子応用機械器具組立工, 07405 民生用電子・電気機械器具組立工, 07406 半導体製品製造工, 07407 電球・電子管・電池製造工, 07408 電線製造工, 07409 電子機器部品組立工, 07410 他の電気機械器具組立工, 07411 自動車組立工, 07412 輸送用機械器具組立工（自動車を除く）, 07413 計量計測機器・光学機械器具組立工, 07601 金属材料検査工, 07602 金属加工・溶接検査工, 07701 食料品検査工, 07702 飲料・たばこ検査工, 07801 化学製品検査工, 07802 窯業・土石製品検査工, 07803 紡織製品・衣服・繊維製品検査工, 07804 木製品・パルプ・紙製品検査工, 07805 印刷・製本検査工, 07806 ゴム・プラスチック製品検査工, 07899 その他の製品検査工（金属製品・食料品等を除く）, 08301 大型トラック運転手, 08302 中型・小型トラック運転手, 08303 トレーラートラック運転手, 08304 ダンプカー運転手, 08399 その他の貨物自動車運転の職業, 08801 車掌, 08802 鉄道車両入換・編成作業員, 08803 甲板員、船舶機関員, 08804 フォークリフト運転作業員, 08899 他に分類されない輸送の職業, 09502 陸上荷役・運搬作業員, 09503 倉庫作業員, 09504 梱包作業員, 09601 ビル・建物清掃員, 09602 ハウスクリーニング作業員, 09603 旅館・ホテル客室清掃整備員, 09604 道路・公園清掃員, 09605 ごみ収集・し尿汲取作業員, 09606 産業廃棄物収集作業員, 09607 乗物洗浄・清掃員, 09699 その他の清掃・洗浄作業員, 09701 製品包装作業員, 09702 ラベル・シール・タグ付け作業員, 09801 選別作業員, 09802 ピッキング作業員, 09901 工場業務員, 09902 小売店品出し・陳列・補充作業員, 09903 洗い場作業員, 09904 用務員, 09999 他に分類されない運搬・清掃・包装・選別等の職業

- (4) 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- (5) 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

#### (賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、基本給（賞与を含む）、時間外労働手当、深夜・休日労働手当とする。

#### (賃金の決定方法)

第3条 対象従業員の基本給、賞与及び手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1のとおりとする。

- (1) 支払時給の決定は、「合算比較方式」とする。具体的には、職種別賃金に対象従業員が勤務する地域にかかる地域指数を乗じ、退職金相当となる額として5%を乗じた額を加え、更に一般労働者の通勤手当相当額「73円」も加算した額を『基準値』とする。そして、当該『基準値』よりも、支払時給が同額以上となることを条件とする方式である。
- (2) 通勤手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額を73円（時給換算額）とする。
- ただし、以下に該当する者については例外とする。
- ①送迎バス・送迎車の利用が可能である場合、および徒歩により通勤する者で通勤距離が片道2km未満である者については、通勤手当の支給は行わないものとする。

②令和 7 年 3 月 31 日現在において、基本給とは別に実費交通費を支払っている者に限っては引き続き通勤に要する実費に相当する額を支給する。

③全国またはブロック内転勤のある正社員であり、派遣先管理における研修の一貫として派遣先で就業をする者については、1 ヶ月分の定期代相当額を支給する。

- (3) 退職手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第 3 の 4 に定める合算により比較する方法とし、その額は、通達別添 2 の金額に都道府県別地域係数を乗じた額の 5 %相当（1 円未満の端数切り上げ）とする。
- (4) 地域調整については、新潟県の就業地で派遣を行うことから、当該派遣先となる事業場の所在地の都道府県の地域指数を使うものとする。

第 4 条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 2 のとおりとする。

- (1) 別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- (2) 別表 2 の各等級の職務と別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と対応関係は次のとおりとすること
- S ランク：3 年以上
- A ランク：2 年以上
- B ランク：1.5 年以上
- C ランク：0.5 年以上
- D ランク：0 年以上
- 2 株式会社 ウィルエージェンシーは、第 6 条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の 1 ~ 3 % の範囲で能力手当を支払うこととする。（「能力手当」は時給に含む） また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

（時間外手当、深夜・休日手当）

第 5 条 対象従業員の時間外手当、深夜・休日手当は、法律の定めに従って支給する。

（賃金の決定に当たっての評価）

第 6 条 賃金の決定は、半期または契約更新ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は、スキル・能力の向上、勤怠状況、積極性、責任性、協調性など派遣先評価も含め総合的に判断するものとする。その評価結果に基づき、基本給の額を決定する。

（賃金以外の待遇）

第 7 条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員と同一とし、社員就業規則第 26 条及び第 40 条の規定を準用する。

（教育訓練）

第 8 条 労働者派遣法第 30 条の 2 に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める

「株式会社ウィルエージェンシー教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの6か月間とする。

ただし、具体的な適用開始日は、別紙に定めるとおり、各派遣先事業所所在地における令和7年度地域別最低賃金の発効日以降とする。

なお、当該発効日前の期間（令和7年4月1日から発効日前日まで）については、既に締結済みの令和7年4月1日から令和8年3月31日までを有効期間とする労使協定を適用する。

2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

## ■労働者派遣法に基づく情報公開

事業所名称：株式会社ウィルエージェンシー 長岡支店

①派遣労働者の数 (1日1人8時間平均／2025年9月30日時点)	17名						
②派遣先の数 (事業年度あたりの事業所の数)	50事業所						
③労働者派遣に関する料金額 (1日1人8時間平均)	13,898円						
④派遣労働者の賃金額 (1日1人8時間平均)	9,696円						
⑤マージン率	30.2%						
⑥教育訓練に関する事項	訓練名	主な訓練の内容	対象となる派遣労働者	訓練の方法	実施主体	賃金支給の有無	費用負担
	入職前研修	・派遣スタッフとは ・期待されるスタッフ像 ・派遣法について ・コミュニケーションとは ・身だしなみと挨拶	新規就労派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	現業職・技能職研修	・ものづくり教育プログラム ・現場リーダー教育 ・衛生管理者試験対策	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	販売・サービス職研修	・販売員スキルアップ講座 ・ビジネスマナー講座 ・ストレスマネジメント ・コーチング	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	事務職研修	・ヒューマンスキル ・ストレスマネジメント ・コーチング ・部下指導・マネジメント	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
⑦キャリア形成支援制度	<p>キャリアアップに資する教育訓練計画については、以下の弊社HPをご確認ください。  <a href="https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/">https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/</a></p> <p>キャリア・コンサルティングに関するご相談は、長岡支店までご連絡ください。  TEL:0258-31-8171</p>						
⑧その他福利厚生に関するもの	<p>社会保険加入の条件に該当した場合は、関東ITソフトウェア健康保険組合の福利厚生特典が受けられます。(法定給付+付加給付、保養施設の充実、旅行パックの割引・補助、提携スポーツクラブ・ゴルフ場・テニスコートの割引使用など)</p>						

※情報は2024年10月から2025年9月までのデータをもとに公開しております。

## 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社 ウィルエージェンシー長岡支店（以下「甲」という）と労働者代表である田口 美樹（以下「乙」という）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

### （対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣先で本条第1項第2号および第3号記載の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という）に適用する。比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、次のとおりとする。

（1） 本条第2項および第3項記載の職種における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和6年8月27日付職発0827第1号「令和7年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について（以下「通達」という）別添2に定める職種とする。

（2） 以下の職種については、業務の実態から複数の業務に従事する可能性があることから中分類を使用するものとする。

030 学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者, 037 医療・介護事務の職業, 044 小売店・卸売店店長, 046 商品仕入・再生資源卸売の職業, 047 販売類似の職業, 048 営業の職業, 054 浴場・クリーニングの職業, 075 機械整備・修理工, 079 機械検査工, 080 生産関連の職業（塗装・製図を含む）, 085 乗用車運転の職業

（3） 以下の職種については、業務の実態を踏まえ最も適合する職種があるため小分類を使用するものとする。

01001 ITコンサルタント, 01002 ITシステム設計技術者, 01003 ITプロジェクトマネージャ, 01004 ITシステム運用管理者, 01005 ITヘルプデスク, 01006 通信ネットワーク技術者, 01099 その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）, 02301 看護師・准看護師（病院・診療所）, 02302 看護師・准看護師（介護施設）, 02303 看護師・准看護師（訪問看護）, 02399 その他の看護師・准看護師, 02801 看護助手, 02901 保育士, 02902 幼稚園教員, 02903 保育教諭, 03301 総務事務員, 03302 人事事務員, 03303 企画・調査事務員, 03401 一般事務員, 03402 秘書, 03403 受付・案内事務員, 03601 コールセンターオペレーター, 03602 テレフォンアポインター, 03603 他の電話応接事務の職業, 03604 インターネット応接等事務員, 03901 生産現場事務員, 03902 出荷・受荷係事務員, 04001 営業事務員, 04002 貿易事務員, 04099 その他の営業・販売関連事務の職業, 04301 パーソナルコンピュータ操作員、ホームページ関連事務員, 04302 データ入力事務員, 04399 その他のコンピュータ等事務用機器操作の職業, 04501 レジ係, 04502 百貨店販売店員, 04503 コンビニエンスストア店員, 04504 総合小売店販売店員（百貨店・コンビニエンスストアを除く）, 04505 食品スーパー・マーケット販売店員, 04506 飲食料品販売店員, 04507 衣料品販売店員, 04508 医薬品販売店員, 04509 化粧品販売店員, 04510 電気機器販売店員, 04511 携帯電話販売店員, 04512 自動車販売店員、自動車用品販売店員, 04513 ガソリンスタンド店員, 04514 他の商品販売店員, 04515 商品実演販売員, 04516 商品訪問・移動

販売員, 04901 社会福祉施設管理者, 04902 福祉相談・指導専門員, 04903 老人福祉施設指導専門員, 04904 障害者福祉施設指導専門員, 04905 児童福祉施設指導専門員, 04906 他の社会福祉施設指導専門員, 04907 介護支援専門員（ケアマネジャー）, 04908 訪問介護サービス提供責任者, 04909 障害福祉サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者, 04910 福祉用具専門相談員, 04999 その他の福祉・介護の専門的職業, 05001 高齢者入所型施設介護員, 05002 高齢者通所型施設介護員, 05003 障害者福祉施設介護員, 05099 その他の施設介護の職業, 05101 訪問介護員, 05102 訪問入浴介助員, 05299 その他の家庭生活支援サービスの職業, 05501 日本料理調理人, 05502 西洋料理調理人, 05503 中華料理調理人, 05504 各国料理調理人（日本・西洋・中華料理を除く）, 05505 飲食チェーン店等調理員, 05506 学校給食調理員, 05507 給食等調理員（学校を除く）, 05508 調理補助者、調理人見習, 05509 バーテンダー, 05599 その他の飲食物調理の職業, 05601 飲食店店長, 05602 旅館・ホテル支配人, 05603 ウエイター・ウェイトレス（飲食店ホール係）、配膳人, 05604 旅館・ホテルフロント係, 05605 旅館・ホテル接客係, 05606 客室乗務員、船舶旅客係, 05607 接客社交係、芸者, 05608 娯楽場・スポーツ施設等接客員, 05699 その他の接客・給仕の職業, 06401 稲作・畑作作業員, 06402 農作物栽培・収穫作業員（稲作・畑作を除く）, 06403 家畜・家きん飼育作業員, 06404 動物飼育員（家畜・家きんを除く）, 06405 植木職、造園師, 06499 その他の農業の職業, 06701 製銑・製鋼・非鉄金属製鍊設備オペレーター, 06702 鋳造・鍛造設備オペレーター, 06703 金属工作設備オペレーター, 06704 金属プレス設備オペレーター, 06705 鉄工・製缶設備オペレーター, 06706 板金設備オペレーター, 06707 めっき・金属研磨設備オペレーター, 06708 金属溶接・溶断設備オペレーター, 06799 その他の生産設備オペレーター（金属製品）, 06801 食料品生産設備オペレーター, 06802 飲料・たばこ生産設備オペレーター, 06901 化学製品生産設備オペレーター, 06902 窯業・土石製品生産設備オペレーター, 06903 紡織製品・衣服・繊維製品生産設備オペレーター, 06904 木製品・パルプ・紙製品生産設備オペレーター, 06905 印刷・製本設備オペレーター, 06906 ゴム・プラスチック製品生産設備オペレーター, 06999 その他の生産設備オペレーター（金属製品・食料品等を除く）, 07001 はん用・生産用・業務用機械器具 組立設備オペレーター, 07002 電気機械器具組立設備オペレーター, 07003 自動車組立設備オペレーター, 07004 輸送用機械器具組立設備オペレーター（自動車を除く）, 07005 計量計測機器・光学機械器具組立設備オペレーター, 07101 製銑工、製鋼工、非鉄金属製鍊工, 07102 鋳物製造工、鍛造工, 07103 金属熱処理工, 07104 圧延工, 07105 汎用金属工作機械工, 07106 数値制御金属工作機械工, 07107 金属プレス工, 07108 鉄工、製缶工, 07109 自動車板金工, 07110 板金工（自動車を除く）, 07111 めっき工、金属研磨工, 07112 金属製器具・建具・金型等製造工, 07113 金属溶接・溶断工, 07199 その他の製品製造・加工処理工（金属製品）, 07201 パン・菓子製造工, 07202 食肉加工工, 07203 水産物加工工, 07204 保存食品・冷凍加工食品製造工, 07205 弃当・惣菜類製造工, 07206 他の食料品製造・加工処理工, 07207 飲料・たばこ製造工, 07301 化学製品製造工, 07302 窯業・土石製品製造工, 07303 紡織製品・衣服・繊維製品製造工, 07304 木製品製造工, 07305 パルプ・紙製品製造工, 07306 印刷・製本作業員, 07307 ゴム製品製造工, 07308 プラスチック製品製造工, 07399 その他の製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）, 07401 はん用・生産用・業務用機械器具組立工, 07402 電気機械組立工, 07403 電気通信機

械器具組立工, 07404 電子応用機械器具組立工, 07405 民生用電子・電気機械器具組立工, 07406 半導体製品製造工, 07407 電球・電子管・電池製造工, 07408 電線製造工, 07409 電子機器部品組立工, 07410 他の電気機械器具組立工, 07411 自動車組立工, 07412 輸送用機械器具組立工（自動車を除く）, 07413 計量計測機器・光学機械器具組立工, 07601 金属材料検査工, 07602 金属加工・溶接検査工, 07701 食料品検査工, 07702 飲料・たばこ検査工, 07801 化学製品検査工, 07802 窯業・土石製品検査工, 07803 紡織製品・衣服・繊維製品検査工, 07804 木製品・パルプ・紙製品検査工, 07805 印刷・製本検査工, 07806 ゴム・プラスチック製品検査工, 07899 その他の製品検査工（金属製品・食料品等を除く）, 08301 大型トラック運転手, 08302 中型・小型トラック運転手, 08303 トレーラートラック運転手, 08304 ダンプカー運転手, 08399 その他の貨物自動車運転の職業, 08801 車掌, 08802 鉄道車両入換・編成作業員, 08803 甲板員、船舶機関員, 08804 フォークリフト運転作業員, 08899 他に分類されない輸送の職業, 09502 陸上荷役・運搬作業員, 09503 倉庫作業員, 09504 梱包作業員, 09601 ビル・建物清掃員, 09602 ハウスクリーニング作業員, 09603 旅館・ホテル客室清掃整備員, 09604 道路・公園清掃員, 09605 ごみ収集・し尿汲取作業員, 09606 産業廃棄物収集作業員, 09607 乗物洗浄・清掃員, 09699 その他の清掃・洗浄作業員, 09701 製品包装作業員, 09702 ラベル・シール・タグ付け作業員, 09801 選別作業員, 09802 ピッキング作業員, 09901 工場業務員, 09902 小売店品出し・陳列・補充作業員, 09903 洗い場作業員, 09904 用務員, 09999 他に分類されない運搬・清掃・包装・選別等の職業

- (4) 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- (5) 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

#### (賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、基本給（賞与を含む）、時間外労働手当、深夜・休日労働手当とする。

#### (賃金の決定方法)

第3条 対象従業員の基本給、賞与及び手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1のとおりとする。

- (1) 支払時給の決定は、「合算比較方式」とする。具体的には、職種別賃金に対象従業員が勤務する地域にかかる地域指数を乗じ、退職金相当となる額として5%を乗じた額を加え、更に一般労働者の通勤手当相当額「73円」も加算した額を『基準値』とする。そして、当該『基準値』よりも、支払時給が同額以上となることを条件とする方式である。
- (2) 通勤手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額を73円（時給換算額）とする。
- ただし、以下に該当する者については例外とする。
- ①送迎バス・送迎車の利用が可能である場合、および徒歩により通勤する者で通勤距離が片道2km未満である者については、通勤手当の支給は行わないものとする。

②令和 7 年 3 月 31 日現在において、基本給とは別に実費交通費を支払っている者に限っては引き続き通勤に要する実費に相当する額を支給する。

③全国またはブロック内転勤のある正社員であり、派遣先管理における研修の一貫として派遣先で就業をする者については、1 ヶ月分の定期代相当額を支給する。

- (3) 退職手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第 3 の 4 に定める合算により比較する方法とし、その額は、通達別添 2 の金額に都道府県別地域係数を乗じた額の 5 %相当（1 円未満の端数切り上げ）とする。
- (4) 地域調整については、新潟県の就業地で派遣を行うことから、当該派遣先となる事業場の所在地の都道府県の地域指数を使うものとする。

第 4 条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 2 のとおりとする。

- (1) 別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- (2) 別表 2 の各等級の職務と別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と対応関係は次のとおりとすること
- S ランク：3 年以上
- A ランク：2 年以上
- B ランク：1.5 年以上
- C ランク：0.5 年以上
- D ランク：0 年以上
- 2 株式会社 ウィルエージェンシーは、第 6 条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の 1 ~ 3 % の範囲で能力手当を支払うこととする。（「能力手当」は時給に含む） また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

（時間外手当、深夜・休日手当）

第 5 条 対象従業員の時間外手当、深夜・休日手当は、法律の定めに従って支給する。

（賃金の決定に当たっての評価）

第 6 条 賃金の決定は、半期または契約更新ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は、スキル・能力の向上、勤怠状況、積極性、責任性、協調性など派遣先評価も含め総合的に判断するものとする。その評価結果に基づき、基本給の額を決定する。

（賃金以外の待遇）

第 7 条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員と同一とし、社員就業規則第 26 条及び第 40 条の規定を準用する。

（教育訓練）

第 8 条 労働者派遣法第 30 条の 2 に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める

「株式会社ウィルエージェンシー教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの6か月間とする。

ただし、具体的な適用開始日は、別紙に定めるとおり、各派遣先事業所所在地における令和7年度地域別最低賃金の発効日以降とする。

なお、当該発効日前の期間（令和7年4月1日から発効日前日まで）については、既に締結済みの令和7年4月1日から令和8年3月31日までを有効期間とする労使協定を適用する。

- 2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

## ■労働者派遣法に基づく情報公開

事業所名称: 株式会社ウィルエージェンシー 金沢支店

①派遣労働者の数 (1日1人8時間平均／2025年9月30日時点)	15名						
②派遣先の数 (事業年度あたりの事業所の数)	24事業所						
③労働者派遣に関する料金額 (1日1人8時間平均)	14,542円						
④派遣労働者の賃金額 (1日1人8時間平均)	10,326円						
⑤マージン率	29.0%						
⑥教育訓練に関する事項	訓練名	主な訓練の内容	対象となる派遣労働者	訓練の方法	実施主体	賃金支給の有無	費用負担
	入職前研修	・派遣スタッフとは ・期待されるスタッフ像 ・派遣法について ・コミュニケーションとは ・身だしなみと挨拶	新規就労派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	現業職・技能職研修	・ものづくり教育プログラム ・現場リーダー教育 ・衛生管理者試験対策	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	販売・サービス職研修	・販売員スキルアップ講座 ・ビジネスマナー講座 ・ストレスマネジメント ・コーチング	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	事務職研修	・ヒューマンスキル ・ストレスマネジメント ・コーチング ・部下指導・マネジメント	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
⑦キャリア形成支援制度	<p>キャリアアップに資する教育訓練計画については、以下の弊社HPをご確認ください。  <a href="https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/">https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/</a></p> <p>キャリア・コンサルティングに関するご相談は、金沢支店までご連絡ください。  TEL:076-232-3820</p>						
⑧その他福利厚生に関するもの	<p>社会保険加入の条件に該当した場合は、関東ITソフトウェア健康保険組合の福利厚生特典が受けられます。(法定給付+付加給付、保養施設の充実、旅行パックの割引・補助、提携スポーツクラブ・ゴルフ場・テニスコートの割引使用など)</p>						

※情報は2024年10月から2025年9月までのデータをもとに公開しております。

## 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社 ウィルエージェンシー金沢支店（以下「甲」という）と労働者代表である初崎 美織（以下「乙」という）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

### （対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣先で本条第1項第2号および第3号記載の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という）に適用する。比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、次のとおりとする。

（1） 本条第2項および第3項記載の職種における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和6年8月27日付職発0827第1号「令和7年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について（以下「通達」という）別添2に定める職種とする。

（2） 以下の職種については、業務の実態から複数の業務に従事する可能性があることから中分類を使用するものとする。

034 一般事務・秘書・受付の職業, 036 電話・インターネットによる応接事務の職業, 037 医療・介護事務の職業, 043 コンピュータ等事務用機器操作の職業, 045 販売員, 046 商品仕入・再生資源卸売の職業, 047 販売類似の職業, 048 営業の職業, 058 その他のサービスの職業, 072 製品製造・加工処理工（食料品等）, 073 製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）, 075 機械整備・修理工, 079 機械検査工, 085 乗用車運転の職業, 088 その他の輸送の職業, 095 荷役・運搬作業員

（3） 以下の職種については、業務の実態を踏まえ最も適合する職種があるため小分類を使用するものとする。

01001 ITコンサルタント, 01002 ITシステム設計技術者, 01003 ITプロジェクトマネージャ, 01004 ITシステム運用管理者, 01005 ITヘルプデスク, 01006 通信ネットワーク技術者, 01099 その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）, 02301 看護師・准看護師（病院・診療所）, 02302 看護師・准看護師（介護施設）, 02303 看護師・准看護師（訪問看護）, 02399 その他の看護師・准看護師, 02801 看護助手, 02901 保育士, 02902 幼稚園教員, 02903 保育教諭, 03301 総務事務員, 03302 人事事務員, 03303 企画・調査事務員, 03901 生産現場事務員, 03902 出荷・受荷係事務員, 04001 営業事務員, 04002 貿易事務員, 04099 その他の営業・販売関連事務の職業, 04901 社会福祉施設管理者, 04902 福祉相談・指導専門員, 04903 老人福祉施設指導専門員, 04904 障害者福祉施設指導専門員, 04905 児童福祉施設指導専門員, 04906 他の社会福祉施設指導専門員, 04907 介護支援専門員（ケアマネジャー）, 04908 訪問介護サービス提供責任者, 04909 障害福祉サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者, 04910 福祉用具専門相談員, 04999 その他の福祉・介護の専門的職業, 05001 高齢者入所型施設介護員, 05002 高齢者通所型施設介護員, 05003 障害者福祉施設介護員, 05099 その他の施設介護の職業, 05101 訪問介護員, 05102 訪問入浴介助員, 05299 その他の家庭生活支援サービスの職業, 05501 日本料

理調理人, 05502 西洋料理調理人, 05503 中華料理調理人, 05504 各国料理調理人（日本・西洋・中華料理を除く）, 05505 飲食チェーン店等調理員, 05506 学校給食調理員, 05507 給食等調理員（学校を除く）, 05508 調理補助者、調理人見習, 05509 バーテンダー, 05599 その他の飲食物調理の職業, 05601 飲食店店長, 05602 旅館・ホテル支配人, 05603 ウエイター・ウエイトレス（飲食店ホール係）、配ぜん人, 05604 旅館・ホテルフロント係, 05605 旅館・ホテル接客係, 05606 客室乗務員、船舶旅客係, 05607 接客社交係、芸者, 05608 娯楽場・スポーツ施設等接客員, 05699 その他の接客・給仕の職業, 06401 稲作・畑作作業員, 06402 農作物栽培・収穫作業員（稻作・畑作を除く）, 06403 家畜・家きん飼育作業員, 06404 動物飼育員（家畜・家きんを除く）, 06405 植木職、造園師, 06499 その他の農業の職業, 06701 製銑・製鋼・非鉄金属製鍊設備オペレーター, 06702 鋳造・鍛造設備オペレーター, 06703 金属工作設備オペレーター, 06704 金属プレス設備オペレーター, 06705 鉄工・製缶設備オペレーター, 06706 板金設備オペレーター, 06707 めっき・金属研磨設備オペレーター, 06708 金属溶接・溶断設備オペレーター, 06799 その他の生産設備オペレーター（金属製品）, 06801 食料品生産設備オペレーター, 06802 飲料・たばこ生産設備オペレーター, 06901 化学製品生産設備オペレーター, 06902 窯業・土石製品生産設備オペレーター, 06903 紡織製品・衣服・繊維製品生産設備オペレーター, 06904 木製品・パルプ・紙製品生産設備オペレーター, 06905 印刷・製本設備オペレーター, 06906 ゴム・プラスチック製品生産設備オペレーター, 06999 その他の生産設備オペレーター（金属製品・食料品等を除く）, 07001 はん用・生産用・業務用機械器具 組立設備オペレーター, 07002 電気機械器具組立設備オペレーター, 07003 自動車組立設備オペレーター, 07004 輸送用機械器具組立設備オペレーター（自動車を除く）, 07005 計量計測機器・光学機械器具組立設備オペレーター, 07101 製銑工、製鋼工、非鉄金属製鍊工, 07102 鋳物製造工、鍛造工, 07103 金属熱処理工, 07104 压延工, 07105 汎用金属工作機械工, 07106 数値制御金属工作機械工, 07107 金属プレス工, 07108 鉄工・製缶工, 07109 自動車板金工, 07110 板金工（自動車を除く）, 07111 めっき工、金属研磨工, 07112 金属製器具・建具・金型等製造工, 07113 金属溶接・溶断工, 07199 その他の製品製造・加工処理工（金属製品）, 07401 はん用・生産用・業務用機械器具組立工, 07402 電気機械組立工, 07403 電気通信機械器具組立工, 07404 電子応用機械器具組立工, 07405 民生用電子・電気機械器具組立工, 07406 半導体製品製造工, 07407 電球・電子管・電池製造工, 07408 電線製造工, 07409 電子機器部品組立工, 07410 他の電気機械器具組立工, 07411 自動車組立工, 07412 輸送用機械器具組立工（自動車を除く）, 07413 計量計測機器・光学機械器具組立工, 07601 金属材料検査工, 07602 金属加工・溶接検査工, 07701 食料品検査工, 07702 飲料・たばこ検査工, 07801 化学製品検査工, 07802 窯業・土石製品検査工, 07803 紡織製品・衣服・繊維製品検査工, 07804 木製品・パルプ・紙製品検査工, 07805 印刷・製本検査工, 07806 ゴム・プラスチック製品検査工, 07899 その他の製品検査工（金属製品・食料品等を除く）, 08301 大型トラック運転手, 08302 中型・小型トラック運転手, 08303 トレーラートラック運転手, 08304 ダンプカー運転手, 08399 その他の貨物自動車運転の職業, 09601 ビル・建物清掃員, 09602 ハウスクリーニング作業員, 09603 旅館・ホテル客室清掃整備員, 09604 道路・公園清掃員, 09605 ごみ収集・し尿汲取作業員, 09606 産業廃棄物収集作業員, 09607 乗物洗浄・清掃員, 09699 その他の清掃・洗浄作業員, 09701 製品包装作業員, 09702 ラベル・シール・タグ付け

作業員, 09801 選別作業員, 09802 ピッキング作業員, 09901 工場業務員, 09902 小売店品出し・陳列・補充作業員, 09903 洗い場作業員, 09904 用務員, 09999 他に分類されない運搬・清掃・包装・選別等の職業

- (4) 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- (5) 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

#### (賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、基本給（賞与を含む）、時間外労働手当、深夜・休日労働手当とする。

#### (賃金の決定方法)

第3条 対象従業員の基本給、賞与及び手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1のとおりとする。

- (1) 支払時給の決定は、「合算比較方式」とする。具体的には、職種別賃金に対象従業員が勤務する地域にかかる地域指数を乗じ、退職金相当となる額として5%を乗じた額を加え、更に一般労働者の通勤手当相当額「73円」も加算した額を『基準値』とする。そして、当該『基準値』よりも、支払時給が同額以上となることを条件とする方式である。
- (2) 通勤手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額を73円（時給換算額）とする。  
ただし、以下に該当する者については例外とする。
  - ①送迎バス・送迎車の利用が可能である場合、および徒歩により通勤する者で通勤距離が片道2km未満である者については、通勤手当の支給は行わないものとする。
  - ②令和7年3月31日現在において、基本給とは別に実費交通費を支払っている者に限っては引き続き通勤に要する実費に相当する額を支給する。
  - ③全国またはブロック内転勤のある正社員であり、派遣先管理における研修の一貫として派遣先で就業をする者については、1ヶ月分の定期代相当額を支給する。
- (3) 退職手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額は、通達別添2の金額に都道府県別地域係数を乗じた額の5%相当（1円未満の端数切り上げ）とする。
- (4) 地域調整については、富山県、石川県、福井県の就業地で派遣を行うことから、当該派遣先となる事業場の所在地の都道府県の地域指数を使うものとする。

第4条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- (2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と対応関係は次のとおりとすること

S ランク : 3 年以上  
A ランク : 2 年以上  
B ランク : 1.5 年以上  
C ランク : 0.5 年以上  
D ランク : 0 年以上

- 2 株式会社 ウィルエージェンシーは、第 6 条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の 1 ~ 3 % の範囲で能力手当を支払うこととする。（「能力手当」は時給に含む） また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

（時間外手当、深夜・休日手当）

第 5 条 対象従業員の時間外手当、深夜・休日手当は、法律の定めに従って支給する。

（賃金の決定に当たっての評価）

第 6 条 賃金の決定は、半期または契約更新ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は、スキル・能力の向上、勤怠状況、積極性、責任性、協調性など派遣先評価も含め総合的に判断するものとする。その評価結果に基づき、基本給の額を決定する。

（賃金以外の待遇）

第 7 条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員と同一とし、社員就業規則第 26 条及び第 40 条の規定を準用する。

（教育訓練）

第 8 条 労働者派遣法第 30 条の 2 に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「株式会社 ウィルエージェンシー 教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

（その他）

第 9 条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

（有効期間）

第 10 条 本協定の有効期間は、令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 6 か月間とする。  
ただし、具体的な適用開始日は、別紙に定めるとおり、各派遣先事業所所在地における令和 7 年度地域別最低賃金の発効日以降とする。  
なお、当該発効日前の期間（令和 7 年 4 月 1 日から発効日前日まで）については、既に締結済みの令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までを有効期間とする労使協定を適用する。

2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

## ■労働者派遣法に基づく情報公開

事業所名称：株式会社ウィルエージェンシー 富山支店

①派遣労働者の数 (1日1人8時間平均／2025年9月30日時点)	12名						
②派遣先の数 (事業年度あたりの事業所の数)	22事業所						
③労働者派遣に関する料金額 (1日1人8時間平均)	14,797円						
④派遣労働者の賃金額 (1日1人8時間平均)	10,887円						
⑤マージン率	26.4%						
⑥教育訓練に関する事項	訓練名	主な訓練の内容	対象となる派遣労働者	訓練の方法	実施主体	賃金支給の有無	費用負担
	入職前研修	・派遣スタッフとは ・期待されるスタッフ像 ・派遣法について ・コミュニケーションとは ・身だしなみと挨拶	新規就労派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	現業職・技能職研修	・ものづくり教育プログラム ・現場リーダー教育 ・衛生管理者試験対策	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	販売・サービス職研修	・販売員スキルアップ講座 ・ビジネスマナー講座 ・ストレスマネジメント ・コーチング	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	事務職研修	・ヒューマンスキル ・ストレスマネジメント ・コーチング ・部下指導・マネジメント	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
⑦キャリア形成支援制度	<p>キャリアアップに資する教育訓練計画については、以下の弊社HPをご確認ください。  <a href="https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/">https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/</a></p> <p>キャリア・コンサルティングに関するご相談は、富山支店までご連絡ください。  TEL:076-443-3680</p>						
⑧その他福利厚生に関するもの	<p>社会保険加入の条件に該当した場合は、関東ITソフトウェア健康保険組合の福利厚生特典が受けられます。(法定給付+付加給付、保養施設の充実、旅行パックの割引・補助、提携スポーツクラブ・ゴルフ場・テニスコートの割引使用など)</p>						

※情報は2024年10月から2025年9月までのデータをもとに公開しております。

## 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社ウィルエージェンシー富山支店（以下「甲」という）と労働者代表である星野 郁美（以下「乙」という）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

### （対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣先で本条第1項第2号および第3号記載の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という）に適用する。比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、次のとおりとする。

- (1) 本条第2項および第3項記載の職種における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和6年8月27日付職発0827第1号「令和7年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について（以下「通達」という）別添2に定める職種とする。
- (2) 以下の職種については、業務の実態から複数の業務に従事する可能性があることから中分類を使用するものとする。

034 一般事務・秘書・受付の職業, 036 電話・インターネットによる応接事務の職業, 037 医療・介護事務の職業, 045 販売員, 046 商品仕入・再生資源卸売の職業, 047 販売類似の職業, 048 営業の職業, 058 その他のサービスの職業, 072 製品製造・加工処理工（食料品等）, 073 製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）, 075 機械整備・修理工, 079 機械検査工, 082 配送・集荷の職業, 085 乗用車運転の職業, 088 その他の輸送の職業, 095 荷役・運搬作業員

- (3) 以下の職種については、業務の実態を踏まえ最も適合する職種があるため小分類を使用するものとする。

01001 ITコンサルタント, 01002 ITシステム設計技術者, 01003 ITプロジェクトマネージャ, 01004 ITシステム運用管理者, 01005 ITヘルプデスク, 01006 通信ネットワーク技術者, 01099 その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）, 02301 看護師・准看護師（病院・診療所）, 02302 看護師・准看護師（介護施設）, 02303 看護師・准看護師（訪問看護）, 02399 その他の看護師・准看護師, 02501 栄養士, 02502 管理栄養士, 02801 看護助手, 02901 保育士, 02902 幼稚園教員, 02903 保育教諭, 03301 総務事務員, 03302 人事事務員, 03303企画・調査事務員, 03901 生産現場事務員, 03902 出荷・受荷係事務員, 04001 営業事務員, 04002貿易事務員, 04099 その他の営業・販売関連事務の職業, 04301 パーソナルコンピュータ操作員、ホームページ関連事務員, 04302 データ入力事務員, 04399 その他のコンピュータ等事務用機器操作の職業, 04901 社会福祉施設管理者, 04902 福祉相談・指導専門員, 04903 老人福祉施設指導専門員, 04904 障害者福祉施設指導専門員, 04905 児童福祉施設指導専門員, 04906 他の社会福祉施設指導専門員, 04907 介護支援専門員（ケアマネジャー）, 04908 訪問介護サービス提供責任者, 04909 障害福祉サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者, 04910 福祉用具専門相談員, 04999 その他の福祉・介護の専門的職業, 05001 高齢者入所型施設介護員, 05002 高齢者通所型施設介護員, 05003 障害者福祉施設介護員, 05099 その他の施設介護の職業, 05101 訪問介護

員, 05102 訪問入浴介助員, 05299 その他の家庭生活支援サービスの職業, 05501 日本料理調理人, 05502 西洋料理調理人, 05503 中華料理調理人, 05504 各国料理調理人（日本・西洋・中華料理を除く）, 05505 飲食チェーン店等調理員, 05506 学校給食調理員, 05507 給食等調理員（学校を除く）, 05508 調理補助者、調理人見習, 05509 バーテンダー, 05599 その他の飲食物調理の職業, 05601 飲食店店長, 05602 旅館・ホテル支配人, 05603 ウエイター・ウエイトレス（飲食店ホール係）、配ぜん人, 05604 旅館・ホテルフロント係, 05605 旅館・ホテル接客係, 05606 客室乗務員、船舶旅客係, 05607 接客社交係、芸者, 05608 娯楽場・スポーツ施設等接客員, 05699 その他の接客・給仕の職業, 06401 稲作・畑作作業員, 06402 農作物栽培・収穫作業員（稻作・畑作を除く）, 06403 家畜・家きん飼育作業員, 06404 動物飼育員（家畜・家きんを除く）, 06405 植木職、造園師, 06499 その他の農業の職業, 06701 製銑・製鋼・非鉄金属製鍊設備オペレーター, 06702 鋳造・鍛造設備オペレーター, 06703 金属工作設備オペレーター, 06704 金属プレス設備オペレーター, 06705 鉄工・製缶設備オペレーター, 06706 板金設備オペレーター, 06707 めっき・金属研磨設備オペレーター, 06708 金属溶接・溶断設備オペレーター, 06799 その他の生産設備オペレーター（金属製品）, 06801 食料品生産設備オペレーター, 06802 飲料・たばこ生産設備オペレーター, 06901 化学製品生産設備オペレーター, 06902 窯業・土石製品生産設備オペレーター, 06903 紡織製品・衣服・繊維製品生産設備オペレーター, 06904 木製品・パルプ・紙製品生産設備オペレーター, 06905 印刷・製本設備オペレーター, 06906 ゴム・プラスチック製品生産設備オペレーター, 06999 その他の生産設備オペレーター（金属製品・食料品等を除く）, 07001 はん用・生産用・業務用機械器具 組立設備オペレーター, 07002 電気機械器具組立設備オペレーター, 07003 自動車組立設備オペレーター, 07004 輸送用機械器具組立設備オペレーター（自動車を除く）, 07005 計量計測機器・光学機械器具組立設備オペレーター, 07101 製銑工、製鋼工、非鉄金属製鍊工, 07102 鋳物製造工、鍛造工, 07103 金属熱処理工, 07104 圧延工, 07105 汎用金属工作機械工, 07106 数値制御金属工作機械工, 07107 金属プレス工, 07108 鉄工、製缶工, 07109 自動車板金工, 07110 板金工（自動車を除く）, 07111 めっき工、金属研磨工, 07112 金属製器具・建具・金型等製造工, 07113 金属溶接・溶断工, 07199 その他の製品製造・加工処理工（金属製品）, 07401 はん用・生産用・業務用機械器具組立工, 07402 電気機械組立工, 07403 電気通信機械器具組立工, 07404 電子応用機械器具組立工, 07405 民生用電子・電気機械器具組立工, 07406 半導体製品製造工, 07407 電球・電子管・電池製造工, 07408 電線製造工, 07409 電子機器部品組立工, 07410 他の電気機械器具組立工, 07411 自動車組立工, 07412 輸送用機械器具組立工（自動車を除く）, 07413 計量計測機器・光学機械器具組立工, 07601 金属材料検査工, 07602 金属加工・溶接検査工, 07701 食料品検査工, 07702 飲料・たばこ検査工, 07801 化学製品検査工, 07802 窯業・土石製品検査工, 07803 紡織製品・衣服・繊維製品検査工, 07804 木製品・パルプ・紙製品検査工, 07805 印刷・製本検査工, 07806 ゴム・プラスチック製品検査工, 07899 その他の製品検査工（金属製品・食料品等を除く）, 08301 大型トラック運転手, 08302 中型・小型トラック運転手, 08303 トレーラートラック運転手, 08304 ダンプカー運転手, 08399 その他の貨物自動車運転の職業, 09601 ビル・建物清掃員, 09602 ハウスクリーニング作業員, 09603 旅館・ホテル客室清掃整備員, 09604 道路・公園清掃員, 09605 ごみ収集・し尿汲取作業員, 09606 産業廃棄物収集作業員, 09607 乗物洗浄・清掃員, 09699 その他の清

掃・洗浄作業員, 09701 製品包装作業員, 09702 ラベル・シール・タグ付け作業員, 09801 選別作業員, 09802 ピッキング作業員, 09901 工場業務員, 09902 小売店品出し・陳列・補充作業員, 09903 洗い場作業員, 09904 用務員, 09999 他に分類されない運搬・清掃・包装・選別等の職業

- (4) 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- (5) 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

#### (賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、基本給（賞与を含む）、時間外労働手当、深夜・休日労働手当とする。

#### (賃金の決定方法)

第3条 対象従業員の基本給、賞与及び手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1のとおりとする。

- (1) 支払時給の決定は、「合算比較方式」とする。具体的には、職種別賃金に対象従業員が勤務する地域にかかる地域指数を乗じ、退職金相当となる額として5%を乗じた額を加え、更に一般労働者の通勤手当相当額「73円」も加算した額を『基準値』とする。そして、当該『基準値』よりも、支払時給が同額以上となることを条件とする方式である。
- (2) 通勤手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額を73円（時給換算額）とする。  
ただし、以下に該当する者については例外とする。
  - ①送迎バス・送迎車の利用が可能である場合、および徒歩により通勤する者で通勤距離が片道2km未満である者については、通勤手当の支給は行わないものとする。
  - ②令和7年3月31日現在において、基本給とは別に実費交通費を支払っている者に限っては引き続き通勤に要する実費に相当する額を支給する。
  - ③全国またはブロック内転勤のある正社員であり、派遣先管理における研修の一貫として派遣先で就業をする者については、1ヶ月分の定期代相当額を支給する。
- (3) 退職手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額は、通達別添2の金額に都道府県別地域係数を乗じた額の5%相当（1円未満の端数切り上げ）とする。
- (4) 地域調整については、富山県の就業地で派遣を行うことから、当該派遣先となる事業場の所在地の都道府県の地域指数を使うものとする。

第4条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- (2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と対

応関係は次のとおりとすること

S ランク : 3 年以上

A ランク : 2 年以上

B ランク : 1.5 年以上

C ランク : 0.5 年以上

D ランク : 0 年以上

- 2 株式会社 ウィルエージェンシーは、第 6 条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の 1 ~ 3 % の範囲で能力手当を支払うこととする。（「能力手当」は時給に含む） また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

（時間外手当、深夜・休日手当）

第 5 条 対象従業員の時間外手当、深夜・休日手当は、法律の定めに従って支給する。

（賃金の決定に当たっての評価）

第 6 条 賃金の決定は、半期または契約更新ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は、スキル・能力の向上、勤怠状況、積極性、責任性、協調性など派遣先評価も含め総合的に判断するものとする。その評価結果に基づき、基本給の額を決定する。

（賃金以外の待遇）

第 7 条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員と同一とし、社員就業規則第 26 条及び第 40 条の規定を準用する。

（教育訓練）

第 8 条 労働者派遣法第 30 条の 2 に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「株式会社 ウィルエージェンシー 教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

（その他）

第 9 条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

（有効期間）

第 10 条 本協定の有効期間は、令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 6 か月間とする。

ただし、具体的な適用開始日は、別紙に定めるとおり、各派遣先事業所所在地における令和 7 年度地域別最低賃金の発効日以降とする。

なお、当該発効日前の期間（令和 7 年 4 月 1 日から発効日前日まで）については、既に締結済みの令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までを有効期間とする労使協定を適用する。

- 2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するも

のとする。

## ■労働者派遣法に基づく情報公開

事業所名称: 株式会社ウィルエージェンシー 甲府支店

①派遣労働者の数 (1日1人8時間平均／2025年9月30日時点)	46名						
②派遣先の数 (事業年度あたりの事業所の数)	41事業所						
③労働者派遣に関する料金額 (1日1人8時間平均)	13,502円						
④派遣労働者の賃金額 (1日1人8時間平均)	9,675円						
⑤マージン率	28.3%						
⑥教育訓練に関する事項	訓練名	主な訓練の内容	対象となる派遣労働者	訓練の方法	実施主体	賃金支給の有無	費用負担
	入職前研修	・派遣スタッフとは ・期待されるスタッフ像 ・派遣法について ・コミュニケーションとは ・身だしなみと挨拶	新規就労派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	現業職・技能職研修	・ものづくり教育プログラム ・現場リーダー教育 ・衛生管理者試験対策	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	販売・サービス職研修	・販売員スキルアップ講座 ・ビジネスマナー講座 ・ストレスマネジメント ・コーチング	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	事務職研修	・ヒューマンスキル ・ストレスマネジメント ・コーチング ・部下指導・マネジメント	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
⑦キャリア形成支援制度	<p>キャリアアップに資する教育訓練計画については、以下の弊社HPをご確認ください。  <a href="https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/">https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/</a></p> <p>キャリア・コンサルティングに関するご相談は、甲府支店までご連絡ください。  TEL:055-236-6600</p>						
⑧その他福利厚生に関するもの	<p>社会保険加入の条件に該当した場合は、関東ITソフトウェア健康保険組合の福利厚生特典が受けられます。(法定給付+付加給付、保養施設の充実、旅行パックの割引・補助、提携スポーツクラブ・ゴルフ場・テニスコートの割引使用など)</p>						

※情報は2024年10月から2025年9月までのデータをもとに公開しております。

## 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社 ウィルエージェンシー甲府支店（以下「甲」という）と労働者代表である小林 芽久（以下「乙」という）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

### （対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣先で本条第1項第2号および第3号記載の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という）に適用する。比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、次のとおりとする。

（1） 本条第2項および第3項記載の職種における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和6年8月27日付職発0827第1号「令和7年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について（以下「通達」という）別添2に定める職種とする。

（2） 以下の職種については、業務の実態から複数の業務に従事する可能性があることから中分類を使用するものとする。

034 一般事務・秘書・受付の職業, 036 電話・インターネットによる応接事務の職業, 055 飲食物調理の職業, 069 生産設備オペレーター（金属製品・食料品等を除く）, 070 機械組立設備オペレーター, 075 機械整備・修理工, 076 製品検査工（金属製品）, 077 製品検査工（食料品等）, 079 機械検査工, 082 配送・集荷の職業, 085 乗用車運転の職業, 097 包装作業員, 098 選別・ピッキング作業員

（3） 以下の職種については、業務の実態を踏まえ最も適合する職種があるため小分類を使用するものとする。

02301 看護師・准看護師（病院・診療所）, 02302 看護師・准看護師（介護施設）, 02303 看護師・准看護師（訪問看護）, 02399 その他の看護師・准看護師, 02501 栄養士, 02502 管理栄養士, 02801 看護助手, 02901 保育士, 02902 幼稚園教員, 02903 保育教諭, 04301 パーソナルコンピュータ操作員、ホームページ関連事務員, 04302 データ入力事務員, 04399 その他のコンピュータ等事務用機器操作の職業, 04501 レジ係, 04502 百貨店販売店員, 04503 コンビニエンスストア店員, 04504 総合小売店販売店員（百貨店・コンビニエンスストアを除く）, 04505 食品スーパー・マーケット販売店員, 04506 飲食料品販売店員, 04507 衣料品販売店員, 04508 医薬品販売店員, 04509 化粧品販売店員, 04510 電気機器販売店員, 04511 携帯電話販売店員, 04512 自動車販売店員、自動車用品販売店員, 04513 ガソリンスタンド店員, 04514 他の商品販売店員, 04515 商品実演販売員, 04516 商品訪問・移動販売員, 04901 社会福祉施設管理者, 04902 福祉相談・指導専門員, 04903 老人福祉施設指導専門員, 04904 障害者福祉施設指導専門員, 04905 児童福祉施設指導専門員, 04906 他の社会福祉施設指導専門員, 04907 介護支援専門員（ケアマネジャー）, 04908 訪問介護サービス提供責任者, 04909 障害福祉サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者, 04910 福祉用具専門相談員, 04999 その他の福祉・介護の専門的職業, 05001 高齢者入所型施設介護員, 05002 高齢者通所型施設介護員, 05003 障害者福祉施設介護員, 05099 その他

の施設介護の職業, 05101 訪問介護員, 05102 訪問入浴介助員, 05299 その他の家庭生活支援サービスの職業, 05401 浴場従事人, 05402 クリーニング職、洗張職, 05603 ウエイター・ウエイトレス（飲食店ホール係）、配ぜん人, 05604 旅館・ホテルフロント係, 05605 旅館・ホテル接客係, 05606 客室乗務員、船舶旅客係, 05607 接客社交係、芸者, 05608 娯楽場・スポーツ施設等接客員, 05699 その他の接客・給仕の職業, 05899 他に分類されないサービスの職業, 06401 稲作・畑作作業員, 06402 農作物栽培・収穫作業員（稻作・畑作を除く）, 06403 家畜・家きん飼育作業員, 06404 動物飼育員（家畜・家きんを除く）, 06405 植木職、造園師, 06499 その他の農業の職業, 06701 製銑・製鋼・非鉄金属製鍊設備オペレーター, 06702 鋳造・鍛造設備オペレーター, 06703 金属工作設備オペレーター, 06704 金属プレス設備オペレーター, 06705 鉄工・製缶設備オペレーター, 06706 板金設備オペレーター, 06707 めっき・金属研磨設備オペレーター, 06708 金属溶接・溶断設備オペレーター, 06799 その他の生産設備オペレーター（金属製品）, 06801 食料品生産設備オペレーター, 06802 飲料・たばこ生産設備オペレーター, 07101 製銑工、製鋼工、非鉄金属製鍊工, 07102 鑄物製造工、鍛造工, 07103 金属熱処理工, 07104 圧延工, 07105 汎用金属工作機械工, 07106 数値制御金属工作機械工, 07107 金属プレス工, 07108 鉄工、製缶工, 07109 自動車板金工, 07110 板金工（自動車を除く）, 07111 めっき工、金属研磨工, 07112 金属製器具・建具・金型等製造工, 07113 金属溶接・溶断工, 07199 その他の製品製造・加工処理工（金属製品）, 07201 パン・菓子製造工, 07202 食肉加工工, 07203 水産物加工工, 07204 保存食品・冷凍加工食品製造工, 07206 他の食料品製造・加工処理工, 07207 飲料・たばこ製造工, 07301 化学製品製造工, 07302 窯業・土石製品製造工, 07303 紡織製品・衣服・繊維製品製造工, 07304 木製品製造工, 07305 パルプ・紙製品製造工, 07306 印刷・製本作業員, 07307 ゴム製品製造工, 07308 プラスチック製品製造工, 07399 その他の製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）, 07401 はん用・生産用・業務用機械器具組立工, 07402 電気機械組立工, 07403 電気通信機械器具組立工, 07404 電子応用機械器具組立工, 07405 民生用電子・電気機械器具組立工, 07406 半導体製品製造工, 07407 電球・電子管・電池製造工, 07408 電線製造工, 07409 電子機器部品組立工, 07410 他の電気機械器具組立工, 07411 自動車組立工, 07412 輸送用機械器具組立工（自動車を除く）, 07413 計量計測機器・光学機械器具組立工, 07801 化学製品検査工, 07802 窯業・土石製品検査工, 07803 紡織製品・衣服・繊維製品検査工, 07804 木製品・パルプ・紙製品検査工, 07805 印刷・製本検査工, 07806 ゴム・プラスチック製品検査工, 07899 その他の製品検査工（金属製品・食料品等を除く）, 08301 大型トラック運転手, 08302 中型・小型トラック運転手, 08303 トレーラートラック運転手, 08304 ダンプカー運転手, 08399 その他の貨物自動車運転の職業, 08804 フォークリフト運転作業員, 09504 梱包作業員, 09601 ビル・建物清掃員, 09602 ハウスクリーニング作業員, 09603 旅館・ホテル客室清掃整備員, 09604 道路・公園清掃員, 09605 ごみ収集・し尿汲取作業員, 09606 産業廃棄物収集作業員, 09607 乗物洗浄・清掃員, 09699 その他の清掃・洗浄作業員, 09901 工場業務員, 09902 小売店品出し・陳列・補充作業員, 09903 洗い場作業員, 09904 用務員, 09999 他に分類されない運搬・清掃・包装・選別等の職業

（4） 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

- (5) 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

(賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、基本給（賞与を含む）、時間外労働手当、深夜・休日労働手当とする。

(賃金の決定方法)

第3条 対象従業員の基本給、賞与及び手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1のとおりとする。

- (1) 支払時給の決定は、「合算比較方式」とする。具体的には、職種別賃金に対象従業員が勤務する地域にかかる地域指数を乗じ、退職金相当となる額として5%を乗じた額を加え、更に一般労働者の通勤手当相当額「73円」も加算した額を『基準値』とする。そして、当該『基準値』よりも、支払時給が同額以上となることを条件とする方式である。
- (2) 通勤手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額を73円（時給換算額）とする。
- ただし、以下に該当する者については例外とする。
- ①送迎バス・送迎車の利用が可能である場合、および徒歩により通勤する者で通勤距離が片道2km未満である者については、通勤手当の支給は行わないものとする。
- ②令和7年3月31日現在において、基本給とは別に実費交通費を支払っている者に限っては引き続き通勤に要する実費に相当する額を支給する。
- ③全国またはブロック内転勤のある正社員であり、派遣先管理における研修の一貫として派遣先で就業をする者については、1ヶ月分の定期代相当額を支給する。
- (3) 退職手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額は、通達別添2の金額に都道府県別地域係数を乗じた額の5%相当（1円未満の端数切り上げ）とする。
- (4) 地域調整については、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県の就業地で派遣を行うことから、当該派遣先となる事業場の所在地の都道府県の地域指数を使うものとする。

第4条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- (2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と対応関係は次のとおりとすること
- Sランク：3年以上
- Aランク：2年以上
- Bランク：1.5年以上
- Cランク：0.5年以上
- Dランク：0年以上

2 株式会社 ウィルエージェンシーは、第6条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で能力手当を支払うこととする。（「能力手当」は時給に含む）また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するよう努めるものとする。

（時間外手当、深夜・休日手当）

第5条 対象従業員の時間外手当、深夜・休日手当は、法律の定めに従って支給する。

（賃金の決定に当たっての評価）

第6条 賃金の決定は、半期または契約更新ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は、スキル・能力の向上、勤怠状況、積極性、責任性、協調性など派遣先評価も含め総合的に判断するものとする。その評価結果に基づき、基本給の額を決定する。

（賃金以外の待遇）

第7条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員と同一とし、社員就業規則第26条及び第40条の規定を準用する。

（教育訓練）

第8条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「株式会社 ウィルエージェンシー 教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

（その他）

第9条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

（有効期間）

第10条 本協定の有効期間は、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの6か月間とする。

ただし、具体的な適用開始日は、別紙に定めるとおり、各派遣先事業所所在地における令和7年度地域別最低賃金の発効日以降とする。

なお、当該発効日前の期間（令和7年4月1日から発効日前日まで）については、既に締結済みの令和7年4月1日から令和8年3月31日までを有効期間とする労使協定を適用する。

2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

■労働者派遣法に基づく情報公開

事業所名称：株式会社ウィルエージェンシー 静岡支店

①派遣労働者の数 (1日1人8時間平均／2025年9月30日時点)	14名						
②派遣先の数 (事業年度あたりの事業所の数)	13事業所						
③労働者派遣に関する料金額 (1日1人8時間平均)	14,558円						
④派遣労働者の賃金額 (1日1人8時間平均)	10,636円						
⑤マージン率	26.9%						
⑥教育訓練に関する事項	訓練名	主な訓練の内容	対象となる派遣労働者	訓練の方法	実施主体	賃金支給の有無	費用負担
	入職前研修	・派遣スタッフとは ・期待されるスタッフ像 ・派遣法について ・コミュニケーションとは ・身だしなみと挨拶	新規就労派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	現業職・技能職研修	・ものづくり教育プログラム ・現場リーダー教育 ・衛生管理者試験対策	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	販売・サービス職研修	・販売員スキルアップ講座 ・ビジネスマナー講座 ・ストレスマネジメント ・コーチング	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	事務職研修	・ヒューマンスキル ・ストレスマネジメント ・コーチング ・部下指導・マネジメント	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
⑦キャリア形成支援制度	<p>キャリアアップに資する教育訓練計画については、以下の弊社HPをご確認ください。  <a href="https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/">https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/</a></p> <p>キャリア・コンサルティングに関するご相談は、静岡支店までご連絡ください。  TEL:054-252-8740</p>						
⑧その他福利厚生に関するもの	<p>社会保険加入の条件に該当した場合は、関東ITソフトウェア健康保険組合の福利厚生特典が受けられます。(法定給付+付加給付、保養施設の充実、旅行パックの割引・補助、提携スポーツクラブ・ゴルフ場・テニスコートの割引使用など)</p>						

※情報は2024年10月から2025年9月までのデータをもとに公開しております。

## 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社ウィルエージェンシー静岡支店（以下「甲」という）と労働者代表である菊池 陸斗（以下「乙」という）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

### （対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣先で本条第1項第2号および第3号記載の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という）に適用する。比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、次のとおりとする。

- (1) 本条第2項および第3項記載の職種における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和6年8月27日付職発0827第1号「令和7年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について（以下「通達」という）別添2に定める職種とする。
- (2) 以下の職種については、業務の実態から複数の業務に従事する可能性があることから中分類を使用するものとする。

006 開発技術者, 007 製造技術者, 036 電話・インターネットによる応接事務の職業, 048 営業の職業, 054 浴場・クリーニングの職業, 055 飲食物調理の職業, 058 その他のサービスの職業, 069 生産設備オペレーター（金属製品・食料品等を除く）, 070 機械組立設備オペレーター, 075 機械整備・修理工, 076 製品検査工（金属製品）, 077 製品検査工（食料品等）, 079 機械検査工, 085 乗用車運転の職業, 086 その他の自動車運転の職業, 088 その他の輸送の職業

- (3) 以下の職種については、業務の実態を踏まえ最も適合する職種があるため小分類を使用するものとする。

01001 I T コンサルタント, 01002 I T システム設計技術者, 01003 I T プロジェクトマネージャ, 01004 I T システム運用管理者, 01005 I T ヘルプデスク, 01006 通信ネットワーク技術者, 01099 その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）, 02301 看護師・准看護師（病院・診療所）, 02302 看護師・准看護師（介護施設）, 02303 看護師・准看護師（訪問看護）, 02399 その他の看護師・准看護師, 02501 栄養士, 02502 管理栄養士, 02801 看護助手, 02901 保育士, 02902 幼稚園教員, 02903 保育教諭, 03401 一般事務員, 03402 秘書, 03403 受付・案内事務員, 03501 法務・広報・知的財産事務の職業, 04301 パーソナルコンピュータ操作員、ホームページ関連事務員, 04302 データ入力事務員, 04399 その他のコンピュータ等事務用機器操作の職業, 04501 レジ係, 04502 百貨店販売店員, 04503 コンビニエンスストア店員, 04504 総合小売店販売店員（百貨店・コンビニエンスストアを除く）, 04505 食品スーパーマーケット販売店員, 04506 飲食料品販売店員, 04507 衣料品販売店員, 04508 医薬品販売店員, 04509 化粧品販売店員, 04510 電気機器販売店員, 04511 携帯電話販売店員, 04512 自動車販売店員、自動車用品販売店員, 04513 ガソリンスタンド店員, 04514 他の商品販売店員, 04515 商品実演販売員, 04516 商品訪問・移動販売員, 04901 社会福祉施設管理者, 04902 福祉相談・指導専門員, 04903 老人福祉施設指導専門員, 04904 障害者福祉施設指導専門員, 04905 児童福祉施設指導専門員

専門員, 04906 他の社会福祉施設指導専門員, 04907 介護支援専門員（ケアマネジャー）, 04908 訪問介護サービス提供責任者, 04909 障害福祉サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者, 04910 福祉用具専門相談員, 04999 その他の福祉・介護の専門的職業, 05001 高齢者入所型施設介護員, 05002 高齢者通所型施設介護員, 05003 障害者福祉施設介護員, 05099 その他の施設介護の職業, 05101 訪問介護員, 05102 訪問入浴介助員, 05299 その他の家庭生活支援サービスの職業, 05601 飲食店店長, 05602 旅館・ホテル支配人, 05603 ウエイター・ウェイトレス（飲食店ホール係）、配膳人, 05604 旅館・ホテルフロント係, 05605 旅館・ホテル接客係, 05606 客室乗務員、船舶旅客係, 05607 接客社交係、芸者, 05608 娯楽場・スポーツ施設等接客員, 05699 その他の接客・給仕の職業, 06401 稲作・畑作作業員, 06402 農作物栽培・収穫作業員（稻作・畑作を除く）, 06403 家畜・家きん飼育作業員, 06404 動物飼育員（家畜・家きんを除く）, 06405 植木職、造園師, 06499 その他の農業の職業, 06701 製銑・製鋼・非鉄金属製鍊設備オペレーター, 06702 鋳造・鍛造設備オペレーター, 06703 金属工作設備オペレーター, 06704 金属プレス設備オペレーター, 06705 鉄工・製缶設備オペレーター, 06706 板金設備オペレーター, 06707 めっき・金属研磨設備オペレーター, 06708 金属溶接・溶断設備オペレーター, 06799 その他の生産設備オペレーター（金属製品）, 06801 食料品生産設備オペレーター, 06802 飲料・たばこ生産設備オペレーター, 07101 製銑工、製鋼工、非鉄金属製鍊工, 07102 鋳物製造工、鍛造工, 07103 金属熱処理工, 07104 圧延工, 07105 汎用金属工作機械工, 07106 数値制御金属工作機械工, 07107 金属プレス工, 07108 鉄工、製缶工, 07109 自動車板金工, 07110 板金工（自動車を除く）, 07111 めっき工、金属研磨工, 07112 金属製器具・建具・金型等製造工, 07113 金属溶接・溶断工, 07199 その他の製品製造・加工処理工（金属製品）, 07201 パン・菓子製造工, 07202 食肉加工工, 07203 水産物加工工, 07204 保存食品・冷凍加工食品製造工, 07206 他の食料品製造・加工処理工, 07207 飲料・たばこ製造工, 07301 化学製品製造工, 07302 窯業・土石製品製造工, 07303 紡織製品・衣服・繊維製品製造工, 07304 木製品製造工, 07305 パルプ・紙製品製造工, 07306 印刷・製本作業員, 07307 ゴム製品製造工, 07308 プラスチック製品製造工, 07399 その他の製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）, 07401 はん用・生産用・業務用機械器具組立工, 07402 電気機械組立工, 07403 電気通信機械器具組立工, 07404 電子応用機械器具組立工, 07405 民生用電子・電気機械器具組立工, 07406 半導体製品製造工, 07407 電球・電子管・電池製造工, 07408 電線製造工, 07409 電子機器部品組立工, 07410 他の電気機械器具組立工, 07411 自動車組立工, 07412 輸送用機械器具組立工（自動車を除く）, 07413 計量計測機器・光学機械器具組立工, 07801 化学製品検査工, 07802 窯業・土石製品検査工, 07803 紡織製品・衣服・繊維製品検査工, 07804 木製品・パルプ・紙製品検査工, 07805 印刷・製本検査工, 07806 ゴム・プラスチック製品検査工, 07899 その他の製品検査工（金属製品・食料品等を除く）, 08201 荷物配達員, 08202 ルート配送員, 08203 郵便集配員、電報配達員, 08204 新聞配達員, 08301 大型トラック運転手, 08302 中型・小型トラック運転手, 08303 トレーラートラック運転手, 08304 ダンプカー運転手, 08399 その他の貨物自動車運転の職業, 09504 梱包作業員, 09601 ビル・建物清掃員, 09602 ハウスクリーニング作業員, 09603 旅館・ホテル客室清掃整備員, 09604 道路・公園清掃員, 09605 ごみ収集・し尿汲取作業員, 09606 産業廃棄物収集作業員, 09607 乗物洗浄・清掃員, 09699 その他の清掃・洗浄作業員, 09701 製品包装作業員, 09702 ラ

ベル・シール・タグ付け作業員, 09801 選別作業員, 09802 ピッキング作業員, 09901 工場業務員, 09902 小売店品出し・陳列・補充作業員, 09903 洗い場作業員, 09904 用務員, 09999 他に分類されない運搬・清掃・包装・選別等の職業

- (4) 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- (5) 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

#### (賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、基本給（賞与を含む）、時間外労働手当、深夜・休日労働手当とする。

#### (賃金の決定方法)

第3条 対象従業員の基本給、賞与及び手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1のとおりとする。

- (1) 支払時給の決定は、「合算比較方式」とする。具体的には、職種別賃金に対象従業員が勤務する地域にかかる地域指数を乗じ、退職金相当となる額として5%を乗じた額を加え、更に一般労働者の通勤手当相当額「73円」も加算した額を『基準値』とする。そして、当該『基準値』よりも、支払時給が同額以上となることを条件とする方式である。
- (2) 通勤手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額を73円（時給換算額）とする。  
ただし、以下に該当する者については例外とする。
  - ①送迎バス・送迎車の利用が可能である場合、および徒歩により通勤する者で通勤距離が片道2km未満である者については、通勤手当の支給は行わないものとする。
  - ②令和7年3月31日現在において、基本給とは別に実費交通費を支払っている者に限っては引き続き通勤に要する実費に相当する額を支給する。
  - ③全国またはブロック内転勤のある正社員であり、派遣先管理における研修の一貫として派遣先で就業をする者については、1ヶ月分の定期代相当額を支給する。
- (3) 退職手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額は、通達別添2の金額に都道府県別地域係数を乗じた額の5%相当（1円未満の端数切り上げ）とする。
- (4) 地域調整については、神奈川県、山梨県、静岡県、愛知県、大阪府の就業地で派遣を行うことから、当該派遣先となる事業場の所在地の都道府県の地域指数を使うものとする。

第4条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- (2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と対応関係は次のとおりとすること

S ランク : 3 年以上  
A ランク : 2 年以上  
B ランク : 1.5 年以上  
C ランク : 0.5 年以上  
D ランク : 0 年以上

- 2 株式会社 ウィルエージェンシーは、第 6 条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の 1 ~ 3 % の範囲で能力手当を支払うこととする。（「能力手当」は時給に含む） また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

（時間外手当、深夜・休日手当）

第 5 条 対象従業員の時間外手当、深夜・休日手当は、法律の定めに従って支給する。

（賃金の決定に当たっての評価）

第 6 条 賃金の決定は、半期または契約更新ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は、スキル・能力の向上、勤怠状況、積極性、責任性、協調性など派遣先評価も含め総合的に判断するものとする。その評価結果に基づき、基本給の額を決定する。

（賃金以外の待遇）

第 7 条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員と同一とし、社員就業規則第 26 条及び第 40 条の規定を準用する。

（教育訓練）

第 8 条 労働者派遣法第 30 条の 2 に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「株式会社 ウィルエージェンシー 教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

（その他）

第 9 条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

（有効期間）

第 10 条 本協定の有効期間は、令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 6 か月間とする。  
ただし、具体的な適用開始日は、別紙に定めるとおり、各派遣先事業所所在地における令和 7 年度地域別最低賃金の発効日以降とする。  
なお、当該発効日前の期間（令和 7 年 4 月 1 日から発効日前日まで）については、既に締結済みの令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までを有効期間とする労使協定を適用する。

2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

■労働者派遣法に基づく情報公開

事業所名称：株式会社ウィルエージェンシー 名古屋支店

①派遣労働者の数 (1日1人8時間平均／2025年9月30日時点)	8名						
②派遣先の数 (事業年度あたりの事業所の数)	23事業所						
③労働者派遣に関する料金額 (1日1人8時間平均)	14,192円						
④派遣労働者の賃金額 (1日1人8時間平均)	10,311円						
⑤マージン率	27.3%						
⑥教育訓練に関する事項	訓練名	主な訓練の内容	対象となる派遣労働者	訓練の方法	実施主体	賃金支給の有無	費用負担
	入職前研修	・派遣スタッフとは ・期待されるスタッフ像 ・派遣法について ・コミュニケーションとは ・身だしなみと挨拶	新規就労派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	現業職・技能職研修	・ものづくり教育プログラム ・現場リーダー教育 ・衛生管理者試験対策	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	販売・サービス職研修	・販売員スキルアップ講座 ・ビジネスマナー講座 ・ストレスマネジメント ・コーチング	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	事務職研修	・ヒューマンスキル ・ストレスマネジメント ・コーチング ・部下指導・マネジメント	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
⑦キャリア形成支援制度	<p>キャリアアップに資する教育訓練計画については、以下の弊社HPをご確認ください。  <a href="https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/">https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/</a></p> <p>キャリア・コンサルティングに関するご相談は、名古屋支店までご連絡ください。  TEL:052-533-5353</p>						
⑧その他福利厚生に関するもの	<p>社会保険加入の条件に該当した場合は、関東ITソフトウェア健康保険組合の福利厚生特典が受けられます。(法定給付+付加給付、保養施設の充実、旅行パックの割引・補助、提携スポーツクラブ・ゴルフ場・テニスコートの割引使用など)</p>						

※情報は2024年10月から2025年9月までのデータをもとに公開しております。

## 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社 ウィルエージェンシー名古屋支店（以下「甲」という）と労働者代表である杉野陽香（以下「乙」という）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

### （対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣先で本条第1項第2号および第3号記載の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という）に適用する。比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、次のとおりとする。

- (1) 本条第2項および第3項記載の職種における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和6年8月27日付職発0827第1号「令和7年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について（以下「通達」という）別添2に定める職種とする。
- (2) 以下の職種については、業務の実態から複数の業務に従事する可能性があることから中分類を使用するものとする。

012 法務の職業, 013 経営・金融・保険の専門的職業, 014 宗教家, 015 著述家、記者、編集者, 016 美術家、写真家、映像撮影者, 018 音楽家、舞台芸術家, 019 図書館司書、学芸員、カウンセラー（医療・福祉施設を除く）, 020 その他の法務・経営・文化芸術等の専門的職業, 021 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師, 022 保健師、助産師, 036 電話・インターネットによる応接事務の職業, 037 医療・介護事務の職業, 041 外勤事務の職業, 042 運輸・郵便事務の職業, 046 商品仕入・再生資源卸売の職業, 048 営業の職業, 054 浴場・クリーニングの職業, 058 その他のサービスの職業, 069 生産設備オペレーター（金属製品・食料品等を除く）, 075 機械整備・修理工, 079 機械検査工, 082 配送・集荷の職業, 085 乗用車運転の職業

- (3) 以下の職種については、業務の実態を踏まえ最も適合する職種があるため小分類を使用するものとする。

01001 ITコンサルタント, 01002 ITシステム設計技術者, 01003 ITプロジェクトマネージャ, 01004 ITシステム運用管理者, 01005 ITヘルプデスク, 01006 通信ネットワーク技術者, 01099 他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）, 01101 通信機器操作員, 01199 他に分類されない技術の職業, 01701 ウェブデザイナー, 01702 グラフィックデザイナー, 01799 他のデザイナー, 02301 看護師・准看護師（病院・診療所）, 02302 看護師・准看護師（介護施設）, 02303 看護師・准看護師（訪問看護）, 02399 他の看護師・准看護師, 02501 栄養士, 02502 管理栄養士, 02801 看護助手, 02901 保育士, 02902 幼稚園教員, 02903 保育教諭, 03301 総務事務員, 03302 人事事務員, 03303 企画・調査事務員, 03401 一般事務員, 03402 秘書, 03403 受付・案内事務員, 03801 現金出納事務員, 03802 預・貯金窓口事務員, 03803 経理事務員, 03899 他の会計事務の職業, 03901 生産現場事務員, 03902 出荷・受荷係事務員, 04001 営業事務員, 04002 貿易事務員, 04099 他の営業・販売関連事務の職業, 04301 パーソナルコンピュータ操作員、ホームページ関連事務員, 04302 データ入力事務員, 04501 レジ係, 04502 百

貨店販売店員, 04503 コンビニエンスストア店員, 04504 総合小売店販売店員 (百貨店・コンビニエンスストアを除く), 04505 食品スーパー・マーケット販売店員, 04506 飲食料品販売店員, 04507 衣料品販売店員, 04508 医薬品販売店員, 04509 化粧品販売店員, 04510 電気機器販売店員, 04511 携帯電話販売店員, 04512 自動車販売店員、自動車用品販売店員, 04513 ガソリンスタンド店員, 04514 他の商品販売店員, 04515 商品実演販売員, 04516 商品訪問・移動販売員, 04701 不動産仲介・売買人, 04702 保険代理人、保険仲立人, 04703 クリーニング等受入係員, 04799 他の販売類似の職業, 04901 社会福祉施設管理者, 04902 福祉相談・指導専門員, 04903 老人福祉施設指導専門員, 04904 障害者福祉施設指導専門員, 04905 児童福祉施設指導専門員, 04906 他の社会福祉施設指導専門員, 04907 介護支援専門員 (ケアマネジャー), 04908 訪問介護サービス提供責任者, 04909 障害福祉サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者, 04910 福祉用具専門相談員, 04999 他の福祉・介護の専門的職業, 05001 高齢者入所型施設介護員, 05002 高齢者通所型施設介護員, 05003 障害者福祉施設介護員, 05099 他の施設介護の職業, 05101 訪問介護員, 05102 訪問入浴介助員, 05299 他の家庭生活支援サービスの職業, 05501 日本料理調理人, 05502 西洋料理調理人, 05503 中華料理調理人, 05504 各国料理調理人 (日本・西洋・中華料理を除く), 05505 飲食チェーン店等調理員, 05506 学校給食調理員, 05507 給食等調理員 (学校を除く), 05508 調理補助者、調理人見習, 05509 バーテンダー, 05599 他の飲食物調理の職業, 05601 飲食店店長, 05602 旅館・ホテル支配人, 05603 ウエイター・ウエイトレス (飲食店ホール係)、配膳人, 05604 旅館・ホテルフロント係, 05605 旅館・ホテル接客係, 05606 客室乗務員、船舶旅客係, 05607 接客社交係、芸者, 05608 娯楽場・スポーツ施設等接客員, 05699 他の接客・給仕の職業, 06401 稲作・畑作作業員, 06402 農作物栽培・収穫作業員 (稲作・畑作を除く), 06403 家畜・家きん飼育作業員, 06404 動物飼育員 (家畜・家きんを除く), 06405 植木職、造園師, 06499 他の農業の職業, 06701 製銑・製鋼・非鉄金属製鍊設備オペレーター, 06702 鋳造・鍛造設備オペレーター, 06703 金属工作設備オペレーター, 06704 金属プレス設備オペレーター, 06705 鉄工・製缶設備オペレーター, 06706 板金設備オペレーター, 06707 めっき・金属研磨設備オペレーター, 06708 金属溶接・溶断設備オペレーター, 06799 他の生産設備オペレーター (金属製品), 06801 食料品生産設備オペレーター, 06802 飲料・たばこ生産設備オペレーター, 07001 はん用・生産用・業務用機械器具 組立設備オペレーター, 07002 電気機械器具組立設備オペレーター, 07003 自動車組立設備オペレーター, 07004 輸送用機械器具組立設備オペレーター (自動車を除く), 07005 計量計測機器・光学機械器具組立設備オペレーター, 07101 製銑工、製鋼工、非鉄金属製鍊工, 07102 鋳物製造工、鍛造工, 07103 金属熱処理工, 07104 圧延工, 07105 汎用金属工作機械工, 07106 数値制御金属工作機械工, 07107 金属プレス工, 07108 鉄工、製缶工, 07109 自動車板金工, 07110 板金工 (自動車を除く), 07111 めっき工、金属研磨工, 07112 金属製器具・建具・金型等製造工, 07113 金属溶接・溶断工, 07199 他の製品製造・加工処理工 (金属製品), 07201 パン・菓子製造工, 07202 食肉加工工, 07203 水産物加工工, 07204 保存食品・冷凍加工食品製造工, 07206 他の食料品製造・加工処理工, 07207 飲料・たばこ製造工, 07301 化学製品製造工, 07302 窯業・土石製品製造工, 07303 紡織製品・衣服・繊維製品製造工, 07304 木製品製造工, 07305 パルプ・紙製品製造工, 07306 印刷・製本作業員, 07307 ゴム製品

製造工, 07308 プラスチック製品製造工, 07399 その他の製品製造・加工処理工 (金属製品・食料品等を除く), 07401 はん用・生産用・業務用機械器具組立工, 07402 電気機械組立工, 07403 電気通信機械器具組立工, 07404 電子応用機械器具組立工, 07405 民生用電子・電気機械器具組立工, 07406 半導体製品製造工, 07407 電球・電子管・電池製造工, 07408 電線製造工, 07409 電子機器部品組立工, 07410 他の電気機械器具組立工, 07411 自動車組立工, 07412 輸送用機械器具組立工 (自動車を除く), 07413 計量計測機器・光学機械器具組立工, 07601 金属材料検査工, 07602 金属加工・溶接検査工, 07701 食料品検査工, 07702 飲料・たばこ検査工, 07801 化学製品検査工, 07802 窯業・土石製品検査工, 07803 紡織製品・衣服・繊維製品検査工, 07804 木製品・パルプ・紙製品検査工, 07805 印刷・製本検査工, 07806 ゴム・プラスチック製品検査工, 07899 その他の製品検査工 (金属製品・食料品等を除く), 08301 大型トラック運転手, 08302 中型・小型トラック運転手, 08303 トレーラートラック運転手, 08304 ダンプカー運転手, 08399 その他の貨物自動車運転の職業, 08801 車掌, 08802 鉄道車両入換・編成作業員, 08803 甲板員、船舶機関員, 08804 フォークリフト運転作業員, 08899 他に分類されない輸送の職業, 09502 陸上荷役・運搬作業員, 09504 梱包作業員, 09601 ビル・建物清掃員, 09602 ハウスクリーニング作業員, 09603 旅館・ホテル客室清掃整備員, 09604 道路・公園清掃員, 09605 ごみ収集・し尿汲取作業員, 09606 産業廃棄物収集作業員, 09607 乗物洗浄・清掃員, 09699 その他の清掃・洗浄作業員, 09701 製品包装作業員, 09702 ラベル・シール・タグ付け作業員, 09801 選別作業員, 09802 ピッキング作業員, 09901 工場業務員, 09902 小売店品出し・陳列・補充作業員, 09903 洗い場作業員, 09904 用務員, 09999 他に分類されない運搬・清掃・包装・選別等の職業

- (4) 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- (5) 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

#### (賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、基本給（賞与を含む）、時間外労働手当、深夜・休日労働手当とする。

#### (賃金の決定方法)

第3条 対象従業員の基本給、賞与及び手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1のとおりとする。

- (1) 支払時給の決定は、「合算比較方式」とする。具体的には、職種別賃金に対象従業員が勤務する地域にかかる地域指数を乗じ、退職金相当となる額として5%を乗じた額を加え、更に一般労働者の通勤手当相当額「73円」も加算した額を『基準値』とする。そして、当該『基準値』よりも、支払時給が同額以上となることを条件とする方式である。
- (2) 通勤手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額を73円（時給換算額）とする。

ただし、以下に該当する者については例外とする。

①送迎バス・送迎車の利用が可能である場合、および徒歩により通勤する者で通勤距離が片道2km未満である者については、通勤手当の支給は行わないものとする。

②令和7年3月31日現在において、基本給とは別に実費交通費を支払っている者に限っては引き続き通勤に要する実費に相当する額を支給する。

③全国またはブロック内転勤のある正社員であり、派遣先管理における研修の一貫として派遣先で就業をする者については、1ヶ月分の定期代相当額を支給する。

- (3) 退職手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額は、通達別添2の金額に都道府県別地域係数を乗じた額の5%相当（1円未満の端数切り上げ）とする。
- (4) 地域調整については、岐阜県、愛知県、三重県の就業地で派遣を行うことから、当該派遣先となる事業場の所在地の都道府県の地域指数を使うものとする。

第4条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- (2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と対応関係は次のとおりとすること
- Sランク：3年以上
- Aランク：2年以上
- Bランク：1.5年以上
- Cランク：0.5年以上
- Dランク：0年以上
- 2 株式会社ウィルエージェンシーは、第6条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で能力手当を支払うこととする。（「能力手当」は時給に含む）また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

（時間外手当、深夜・休日手当）

第5条 対象従業員の時間外手当、深夜・休日手当は、法律の定めに従って支給する。

（賃金の決定に当たっての評価）

第6条 賃金の決定は、半期または契約更新ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は、スキル・能力の向上、勤怠状況、積極性、責任性、協調性など派遣先評価も含め総合的に判断するものとする。その評価結果に基づき、基本給の額を決定する。

（賃金以外の待遇）

第7条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員

と同一とし、社員就業規則第 26 条及び第 40 条の規定を準用する。

(教育訓練)

第 8 条 労働者派遣法第 30 条の 2 に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「株式会社 ウィルエージェンシー 教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第 9 条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第 10 条 本協定の有効期間は、令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 6 か月間とする。

ただし、具体的な適用開始日は、別紙に定めるとおり、各派遣先事業所所在地における令和 7 年度地域別最低賃金の発効日以降とする。

なお、当該発効日前の期間（令和 7 年 4 月 1 日から発効日前日まで）については、既に締結済みの令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までを有効期間とする労使協定を適用する。

2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

## ■労働者派遣法に基づく情報公開

事業所名称：株式会社ウィルエージェンシー 四日市支店

①派遣労働者の数 (1日1人8時間平均／2025年9月30日時点)	21名						
②派遣先の数 (事業年度あたりの事業所の数)	96事業所						
③労働者派遣に関する料金額 (1日1人8時間平均)	15,474円						
④派遣労働者の賃金額 (1日1人8時間平均)	11,276円						
⑤マージン率	27.1%						
⑥教育訓練に関する事項	訓練名	主な訓練の内容	対象となる派遣労働者	訓練の方法	実施主体	賃金支給の有無	費用負担
	入職前研修	・派遣スタッフとは ・期待されるスタッフ像 ・派遣法について ・コミュニケーションとは ・身だしなみと挨拶	新規就労派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	現業職・技能職研修	・ものづくり教育プログラム ・現場リーダー教育 ・衛生管理者試験対策	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	販売・サービス職研修	・販売員スキルアップ講座 ・ビジネスマナー講座 ・ストレスマネジメント ・コーチング	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	事務職研修	・ヒューマンスキル ・ストレスマネジメント ・コーチング ・部下指導・マネジメント	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
⑦キャリア形成支援制度	<p>キャリアアップに資する教育訓練計画については、以下の弊社HPをご確認ください。  <a href="https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/">https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/</a></p> <p>キャリア・コンサルティングに関するご相談は、四日市支店までご連絡ください。  TEL:059-351-3960</p>						
⑧その他福利厚生に関するもの	<p>社会保険加入の条件に該当した場合は、関東ITソフトウェア健康保険組合の福利厚生特典が受けられます。(法定給付+付加給付、保養施設の充実、旅行パックの割引・補助、提携スポーツクラブ・ゴルフ場・テニスコートの割引使用など)</p>						

※情報は2024年10月から2025年9月までのデータをもとに公開しております。

## 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社 ウィルエージェンシー 四日市支店（以下「甲」という）と労働者代表である高取 明日香（以下「乙」という）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

### （対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣先で本条第1項第2号および第3号記載の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という）に適用する。比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、次のとおりとする。

（1） 本条第2項および第3項記載の職種における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和6年8月27日付職発0827第1号「令和7年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について（以下「通達」という）別添2に定める職種とする。

（2） 以下の職種については、業務の実態から複数の業務に従事する可能性があることから中分類を使用するものとする。

036 電話・インターネットによる応接事務の職業, 037 医療・介護事務の職業, 046 商品仕入・再生資源卸売の職業, 047 販売類似の職業, 048 営業の職業, 058 その他のサービスの職業, 075 機械整備・修理工, 077 製品検査工（食料品等）, 079 機械検査工, 082 配送・集荷の職業, 085 乗用車運転の職業, 088 その他の輸送の職業

（3） 以下の職種については、業務の実態を踏まえ最も適合する職種があるため小分類を使用するものとする。

01001 ITコンサルタント, 01002 ITシステム設計技術者, 01003 ITプロジェクトマネージャ, 01004 ITシステム運用管理者, 01005 ITヘルプデスク, 01006 通信ネットワーク技術者, 01099 他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）, 02301 看護師・准看護師（病院・診療所）, 02302 看護師・准看護師（介護施設）, 02303 看護師・准看護師（訪問看護）, 02399 他の看護師・准看護師, 02801 看護助手, 02901 保育士, 02902 幼稚園教員, 02903 保育教諭, 03301 総務事務員, 03302 人事事務員, 03303 企画・調査事務員, 03401 一般事務員, 03402 秘書, 03403 受付・案内事務員, 03901 生産現場事務員, 03902 出荷・受荷係事務員, 04001 営業事務員, 04002 貿易事務員, 04099 他の営業・販売関連事務の職業, 04301 パソナルコンピュータ操作員、ホームページ関連事務員, 04302 データ入力事務員, 04501 レジ係, 04502 百貨店販売店員, 04503 コンビニエンスストア店員, 04504 総合小売店販売店員（百貨店・コンビニエンスストアを除く）, 04505 食品スーパー・マーケット販売店員, 04506 飲食料品販売店員, 04507 衣料品販売店員, 04508 医薬品販売店員, 04509 化粧品販売店員, 04510 電気機器販売店員, 04511 携帯電話販売店員, 04512 自動車販売店員、自動車用品販売店員, 04513 ガソリンスタンド店員, 04514 他の商品販売店員, 04515 商品実演販売員, 04516 商品訪問・移動販売員, 04901 社会福祉施設管理者, 04902 福祉相談・指導専門員, 04903 老人福祉施設指導専門員, 04904 障害者福祉施設指導専門員, 04905 児童福祉施設指導専門員, 04906 他の社会福祉施設

指導専門員, 04907 介護支援専門員 (ケアマネジャー), 04908 訪問介護サービス提供責任者, 04909 障害福祉サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者, 04910 福祉用具専門相談員, 04999 その他の福祉・介護の専門的職業, 05001 高齢者入所型施設介護員, 05002 高齢者通所型施設介護員, 05003 障害者福祉施設介護員, 05099 その他の施設介護の職業, 05101 訪問介護員, 05102 訪問入浴介助員, 05299 その他の家庭生活支援サービスの職業, 05401 浴場従事人, 05402 クリーニング職、洗張職, 05501 日本料理調理人, 05502 西洋料理調理人, 05503 中華料理調理人, 05504 各国料理調理人 (日本・西洋・中華料理を除く), 05505 飲食チェーン店等調理員, 05506 学校給食調理員, 05507 給食等調理員 (学校を除く), 05508 調理補助者、調理人見習, 05509 バーテンダー, 05599 その他の飲食物調理の職業, 05601 飲食店店長, 05602 旅館・ホテル支配人, 05603 ウエイター・ウェイトレス (飲食店ホール係)、配膳人, 05604 旅館・ホテルフロント係, 05605 旅館・ホテル接客係, 05606 客室乗務員、船舶旅客係, 05607 接客社交係、芸者, 05608 娯楽場・スポーツ施設等接客員, 05699 その他の接客・給仕の職業, 06401 稲作・畑作作業員, 06402 農作物栽培・収穫作業員 (稲作・畑作を除く), 06403 家畜・家きん飼育作業員, 06404 動物飼育員 (家畜・家きんを除く), 06405 植木職、造園師, 06499 その他の農業の職業, 06701 製銑・製鋼・非鉄金属製鍊設備オペレーター, 06702 鋳造・鍛造設備オペレーター, 06703 金属工作設備オペレーター, 06704 金属プレス設備オペレーター, 06705 鉄工・製缶設備オペレーター, 06706 板金設備オペレーター, 06707 めっき・金属研磨設備オペレーター, 06708 金属溶接・溶断設備オペレーター, 06799 その他の生産設備オペレーター (金属製品), 06801 食料品生産設備オペレーター, 06802 飲料・たばこ生産設備オペレーター, 06901 化学製品生産設備オペレーター, 06902 窯業・土石製品生産設備オペレーター, 06903 紡織製品・衣服・繊維製品生産設備オペレーター, 06904 木製品・パルプ・紙製品生産設備オペレーター, 06905 印刷・製本設備オペレーター, 06906 ゴム・プラスチック製品生産設備オペレーター, 06999 その他の生産設備オペレーター (金属製品・食料品等を除く), 07001 はん用・生産用・業務用機械器具 組立設備オペレーター, 07002 電気機械器具組立設備オペレーター, 07003 自動車組立設備オペレーター, 07004 輸送用機械器具組立設備オペレーター (自動車を除く), 07005 計量計測機器・光学機械器具組立設備オペレーター, 07101 製銑工、製鋼工、非鉄金属製鍊工, 07102 鋳物製造工、鍛造工, 07103 金属熱処理工, 07104 圧延工, 07105 汎用金属工作機械工, 07106 数値制御金属工作機械工, 07107 金属プレス工, 07108 鉄工、製缶工, 07109 自動車板金工, 07110 板金工 (自動車を除く), 07111 めっき工、金属研磨工, 07112 金属製器具・建具・金型等製造工, 07113 金属溶接・溶断工, 07199 その他の製品製造・加工処理工 (金属製品), 07201 パン・菓子製造工, 07202 食肉加工工, 07203 水産物加工工, 07204 保存食品・冷凍加工食品製造工, 07206 他の食料品製造・加工処理工, 07207 飲料・たばこ製造工, 07301 化学製品製造工, 07302 窯業・土石製品製造工, 07303 紡織製品・衣服・繊維製品製造工, 07304 木製品製造工, 07305 パルプ・紙製品製造工, 07306 印刷・製本作業員, 07307 ゴム製品製造工, 07308 プラスチック製品製造工, 07399 その他の製品製造・加工処理工 (金属製品・食料品等を除く), 07401 はん用・生産用・業務用機械器具組立工, 07402 電気機械組立工, 07403 電気通信機械器具組立工, 07404 電子応用機械器具組立工, 07405 民生用電子・電気機械器具組立工, 07406 半導体製品製造工, 07407 電球・電子管・電池製造工, 07408 電線製造

工, 07409 電子機器部品組立工, 07410 他の電気機械器具組立工, 07411 自動車組立工, 07412 輸送用機械器具組立工（自動車を除く）, 07413 計量計測機器・光学機械器具組立工, 07601 金属材料検査工, 07602 金属加工・溶接検査工, 07801 化学製品検査工, 07802 窯業・土石製品検査工, 07803 紡織製品・衣服・繊維製品検査工, 07804 木製品・パルプ・紙製品検査工, 07805 印刷・製本検査工, 07806 ゴム・プラスチック製品検査工, 07899 その他の製品検査工（金属製品・食料品等を除く）, 08301 大型トラック運転手, 08302 中型・小型トラック運転手, 08303 トレーラートラック運転手, 08304 ダンプカー運転手, 08399 その他の貨物自動車運転の職業, 09502 陸上荷役・運搬作業員, 09504 梱包作業員, 09601 ビル・建物清掃員, 09602 ハウスクリーニング作業員, 09603 旅館・ホテル客室清掃整備員, 09604 道路・公園清掃員, 09605 ごみ収集・し尿汲取作業員, 09606 産業廃棄物収集作業員, 09607 乗物洗浄・清掃員, 09699 その他の清掃・洗浄作業員, 09701 製品包装作業員, 09702 ラベル・シール・タグ付け作業員, 09801 選別作業員, 09802 ピッキング作業員, 09901 工場業務員, 09902 小売店品出し・陳列・補充作業員, 09903 洗い場作業員, 09904 用務員, 09999 他に分類されない運搬・清掃・包装・選別等の職業

- (4) 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- (5) 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

#### （賃金の構成）

第2条 対象従業員の賃金は、基本給（賞与を含む）、時間外労働手当、深夜・休日労働手当とする。

#### （賃金の決定方法）

第3条 対象従業員の基本給、賞与及び手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1のとおりとする。

- (1) 支払時給の決定は、「合算比較方式」とする。具体的には、職種別賃金に対象従業員が勤務する地域にかかる地域指数を乗じ、退職金相当となる額として5%を乗じた額を加え、更に一般労働者の通勤手当相当額「73円」も加算した額を『基準値』とする。そして、当該『基準値』よりも、支払時給が同額以上となることを条件とする方式である。
- (2) 通勤手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額を73円（時給換算額）とする。

ただし、以下に該当する者については例外とする。

- ①送迎バス・送迎車の利用が可能である場合、および徒歩により通勤する者で通勤距離が片道2km未満である者については、通勤手当の支給は行わないものとする。
- ②令和7年3月31日現在において、基本給とは別に実費交通費を支払っている者に限っては引き続き通勤に要する実費に相当する額を支給する。
- ③全国またはブロック内転勤のある正社員であり、派遣先管理における研修の一貫として派遣

先で就業をする者については、1ヶ月分の定期代相当額を支給する。

- (3) 退職手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額は、通達別添2の金額に都道府県別地域係数を乗じた額の5%相当（1円未満の端数切り上げ）とする。
- (4) 地域調整については、石川県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県の就業地で派遣を行うことから、当該派遣先となる事業場の所在地の都道府県の地域指数を使うものとする。

第4条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
  - (2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と対応関係は次のとおりとすること
- Sランク：3年以上  
Aランク：2年以上  
Bランク：1.5年以上  
Cランク：0.5年以上  
Dランク：0年以上

2 株式会社ウィルエージェンシーは、第6条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で能力手当を支払うこととする。（「能力手当」は時給に含む）また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

（時間外手当、深夜・休日手当）

第5条 対象従業員の時間外手当、深夜・休日手当は、法律の定めに従って支給する。

（賃金の決定に当たっての評価）

第6条 賃金の決定は、半期または契約更新ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は、スキル・能力の向上、勤怠状況、積極性、責任性、協調性など派遣先評価も含め総合的に判断するものとする。その評価結果に基づき、基本給の額を決定する。

（賃金以外の待遇）

第7条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員と同一とし、社員就業規則第26条及び第40条の規定を準用する。

（教育訓練）

第8条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「株式会社ウィルエージェンシー教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

（その他）

第9条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの6か月間とする。

ただし、具体的な適用開始日は、別紙に定めるとおり、各派遣先事業所所在地における令和7年度地域別最低賃金の発効日以降とする。

なお、当該発効日前の期間（令和7年4月1日から発効日前日まで）については、既に締結済みの令和7年4月1日から令和8年3月31日までを有効期間とする労使協定を適用する。

- 2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

## ■労働者派遣法に基づく情報公開

事業所名称：株式会社ウィルエージェンシー 梅田支店

①派遣労働者の数 (1日1人8時間平均／2025年9月30日時点)	77名						
②派遣先の数 (事業年度あたりの事業所の数)	275事業所						
③労働者派遣に関する料金額 (1日1人8時間平均)	16,776円						
④派遣労働者の賃金額 (1日1人8時間平均)	12,162円						
⑤マージン率	27.5%						
⑥教育訓練に関する事項	訓練名	主な訓練の内容	対象となる派遣労働者	訓練の方法	実施主体	賃金支給の有無	費用負担
	入職前研修	・派遣スタッフとは ・期待されるスタッフ像 ・派遣法について ・コミュニケーションとは ・身だしなみと挨拶	新規就労派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	現業職・技能職研修	・ものづくり教育プログラム ・現場リーダー教育 ・衛生管理者試験対策	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	販売・サービス職研修	・販売員スキルアップ講座 ・ビジネスマナー講座 ・ストレスマネジメント ・コーチング	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	事務職研修	・ヒューマンスキル ・ストレスマネジメント ・コーチング ・部下指導・マネジメント	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
⑦キャリア形成支援制度	<p>キャリアアップに資する教育訓練計画については、以下の弊社HPをご確認ください。  <a href="https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/">https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/</a></p> <p>キャリア・コンサルティングに関するご相談は、梅田支店までご連絡ください。  TEL:06-6130-8760</p>						
⑧その他福利厚生に関するもの	<p>社会保険加入の条件に該当した場合は、関東ITソフトウェア健康保険組合の福利厚生特典が受けられます。(法定給付+付加給付、保養施設の充実、旅行パックの割引・補助、提携スポーツクラブ・ゴルフ場・テニスコートの割引使用など)</p>						

※情報は2024年10月から2025年9月までのデータをもとに公開しております。

## 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社 ウィルエージェンシー 梅田支店（以下「甲」という）と労働者代表である山口 悟（以下「乙」という）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

### （対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣先で本条第1項第2号および第3号記載の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という）に適用する。比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、次のとおりとする。

- (1) 本条第2項および第3項記載の職種における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和6年8月27日付職発0827第1号「令和7年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について（以下「通達」という）別添2に定める職種とする。
- (2) 以下の職種については、業務の実態から複数の業務に従事する可能性があることから中分類を使用するものとする。

001 法人・団体役員, 002 法人・団体管理職員, 003 その他の管理的職業, 004 研究者, 005 農林水産技術者, 006 開発技術者, 007 製造技術者, 008 建築・土木・測量技術者, 012 法務の職業, 013 経営・金融・保険の専門的職業, 014 宗教家, 015 著述家、記者、編集者, 016 美術家、写真家、映像撮影者, 018 音楽家、舞台芸術家, 019 図書館司書、学芸員、カウンセラー（医療・福祉施設を除く）, 020 その他の法務・経営・文化芸術等の専門的職業, 021 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師, 022 保健師、助産師, 024 医療技術者, 025 栄養士、管理栄養士, 026 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師, 027 その他の医療・看護・保健の専門的職業, 031 学校等教員, 032 習い事指導等教育関連の職業, 036 電話・インターネットによる応接事務の職業, 037 医療・介護事務の職業, 039 生産関連事務の職業, 041 外勤事務の職業, 042 運輸・郵便事務の職業, 044 小売店・卸売店店長, 046 商品仕入・再生資源卸売の職業, 047 販売類似の職業, 048 営業の職業, 053 理容師、美容師、美容関連サービスの職業, 054 浴場・クリーニングの職業, 057 居住施設・ビル等の管理の職業, 058 その他のサービスの職業, 060 自衛官, 061 司法警察職員, 062 看守、消防員, 063 その他の保安の職業, 064

- (3) 以下の職種については、業務の実態を踏まえ最も適合する職種があるため小分類を使用するものとする。

00901 ソフトウェア開発技術者（WE B・オープン系）, 00902 ソフトウェア開発技術者（組込・制御系）, 00903 プログラマー, 00999 その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）, 01001 I T コンサルタント, 01002 I T システム設計技術者, 01003 I T プロジェクトマネージャ, 01004 I T システム運用管理者, 01005 I T ヘルプデスク, 01006 通信ネットワーク技術者, 01099 その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）, 01101 通信機器操作員, 01199 他に分類されない技術の職業, 01701 ウェブデザイナー, 01702 グラフィックデザイナー, 01799 その他のデザイナー, 02301 看護師・准看護師（病院・診療所）, 02302 看護師・

准看護師（介護施設）, 02303 看護師・准看護師（訪問看護）, 02399 その他の看護師・准看護師, 02801 看護助手, 02901 保育士, 02902 幼稚園教員, 02903 保育教諭, 03301 総務事務員, 03302 人事事務員, 03303 企画・調査事務員, 03401 一般事務員, 03402 秘書, 03403 受付・案内事務員, 03801 現金出納事務員, 03802 預・貯金窓口事務員, 03803 経理事務員, 03899 その他の会計事務の職業, 04001 営業事務員, 04002 貿易事務員, 04099 その他の営業・販売関連事務の職業, 04301 パーソナルコンピュータ操作員、ホームページ関連事務員, 04302 データ入力事務員, 04399 その他のコンピュータ等事務用機器操作の職業, 04501 レジ係, 04502 百貨店販売店員, 04503 コンビニエンスストア店員, 04504 総合小売店販売店員 (百貨店・コンビニエンスストアを除く), 04505 食品スーパー・マーケット販売店員, 04506 飲食料品販売店員, 04507 衣料品販売店員, 04508 医薬品販売店員, 04509 化粧品販売店員, 04510 電気機器販売店員, 04511 携帯電話販売店員, 04512 自動車販売店員、自動車用品販売店員, 04513 ガソリンスタンド店員, 04514 他の商品販売店員, 04515 商品実演販売員, 04516 商品訪問・移動販売員, 04901 社会福祉施設管理者, 04902 福祉相談・指導専門員, 04903 老人福祉施設指導専門員, 04904 障害者福祉施設指導専門員, 04905 児童福祉施設指導専門員, 04906 他の社会福祉施設指導専門員, 04907 介護支援専門員（ケアマネジャー）, 04908 訪問介護サービス提供責任者, 04909 障害福祉サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者, 04910 福祉用具専門相談員, 04999 その他の福祉・介護の専門的職業, 05001 高齢者入所型施設介護員, 05002 高齢者通所型施設介護員, 05003 障害者福祉施設介護員, 05099 その他の施設介護の職業, 05101 訪問介護員, 05102 訪問入浴介助員, 05299 その他の家庭生活支援サービスの職業, 05501 日本料理調理人, 05502 西洋料理調理人, 05503 中華料理調理人, 05504 各国料理調理人（日本・西洋・中華料理を除く）, 05505 飲食チェーン店等調理員, 05506 学校給食調理員, 05507 給食等調理員（学校を除く）, 05508 調理補助者、調理人見習, 05509 バーテンダー, 05599 その他の飲食物調理の職業, 05601 飲食店店長, 05602 旅館・ホテル支配人, 05603 ウエイター・ウエイトレス（飲食店ホール係）、配ぜん人, 05604 旅館・ホテルフロント係, 05605 旅館・ホテル接客係, 05606 客室乗務員、船舶旅客係, 05607 接客社交係、芸者, 05608 娯楽場・スポーツ施設等接客員, 05699 その他の接客・給仕の職業, 07201 パン・菓子製造工, 07202 食肉加工工, 07203 水産物加工工, 07204 保存食品・冷凍加工食品製造工, 07206 他の食料品製造・加工処理工, 07207 飲料・たばこ製造工, 07401 はん用・生産用・業務用機械器具組立工, 07402 電気機械組立工, 07403 電気通信機械器具組立工, 07404 電子応用機械器具組立工, 07405 民生用電子・電気機械器具組立工, 07406 半導体製品製造工, 07407 電球・電子管・電池製造工, 07408 電線製造工, 07409 電子機器部品組立工, 07410 他の電気機械器具組立工, 07411 自動車組立工, 07412 輸送用機械器具組立工（自動車を除く）, 07413 計量計測機器・光学機械器具組立工, 09502 陸上荷役・運搬作業員, 09503 倉庫作業員, 09504 梱包作業員, 09601 ビル・建物清掃員, 09602 ハウスクリーニング作業員, 09603 旅館・ホテル客室清掃整備員, 09604 道路・公園清掃員, 09605 ごみ収集・し尿汲取作業員, 09606 産業廃棄物収集作業員, 09607 乗物洗浄・清掃員, 09699 その他の清掃・洗浄作業員, 09701 製品包装作業員, 09702 ラベル・シール・タグ付け作業員, 09801 選別作業員, 09802 ピッキング作業員, 09901 工場業務員, 09902 小売店品出し・陳列・補充作業員, 09903 洗い場作業員, 09904 用務員, 09999 他に分類されない運搬・清掃・包装・選別等の職業

- (4) 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- (5) 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

(賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、基本給（賞与を含む）、時間外労働手当、深夜・休日労働手当とする。

(賃金の決定方法)

第3条 対象従業員の基本給、賞与及び手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1のとおりとする。

- (1) 支払時給の決定は、「合算比較方式」とする。具体的には、職種別賃金に対象従業員が勤務する地域にかかる地域指数を乗じ、退職金相当となる額として5%を乗じた額を加え、更に一般労働者の通勤手当相当額「73円」も加算した額を『基準値』とする。そして、当該『基準値』よりも、支払時給が同額以上となることを条件とする方式である。
- (2) 通勤手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額を73円（時給換算額）とする。  
ただし、以下に該当する者については例外とする。
  - ①送迎バス・送迎車の利用が可能である場合、および徒歩により通勤する者で通勤距離が片道2km未満である者については、通勤手当の支給は行わないものとする。
  - ②令和7年3月31日現在において、基本給とは別に実費交通費を支払っている者に限っては引き続き通勤に要する実費に相当する額を支給する。
  - ③全国またはブロック内転勤のある正社員であり、派遣先管理における研修の一貫として派遣先で就業をする者については、1ヶ月分の定期代相当額を支給する。
- (3) 退職手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額は、通達別添2の金額に都道府県別地域係数を乗じた額の5%相当（1円未満の端数切り上げ）とする。
- (4) 地域調整については、三重県、奈良県、和歌山県、京都府、大阪府、兵庫県の就業地で派遣を行うことから、当該派遣先となる事業場の所在地の都道府県の地域指数を使うものとする。

第4条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- (2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と対応関係は次のとおりとすること
  - Sランク：3年以上
  - Aランク：2年以上
  - Bランク：1.5年以上

Cランク：0.5年以上

Dランク：0年以上

- 2 株式会社ウィルエージェンシーは、第6条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で能力手当を支払うこととする。（「能力手当」は時給に含む）また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

#### （時間外手当、深夜・休日手当）

第5条 対象従業員の時間外手当、深夜・休日手当は、法律の定めに従って支給する。

#### （賃金の決定に当たっての評価）

第6条 賃金の決定は、半期または契約更新ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は、スキル・能力の向上、勤怠状況、積極性、責任性、協調性など派遣先評価も含め総合的に判断するものとする。その評価結果に基づき、基本給の額を決定する。

#### （賃金以外の待遇）

第7条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員と同一とし、社員就業規則第26条及び第40条の規定を準用する。

#### （教育訓練）

第8条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「株式会社ウィルエージェンシー教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

#### （その他）

第9条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

#### （有効期間）

第10条 本協定の有効期間は、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの6か月間とする。

ただし、具体的な適用開始日は、別紙に定めるとおり、各派遣先事業所所在地における令和7年度地域別最低賃金の発効日以降とする。

なお、当該発効目前の期間（令和7年4月1日から発効目前日まで）については、既に締結済みの令和7年4月1日から令和8年3月31日までを有効期間とする労使協定を適用する。

- 2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

## ■労働者派遣法に基づく情報公開

事業所名称: 株式会社ウィルエージェンシー 神戸支店

①派遣労働者の数 (1日1人8時間平均／2025年9月30日時点)	28名						
②派遣先の数 (事業年度あたりの事業所の数)	57事業所						
③労働者派遣に関する料金額 (1日1人8時間平均)	14,905円						
④派遣労働者の賃金額 (1日1人8時間平均)	10,783円						
⑤マージン率	27.7%						
⑥教育訓練に関する事項	訓練名	主な訓練の内容	対象となる派遣労働者	訓練の方法	実施主体	賃金支給の有無	費用負担
	入職前研修	・派遣スタッフとは ・期待されるスタッフ像 ・派遣法について ・コミュニケーションとは ・身だしなみと挨拶	新規就労派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	現業職・技能職研修	・ものづくり教育プログラム ・現場リーダー教育 ・衛生管理者試験対策	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	販売・サービス職研修	・販売員スキルアップ講座 ・ビジネスマナー講座 ・ストレスマネジメント ・コーチング	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	事務職研修	・ヒューマンスキル ・ストレスマネジメント ・コーチング ・部下指導・マネジメント	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
⑦キャリア形成支援制度	<p>キャリアアップに資する教育訓練計画については、以下の弊社HPをご確認ください。  <a href="https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/">https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/</a></p> <p>キャリア・コンサルティングに関するご相談は、神戸支店までご連絡ください。  TEL:078-333-8150</p>						
⑧その他福利厚生に関するもの	<p>社会保険加入の条件に該当した場合は、関東ITソフトウェア健康保険組合の福利厚生特典が受けられます。(法定給付+付加給付、保養施設の充実、旅行パックの割引・補助、提携スポーツクラブ・ゴルフ場・テニスコートの割引使用など)</p>						

※情報は2024年10月から2025年9月までのデータをもとに公開しております。

## 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社 ウィルエージェンシー 神戸支店（以下「甲」という）と労働者代表である大川 宗月郎（以下「乙」という）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

### （対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣先で本条第1項第2号および第3号記載の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という）に適用する。比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、次のとおりとする。

- (1) 本条第2項および第3項記載の職種における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和6年8月27日付職発0827第1号「令和7年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について（以下「通達」という）別添2に定める職種とする。
- (2) 以下の職種については、業務の実態から複数の業務に従事する可能性があることから中分類を使用するものとする。

006 開発技術者, 007 製造技術者, 036 電話・インターネットによる応接事務の職業, 037 医療・介護事務の職業, 040 営業・販売関連事務の職業, 042 運輸・郵便事務の職業, 044 小売店・卸売店店長, 048 営業の職業, 058 その他のサービスの職業, 064 農業の職業（養畜・動物飼育・植木・造園を含む）, 067 生産設備オペレーター（金属製品）, 070 機械組立設備オペレーター, 071 製品製造・加工処理工（金属製品）, 075 機械整備・修理工, 076 製品検査工（金属製品）, 077 製品検査工（食料品等）, 079 機械検査工, 081 生産類似の職業, 082 配送・集荷の職業, 084 バス運転の職業, 085 乗用車運転の職業, 086 その他の自動車運転の職業, 087 鉄道・船舶・航空機運転の職業, 088 その他の輸送の職業, 089 施設機械設備操作・建設機械運転の職業, 090 建設躯体工事の職業

- (3) 以下の職種については、業務の実態を踏まえ最も適合する職種があるため小分類を使用するものとする。

01001 ITコンサルタント, 01002 ITシステム設計技術者, 01003 ITプロジェクトマネージャ, 01004 ITシステム運用管理者, 01005 ITヘルプデスク, 01006 通信ネットワーク技術者, 01099 その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）, 02301 看護師・准看護師（病院・診療所）, 02302 看護師・准看護師（介護施設）, 02303 看護師・准看護師（訪問看護）, 02399 その他の看護師・准看護師, 02801 看護助手, 02901 保育士, 02902 幼稚園教員, 02903 保育教諭, 03301 総務事務員, 03302 人事事務員, 03303 企画・調査事務員, 03401 一般事務員, 03402 秘書, 03403 受付・案内事務員, 03801 現金出納事務員, 03802 預・貯金窓口事務員, 03803 経理事務員, 03899 その他の会計事務の職業, 04301 パーソナルコンピュータ操作員、ホームページ関連事務員, 04302 データ入力事務員, 04501 レジ係, 04502 百貨店販売店員, 04503 コンビニエンスストア店員, 04504 総合小売店販売店員（百貨店・コンビニエンスストアを除く）, 04505 食品スーパー・マーケット販売店員, 04506 飲食料品販売店員, 04507 衣料品販売

店員, 04508 医薬品販売店員, 04509 化粧品販売店員, 04510 電気機器販売店員, 04511 携帯電話販売店員, 04512 自動車販売店員、自動車用品販売店員, 04513 ガソリンスタンド店員, 04514 他の商品販売店員, 04515 商品実演販売員, 04516 商品訪問・移動販売員, 04901 社会福祉施設管理者, 04902 福祉相談・指導専門員, 04903 老人福祉施設指導専門員, 04904 障害者福祉施設指導専門員, 04905 児童福祉施設指導専門員, 04906 他の社会福祉施設指導専門員, 04907 介護支援専門員（ケアマネジャー）, 04908 訪問介護サービス提供責任者, 04909 障害福祉サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者, 04910 福祉用具専門相談員, 04999 その他の福祉・介護の専門的職業, 05001 高齢者入所型施設介護員, 05002 高齢者通所型施設介護員, 05003 障害者福祉施設介護員, 05099 その他の施設介護の職業, 05101 訪問介護員, 05102 訪問入浴介助員, 05299 その他の家庭生活支援サービスの職業, 05508 調理補助者、調理人見習, 05601 飲食店店長, 05602 旅館・ホテル支配人, 05603 ウエイター・ウェイトレス（飲食店ホール係）、配膳人, 05604 旅館・ホテルフロント係, 05605 旅館・ホテル接客係, 05606 客室乗務員、船舶旅客係, 05607 接客社交係、芸者, 05608 娯楽場・スポーツ施設等接客員, 05699 その他の接客・給仕の職業, 06801 食料品生産設備オペレーター, 06802 飲料・たばこ生産設備オペレーター, 06901 化学製品生産設備オペレーター, 06902 窯業・土石製品生産設備オペレーター, 06903 紡織製品・衣服・繊維製品生産設備オペレーター, 06904 木製品・パルプ・紙製品生産設備オペレーター, 06905 印刷・製本設備オペレーター, 06906 ゴム・プラスチック製品生産設備オペレーター, 06999 その他の生産設備オペレーター（金属製品・食料品等を除く）, 07201 パン・菓子製造工, 07202 食肉加工工, 07203 水産物加工工, 07204 保存食品・冷凍加工食品製造工, 07206 他の食料品製造・加工処理工, 07207 飲料・たばこ製造工, 07301 化学製品製造工, 07302 窯業・土石製品製造工, 07303 紡織製品・衣服・繊維製品製造工, 07304 木製品製造工, 07305 パルプ・紙製品製造工, 07306 印刷・製本作業員, 07307 ゴム製品製造工, 07308 プラスチック製品製造工, 07399 その他の製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）, 07401 はん用・生産用・業務用機械器具組立工, 07402 電気機械組立工, 07403 電気通信機械器具組立工, 07404 電子応用機械器具組立工, 07405 民生用電子・電気機械器具組立工, 07406 半導体製品製造工, 07407 電球・電子管・電池製造工, 07408 電線製造工, 07409 電子機器部品組立工, 07410 他の電気機械器具組立工, 07411 自動車組立工, 07412 輸送用機械器具組立工（自動車を除く）, 07413 計量計測機器・光学機械器具組立工, 07801 化学製品検査工, 07802 窯業・土石製品検査工, 07803 紡織製品・衣服・繊維製品検査工, 07804 木製品・パルプ・紙製品検査工, 07805 印刷・製本検査工, 07806 ゴム・プラスチック製品検査工, 07899 その他の製品検査工（金属製品・食料品等を除く）, 09502 陸上荷役・運搬作業員, 09504 梱包作業員, 09601 ビル・建物清掃員, 09602 ハウスクリーニング作業員, 09603 旅館・ホテル客室清掃整備員, 09604 道路・公園清掃員, 09605 ごみ収集・し尿汲取作業員, 09606 産業廃棄物収集作業員, 09607 乗物洗浄・清掃員, 09701 製品包装作業員, 09702 ラベル・シール・タグ付け作業員, 09801 選別作業員, 09802 ピッキング作業員, 09901 工場業務員, 09902 小売店品出し・陳列・補充作業員, 09903 洗い場作業員, 09904 用務員, 09999 他に分類されない運搬・清掃・包装・選別等の職業

（4） 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

- (5) 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

(賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、基本給（賞与を含む）、時間外労働手当、深夜・休日労働手当とする。

(賃金の決定方法)

第3条 対象従業員の基本給、賞与及び手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1のとおりとする。

- (1) 支払時給の決定は、「合算比較方式」とする。具体的には、職種別賃金に対象従業員が勤務する地域にかかる地域指数を乗じ、退職金相当となる額として5%を乗じた額を加え、更に一般労働者の通勤手当相当額「73円」も加算した額を『基準値』とする。そして、当該『基準値』よりも、支払時給が同額以上となることを条件とする方式である。
- (2) 通勤手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額を73円（時給換算額）とする。
- ただし、以下に該当する者については例外とする。
- ①送迎バス・送迎車の利用が可能である場合、および徒歩により通勤する者で通勤距離が片道2km未満である者については、通勤手当の支給は行わないものとする。
- ②令和7年3月31日現在において、基本給とは別に実費交通費を支払っている者に限っては引き続き通勤に要する実費に相当する額を支給する。
- ③全国またはブロック内転勤のある正社員であり、派遣先管理における研修の一貫として派遣先で就業をする者については、1ヶ月分の定期代相当額を支給する。
- (3) 退職手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額は、通達別添2の金額に都道府県別地域係数を乗じた額の5%相当（1円未満の端数切り上げ）とする。
- (4) 地域調整については、大阪府、兵庫県、岡山県の就業地で派遣を行うことから、当該派遣先となる事業場の所在地の都道府県の地域指数を使うものとする。

第4条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- (2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と対応関係は次のとおりとすること
- Sランク：3年以上
- Aランク：2年以上
- Bランク：1.5年以上
- Cランク：0.5年以上
- Dランク：0年以上

2 株式会社 ウィルエージェンシーは、第6条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で能力手当を支払うこととする。（「能力手当」は時給に含む）また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するよう努めるものとする。

（時間外手当、深夜・休日手当）

第5条 対象従業員の時間外手当、深夜・休日手当は、法律の定めに従って支給する。

（賃金の決定に当たっての評価）

第6条 賃金の決定は、半期または契約更新ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は、スキル・能力の向上、勤怠状況、積極性、責任性、協調性など派遣先評価も含め総合的に判断するものとする。その評価結果に基づき、基本給の額を決定する。

（賃金以外の待遇）

第7条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員と同一とし、社員就業規則第26条及び第40条の規定を準用する。

（教育訓練）

第8条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「株式会社 ウィルエージェンシー 教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

（その他）

第9条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

（有効期間）

第10条 本協定の有効期間は、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの6か月間とする。

ただし、具体的な適用開始日は、別紙に定めるとおり、各派遣先事業所所在地における令和7年度地域別最低賃金の発効日以降とする。

なお、当該発効日前の期間（令和7年4月1日から発効日前日まで）については、既に締結済みの令和7年4月1日から令和8年3月31日までを有効期間とする労使協定を適用する。

2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

■労働者派遣法に基づく情報公開

事業所名称：株式会社ウィルエージェンシー 岡山支店

①派遣労働者の数 (1日1人8時間平均／2025年9月30日時点)	50名						
②派遣先の数 (事業年度あたりの事業所の数)	142事業所						
③労働者派遣に関する料金額 (1日1人8時間平均)	16,199円						
④派遣労働者の賃金額 (1日1人8時間平均)	12,003円						
⑤マージン率	25.9%						
⑥教育訓練に関する事項	訓練名	主な訓練の内容	対象となる派遣労働者	訓練の方法	実施主体	賃金支給の有無	費用負担
	入職前研修	・派遣スタッフとは ・期待されるスタッフ像 ・派遣法について ・コミュニケーションとは ・身だしなみと挨拶	新規就労派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	現業職・技能職研修	・ものづくり教育プログラム ・現場リーダー教育 ・衛生管理者試験対策	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	販売・サービス職研修	・販売員スキルアップ講座 ・ビジネスマナー講座 ・ストレスマネジメント ・コーチング	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	事務職研修	・ヒューマンスキル ・ストレスマネジメント ・コーチング ・部下指導・マネジメント	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
⑦キャリア形成支援制度	<p>キャリアアップに資する教育訓練計画については、以下の弊社HPをご確認ください。  <a href="https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/">https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/</a></p> <p>キャリア・コンサルティングに関するご相談は、岡山支店までご連絡ください。  TEL:086-242-6100</p>						
⑧その他福利厚生に関するもの	<p>社会保険加入の条件に該当した場合は、関東ITソフトウェア健康保険組合の福利厚生特典が受けられます。(法定給付+付加給付、保養施設の充実、旅行パックの割引・補助、提携スポーツクラブ・ゴルフ場・テニスコートの割引使用など)</p>						

※情報は2024年10月から2025年9月までのデータをもとに公開しております。

## 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社 ウィルエージェンシー 岡山支店（以下「甲」という）と労働者代表である井上 沙也加（以下「乙」という）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

### （対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣先で本条第1項第2号および第3号記載の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という）に適用する。比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、次のとおりとする。

- (1) 本条第2項および第3項記載の職種における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和6年8月27日付職発0827第1号「令和7年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について（以下「通達」という）別添2に定める職種とする。
- (2) 以下の職種については、業務の実態から複数の業務に従事する可能性があることから中分類を使用するものとする。

006 開発技術者, 007 製造技術者, 009 情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）, 034 一般事務・秘書・受付の職業, 036 電話・インターネットによる応接事務の職業, 037 医療・介護事務の職業, 039 生産関連事務の職業, 040 営業・販売関連事務の職業, 041 外勤事務の職業, 042 運輸・郵便事務の職業, 043 コンピュータ等事務用機器操作の職業, 044 小売店・卸売店店長, 046 商品仕入・再生資源卸売の職業, 047 販売類似の職業, 048 営業の職業, 053 理容師、美容師、美容関連サービスの職業, 054 浴場・クリーニングの職業, 057 居住施設・ビル等の管理の職業, 058 その他のサービスの職業, 075 機械整備・修理工, 076 製品検査工（金属製品）, 077 製品検査工（食料品等）, 080 生産関連の職業（塗装・製図を含む）, 081 生産類似の職業, 082 配送・集荷の職業, 083 貨物自動車運転の職業, 084 バス運転の職業, 085 乗用車運転の職業, 086 その他の自動車運転の職業, 087 鉄道・船舶・航空機運転の職業, 088 その他の輸送の職業, 089 施設機械設備操作・建設機械運転の職業, 090 建設躯体工事の職業, 096 清掃・洗浄作業員

- (3) 以下の職種については、業務の実態を踏まえ最も適合する職種があるため小分類を使用するものとする。

01001 I T コンサルタント, 01002 I T システム設計技術者, 01003 I T プロジェクトマネージャ, 01004 I T システム運用管理者, 01005 I T ヘルプデスク, 01006 通信ネットワーク技術者, 01099 他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）, 01701 ウェブデザイナー, 01702 グラフィックデザイナー, 01799 他のデザイナー, 02301 看護師・准看護師（病院・診療所）, 02302 看護師・准看護師（介護施設）, 02303 看護師・准看護師（訪問看護）, 02399 他の看護師・准看護師, 02801 看護助手, 02901 保育士, 02902 幼稚園教員, 02903 保育教諭, 03301 総務事務員, 03302 人事事務員, 03303 企画・調査事務員, 03801 現金出納事務員, 03802 預・貯金窓口事務員, 03803 経理事務員, 03899 他の会計事務の職業, 04501 レジ係, 04502 百貨店販売店員, 04503 コンビニエンスストア店員, 04504 総合小売店販売店員

(百貨店・コンビニエンスストアを除く), 04505 食品スーパー・マーケット販売店員, 04506 飲食料品販売店員, 04507 衣料品販売店員, 04508 医薬品販売店員, 04509 化粧品販売店員, 04510 電気機器販売店員, 04511 携帯電話販売店員, 04512 自動車販売店員、自動車用品販売店員, 04513 ガソリンスタンド店員, 04514 他の商品販売店員, 04515 商品実演販売員, 04516 商品訪問・移動販売員, 04901 社会福祉施設管理者, 04902 福祉相談・指導専門員, 04903 老人福祉施設指導専門員, 04904 障害者福祉施設指導専門員, 04905 児童福祉施設指導専門員, 04906 他の社会福祉施設指導専門員, 04907 介護支援専門員（ケアマネジャー）, 04908 訪問介護サービス提供責任者, 04909 障害福祉サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者, 04910 福祉用具専門相談員, 04999 その他の福祉・介護の専門的職業, 05001 高齢者入所型施設介護員, 05002 高齢者通所型施設介護員, 05003 障害者福祉施設介護員, 05099 その他の施設介護の職業, 05101 訪問介護員, 05102 訪問入浴介助員, 05299 その他の家庭生活支援サービスの職業, 05501 日本料理調理人, 05502 西洋料理調理人, 05503 中華料理調理人, 05504 各国料理調理人（日本・西洋・中華料理を除く）, 05505 飲食チェーン店等調理員, 05506 学校給食調理員, 05507 給食等調理員（学校を除く）, 05508 調理補助者、調理人見習, 05509 バーテンダー, 05599 その他の飲食物調理の職業, 05601 飲食店店長, 05602 旅館・ホテル支配人, 05603 ウエイター・ウェイトレス（飲食店ホール係）、配膳人, 05604 旅館・ホテルフロント係, 05605 旅館・ホテル接客係, 05606 客室乗務員、船舶旅客係, 05607 接客社交係、芸者, 05608 娯楽場・スポーツ施設等接客員, 05699 その他の接客・給仕の職業, 06401 稲作・畑作作業員, 06402 農作物栽培・収穫作業員（稲作・畑作を除く）, 06403 家畜・家きん飼育作業員, 06404 動物飼育員（家畜・家きんを除く）, 06405 植木職、造園師, 06499 他の農業の職業, 06701 製銑・製鋼・非鉄金属製鍊設備オペレーター, 06702 鋳造・鍛造設備オペレーター, 06703 金属工作設備オペレーター, 06704 金属プレス設備オペレーター, 06705 鉄工・製缶設備オペレーター, 06706 板金設備オペレーター, 06707 めっき・金属研磨設備オペレーター, 06708 金属溶接・溶断設備オペレーター, 06799 他の生産設備オペレーター（金属製品）, 06801 食料品生産設備オペレーター, 06802 飲料・たばこ生産設備オペレーター, 06901 化学製品生産設備オペレーター, 06902 窯業・土石製品生産設備オペレーター, 06903 紡織製品・衣服・繊維製品生産設備オペレーター, 06904 木製品・パルプ・紙製品生産設備オペレーター, 06905 印刷・製本設備オペレーター, 06906 ゴム・プラスチック製品生産設備オペレーター, 06999 他の生産設備オペレーター（金属製品・食料品等を除く）, 07001 はん用・生産用・業務用機械器具 組立設備オペレーター, 07002 電気機械器具組立設備オペレーター, 07003 自動車組立設備オペレーター, 07004 輸送用機械器具組立設備オペレーター（自動車を除く）, 07005 計量計測機器・光学機械器具組立設備オペレーター, 07101 製銑工、製鋼工、非鉄金属製鍊工, 07102 鋳物製造工、鍛造工, 07103 金属熱処理工, 07104 圧延工, 07105 汎用金属工作機械工, 07106 数値制御金属工作機械工, 07107 金属プレス工, 07108 鉄工、製缶工, 07109 自動車板金工, 07110 板金工（自動車を除く）, 07111 めっき工、金属研磨工, 07112 金属製器具・建具・金型等製造工, 07113 金属溶接・溶断工, 07199 他の製品製造・加工処理工（金属製品）, 07201 パン・菓子製造工, 07202 食肉加工工, 07203 水産物加工工, 07204 保存食品・冷凍加工食品製造工, 07205 弁当・惣菜類製造工, 07206 他の食料品製造・加工処理工, 07207 飲料・たばこ製造工, 07301 化学製品製造

工, 07302 窯業・土石製品製造工, 07303 紡織製品・衣服・纖維製品製造工, 07304 木製品製造工, 07305 パルプ・紙製品製造工, 07306 印刷・製本作業員, 07307 ゴム製品製造工, 07308 プラスチック製品製造工, 07399 その他の製品製造・加工処理工 (金属製品・食料品等を除く), 07401 はん用・生産用・業務用機械器具組立工, 07402 電気機械組立工, 07403 電気通信機械器具組立工, 07404 電子応用機械器具組立工, 07405 民生用電子・電気機械器具組立工, 07406 半導体製品製造工, 07407 電球・電子管・電池製造工, 07408 電線製造工, 07409 電子機器部品組立工, 07410 他の電気機械器具組立工, 07411 自動車組立工, 07412 輸送用機械器具組立工 (自動車を除く), 07413 計量計測機器・光学機械器具組立工, 07801 化学製品検査工, 07802 窯業・土石製品検査工, 07803 紡織製品・衣服・纖維製品検査工, 07804 木製品・パルプ・紙製品検査工, 07805 印刷・製本検査工, 07806 ゴム・プラスチック製品検査工, 07899 その他の製品検査工 (金属製品・食料品等を除く), 07901 はん用・生産用・業務用機械器具検査工, 07902 電気機械器具検査工, 07903 自動車検査工, 07904 輸送用機械器具検査工 (自動車を除く), 07905 計量計測機器・光学機械器具検査工, 09502 陸上荷役・運搬作業員, 09503 倉庫作業員, 09504 梱包作業員, 09701 製品包装作業員, 09702 ラベル・シール・タグ付け作業員, 09801 選別作業員, 09802 ピッキング作業員, 09901 工場業務員, 09902 小売店品出し・陳列・補充作業員, 09903 洗い場作業員, 09904 用務員, 09999 他に分類されない運搬・清掃・包装・選別等の職業

- (4) 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- (5) 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

#### (賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、基本給（賞与を含む）、時間外労働手当、深夜・休日労働手当とする。

#### (賃金の決定方法)

第3条 対象従業員の基本給、賞与及び手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1のとおりとする。

- (1) 支払時給の決定は、「合算比較方式」とする。具体的には、職種別賃金に対象従業員が勤務する地域にかかる地域指数を乗じ、退職金相当となる額として5%を乗じた額を加え、更に一般労働者の通勤手当相当額「73円」も加算した額を『基準値』とする。そして、当該『基準値』よりも、支払時給が同額以上となることを条件とする方式である。
- (2) 通勤手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額を73円（時給換算額）とする。

ただし、以下に該当する者については例外とする。

①送迎バス・送迎車の利用が可能である場合、および徒歩により通勤する者で通勤距離が片道2km未満である者については、通勤手当の支給は行わないものとする。

②令和7年3月31日現在において、基本給とは別に実費交通費を支払っている者に限っては

引き続き通勤に要する実費に相当する額を支給する。

③全国またはブロック内転勤のある正社員であり、派遣先管理における研修の一貫として派遣先で就業をする者については、1ヶ月分の定期代相当額を支給する。

- (3) 退職手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額は、通達別添2の金額に都道府県別地域係数を乗じた額の5%相当（1円未満の端数切り上げ）とする。
- (4) 地域調整については、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、徳島県、愛媛県の就業地で派遣を行うことから、当該派遣先となる事業場の所在地の都道府県の地域指数を使うものとする。

第4条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
  - (2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と対応関係は次のとおりとすること
    - Sランク：3年以上
    - Aランク：2年以上
    - Bランク：1.5年以上
    - Cランク：0.5年以上
    - Dランク：0年以上
- 2 株式会社ウィルエージェンシーは、第6条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で能力手当を支払うこととする。（「能力手当」は時給に含む）また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

（時間外手当、深夜・休日手当）

第5条 対象従業員の時間外手当、深夜・休日手当は、法律の定めに従って支給する。

（賃金の決定に当たっての評価）

第6条 賃金の決定は、半期または契約更新ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は、スキル・能力の向上、勤怠状況、積極性、責任性、協調性など派遣先評価も含め総合的に判断するものとする。その評価結果に基づき、基本給の額を決定する。

（賃金以外の待遇）

第7条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員と同一とし、社員就業規則第26条及び第40条の規定を準用する。

（教育訓練）

第8条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める

「株式会社ウィルエージェンシー教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの6か月間とする。

ただし、具体的な適用開始日は、別紙に定めるとおり、各派遣先事業所所在地における令和7年度地域別最低賃金の発効日以降とする。

なお、当該発効日前の期間（令和7年4月1日から発効日前日まで）については、既に締結済みの令和7年4月1日から令和8年3月31日までを有効期間とする労使協定を適用する。

- 2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

■労働者派遣法に基づく情報公開

事業所名称：株式会社ウィルエージェンシー 広島支店

①派遣労働者の数 (1日1人8時間平均／2025年9月30日時点)	39名						
②派遣先の数 (事業年度あたりの事業所の数)	64事業所						
③労働者派遣に関する料金額 (1日1人8時間平均)	15,985円						
④派遣労働者の賃金額 (1日1人8時間平均)	11,498円						
⑤マージン率	28.1%						
⑥教育訓練に関する事項	訓練名	主な訓練の内容	対象となる派遣労働者	訓練の方法	実施主体	賃金支給の有無	費用負担
	入職前研修	・派遣スタッフとは ・期待されるスタッフ像 ・派遣法について ・コミュニケーションとは ・身だしなみと挨拶	新規就労派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	現業職・技能職研修	・ものづくり教育プログラム ・現場リーダー教育 ・衛生管理者試験対策	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	販売・サービス職研修	・販売員スキルアップ講座 ・ビジネスマナー講座 ・ストレスマネジメント ・コーチング	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	事務職研修	・ヒューマンスキル ・ストレスマネジメント ・コーチング ・部下指導・マネジメント	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
⑦キャリア形成支援制度	<p>キャリアアップに資する教育訓練計画については、以下の弊社HPをご確認ください。  <a href="https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/">https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/</a></p> <p>キャリア・コンサルティングに関するご相談は、広島支店までご連絡ください。  TEL:082-545-2831</p>						
⑧その他福利厚生に関するもの	<p>社会保険加入の条件に該当した場合は、関東ITソフトウェア健康保険組合の福利厚生特典が受けられます。(法定給付+付加給付、保養施設の充実、旅行パックの割引・補助、提携スポーツクラブ・ゴルフ場・テニスコートの割引使用など)</p>						

※情報は2024年10月から2025年9月までのデータをもとに公開しております。

## 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社ウィルエージェンシー広島支店（以下「甲」という）と労働者代表である平野 竜彦（以下「乙」という）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

### （対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣先で本条第1項第2号および第3号記載の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という）に適用する。比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、次のとおりとする。

- (1) 本条第2項および第3項記載の職種における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和6年8月27日付職発0827第1号「令和7年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について（以下「通達」という）別添2に定める職種とする。
- (2) 以下の職種については、業務の実態から複数の業務に従事する可能性があることから中分類を使用するものとする。

006 開発技術者, 007 製造技術者, 009 情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）, 034 一般事務・秘書・受付の職業, 036 電話・インターネットによる応接事務の職業, 037 医療・介護事務の職業, 039 生産関連事務の職業, 040 営業・販売関連事務の職業, 041 外勤事務の職業, 042 運輸・郵便事務の職業, 043 コンピュータ等事務用機器操作の職業, 044 小売店・卸売店店長, 046 商品仕入・再生資源卸売の職業, 047 販売類似の職業, 048 営業の職業, 053 理容師、美容師、美容関連サービスの職業, 054 浴場・クリーニングの職業, 057 居住施設・ビル等の管理の職業, 058 その他のサービスの職業, 067 生産設備オペレーター（金属製品）, 068 生産設備オペレーター（食料品等）, 069 生産設備オペレーター（金属製品・食料品等を除く）, 070 機械組立設備オペレーター, 071 製品製造・加工処理工（金属製品）, 072 製品製造・加工処理工（食料品等）, 074 機械組立工, 075 機械整備・修理工, 076 製品検査工（金属製品）, 077 製品検査工（食料品等）, 078 製品検査工（金属製品・食料品等を除く）, 079 機械検査工, 080 生産関連の職業（塗装・製図を含む）, 081 生産類似の職業, 082 配送・集荷の職業, 083 貨物自動車運転の職業, 084 バス運転の職業, 085 乗用車運転の職業, 086 その他の自動車運転の職業, 0

- (3) 以下の職種については、業務の実態を踏まえ最も適合する職種があるため小分類を使用するものとする。

01001 ITコンサルタント, 01002 ITシステム設計技術者, 01003 ITプロジェクトマネージャ, 01004 ITシステム運用管理者, 01005 ITヘルプデスク, 01006 通信ネットワーク技術者, 01099 その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）, 01701 ウェブデザイナー, 01702 グラフィックデザイナー, 01799 その他のデザイナー, 02301 看護師・准看護師（病院・診療所）, 02302 看護師・准看護師（介護施設）, 02303 看護師・准看護師（訪問看護）, 02399 その他の看護師・准看護師, 02801 看護助手, 02901 保育士, 02902 幼稚園教員, 02903 保育教諭, 03301 総務事務員, 03302 人事事務員, 03303 企画・調査事務員, 03801 現金出納事務

員, 03802 預・貯金窓口事務員, 03803 経理事務員, 03899 その他の会計事務の職業, 04501 レジ係, 04502 百貨店販売店員, 04503 コンビニエンスストア店員, 04504 総合小売店販売店員 (百貨店・コンビニエンスストアを除く), 04505 食品スーパー・マーケット販売店員, 04506 飲食料品販売店員, 04507 衣料品販売店員, 04508 医薬品販売店員, 04509 化粧品販売店員, 04510 電気機器販売店員, 04511 携帯電話販売店員, 04512 自動車販売店員、自動車用品販売店員, 04513 ガソリンスタンド店員, 04514 他の商品販売店員, 04515 商品実演販売員, 04516 商品訪問・移動販売員, 04901 社会福祉施設管理者, 04902 福祉相談・指導専門員, 04903 老人福祉施設指導専門員, 04904 障害者福祉施設指導専門員, 04905 児童福祉施設指導専門員, 04906 他の社会福祉施設指導専門員, 04907 介護支援専門員 (ケアマネジャー), 04908 訪問介護サービス提供責任者, 04909 障害福祉サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者, 04910 福祉用具専門相談員, 04999 その他の福祉・介護の専門的職業, 05001 高齢者入所型施設介護員, 05002 高齢者通所型施設介護員, 05003 障害者福祉施設介護員, 05099 その他の施設介護の職業, 05101 訪問介護員, 05102 訪問入浴介助員, 05299 その他の家庭生活支援サービスの職業, 05501 日本料理調理人, 05502 西洋料理調理人, 05503 中華料理調理人, 05504 各国料理調理人 (日本・西洋・中華料理を除く), 05505 飲食チェーン店等調理員, 05506 学校給食調理員, 05507 給食等調理員 (学校を除く), 05508 調理補助者、調理人見習, 05509 バーテンダー, 05599 その他の飲食物調理の職業, 05601 飲食店店長, 05602 旅館・ホテル支配人, 05603 ウエイター・ウエイトレス (飲食店ホール係)、配膳人, 05604 旅館・ホテルフロント係, 05605 旅館・ホテル接客係, 05606 客室乗務員、船舶旅客係, 05607 接客社交係、芸者, 05608 娯楽場・スポーツ施設等接客員, 05699 その他の接客・給仕の職業, 06401 稲作・畑作作業員, 06402 農作物栽培・収穫作業員 (稻作・畑作を除く), 06403 家畜・家きん飼育作業員, 06404 動物飼育員 (家畜・家きんを除く), 06405 植木職、造園師, 06499 その他の農業の職業, 07301 化学製品製造工, 07302 窯業・土石製品製造工, 07303 紡織製品・衣服・繊維製品製造工, 07304 木製品製造工, 07305 パルプ・紙製品製造工, 07306 印刷・製本作業員, 07307 ゴム製品製造工, 07308 プラスチック製品製造工, 07399 その他の製品製造・加工処理工 (金属製品・食料品等を除く), 09502 陸上荷役・運搬作業員, 09503 倉庫作業員, 09504 梱包作業員, 09601 ビル・建物清掃員, 09602 ハウスクリーニング作業員, 09603 旅館・ホテル客室清掃整備員, 09604 道路・公園清掃員, 09605 ごみ収集・し尿汲取作業員, 09606 産業廃棄物収集作業員, 09607 乗物洗浄・清掃員, 09699 その他の清掃・洗浄作業員, 09801 選別作業員, 09802 ピッキング作業員, 09901 工場業務員, 09902 小売店品出し・陳列・補充作業員, 09903 洗い場作業員, 09904 用務員, 09999 他に分類されない運搬・清掃・包装・選別等の職業

- (4) 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- (5) 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

#### (賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、基本給 (賞与を含む)、時間外労働手当、深夜・休日労働手当とする。

#### (賃金の決定方法)

第3条 対象従業員の基本給、賞与及び手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1のとおりとする。

- (1) 支払時給の決定は、「合算比較方式」とする。具体的には、職種別賃金に対象従業員が勤務する地域にかかる地域指数を乗じ、退職金相当となる額として5%を乗じた額を加え、更に一般労働者の通勤手当相当額「73円」も加算した額を『基準値』とする。そして、当該『基準値』よりも、支払時給が同額以上となることを条件とする方式である。
- (2) 通勤手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額を73円（時給換算額）とする。  
ただし、以下に該当する者については例外とする。  
①送迎バス・送迎車の利用が可能である場合、および徒歩により通勤する者で通勤距離が片道2km未満である者については、通勤手当の支給は行わないものとする。  
②令和7年3月31日現在において、基本給とは別に実費交通費を支払っている者に限っては引き続き通勤に要する実費に相当する額を支給する。  
③全国またはブロック内転勤のある正社員であり、派遣先管理における研修の一貫として派遣先で就業をする者については、1ヶ月分の定期代相当額を支給する。
- (3) 退職手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額は、通達別添2の金額に都道府県別地域係数を乗じた額の5%相当（1円未満の端数切り上げ）とする。
- (4) 地域調整については、鳥取県、島根県、広島県、山口県、岡山県、徳島県、福岡県の就業地で派遣を行うことから、当該派遣先となる事業場の所在地の都道府県の地域指数を使うものとする。

第4条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- (2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と対応関係は次のとおりとすること
- Sランク：3年以上  
Aランク：2年以上  
Bランク：1.5年以上  
Cランク：0.5年以上  
Dランク：0年以上
- 2 株式会社ウィルエージェンシーは、第6条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で能力手当を支払うこととする。（「能力手当」は時給に含む）また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業

の機会を提示するように努めるものとする。

(時間外手当、深夜・休日手当)

第5条 対象従業員の時間外手当、深夜・休日手当は、法律の定めに従って支給する。

(賃金の決定に当たっての評価)

第6条 賃金の決定は、半期または契約更新ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は、スキル・能力の向上、勤怠状況、積極性、責任性、協調性など派遣先評価も含め総合的に判断するものとする。その評価結果に基づき、基本給の額を決定する。

(賃金以外の待遇)

第7条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員と同一とし、社員就業規則第26条及び第40条の規定を準用する。

(教育訓練)

第8条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「株式会社 ウィルエージェンシー 教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの6か月間とする。

ただし、具体的な適用開始日は、別紙に定めるとおり、各派遣先事業所所在地における令和7年度地域別最低賃金の発効日以降とする。

なお、当該発効日前の期間（令和7年4月1日から発効日前日まで）については、既に締結済みの令和7年4月1日から令和8年3月31日までを有効期間とする労使協定を適用する。

2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

■労働者派遣法に基づく情報公開

事業所名称：株式会社 ウィルエージェンシー 丸亀支店

①派遣労働者の数 (1日1人8時間平均／2025年9月30日時点)	15名						
②派遣先の数 (事業年度あたりの事業所の数)	16事業所						
③労働者派遣に関する料金額 (1日1人8時間平均)	12,433円						
④派遣労働者の賃金額 (1日1人8時間平均)	8,837円						
⑤マージン率	28.9%						
⑥教育訓練に関する事項	訓練名	主な訓練の内容	対象となる派遣労働者	訓練の方法	実施主体	賃金支給の有無	費用負担
	入職前研修	・派遣スタッフとは ・期待されるスタッフ像 ・派遣法について ・コミュニケーションとは ・身だしなみと挨拶	新規就労派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	現業職・技能職研修	・ものづくり教育プログラム ・現場リーダー教育 ・衛生管理者試験対策	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	販売・サービス職研修	・販売員スキルアップ講座 ・ビジネスマナー講座 ・ストレスマネジメント ・コーチング	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	事務職研修	・ヒューマンスキル ・ストレスマネジメント ・コーチング ・部下指導・マネジメント	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
⑦キャリア形成支援制度	<p>キャリアアップに資する教育訓練計画については、以下の弊社HPをご確認ください。  <a href="https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/">https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/</a></p> <p>キャリア・コンサルティングに関するご相談は、丸亀支店までご連絡ください。  TEL:0877-22-7315</p>						
⑧その他福利厚生に関するもの	<p>社会保険加入の条件に該当した場合は、関東ITソフトウェア健康保険組合の福利厚生特典が受けられます。(法定給付+付加給付、保養施設の充実、旅行パックの割引・補助、提携スポーツクラブ・ゴルフ場・テニスコートの割引使用など)</p>						

※情報は2024年10月から2025年9月までのデータをもとに公開しております。

## 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社 ウィルエージェンシー丸亀支店（以下「甲」という）と労働者代表である吉本 英里佳（以下「乙」という）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

### （対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣先で本条第1項第2号および第3号記載の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という）に適用する。比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、次のとおりとする。

- (1) 本条第2項および第3項記載の職種における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和6年8月27日付職発0827第1号「令和7年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について（以下「通達」という）別添2に定める職種とする。
- (2) 以下の職種については、業務の実態から複数の業務に従事する可能性があることから中分類を使用するものとする。

006 開発技術者, 007 製造技術者, 034 一般事務・秘書・受付の職業, 036 電話・インターネットによる応接事務の職業, 040 営業・販売関連事務の職業, 042 運輸・郵便事務の職業, 043 コンピュータ等事務用機器操作の職業, 048 営業の職業, 053 理容師、美容師、美容関連サービスの職業, 054 浴場・クリーニングの職業, 055 飲食物調理の職業, 058 その他のサービスの職業, 067 生産設備オペレーター（金属製品）, 070 機械組立設備オペレーター, 071 製品製造・加工処理工（金属製品）, 074 機械組立工, 075 機械整備・修理工, 076 製品検査工（金属製品）, 077 製品検査工（食料品等）, 079 機械検査工, 080 生産関連の職業（塗装・製図を含む）, 081 生産類似の職業, 082 配送・集荷の職業, 083 貨物自動車運転の職業, 084 バス運転の職業, 085 乗用車運転の職業, 086 その他の自動車運転の職業, 087 鉄道・船舶・航空機運転の職業, 088 その他の輸送の職業, 089 施設機械設備操作・建設機械運転の職業, 090 建設躯体工事の職業

- (3) 以下の職種については、業務の実態を踏まえ最も適合する職種があるため小分類を使用するものとする。

00901 ソフトウェア開発技術者（WE B・オープン系）, 00902 ソフトウェア開発技術者（組込・制御系）, 00903 プログラマー, 00999 その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）, 01001 I Tコンサルタント, 01002 I Tシステム設計技術者, 01003 I Tプロジェクトマネージャ, 01004 I Tシステム運用管理者, 01005 I Tヘルプデスク, 01006 通信ネットワーク技術者, 01099 その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）, 02301 看護師・准看護師（病院・診療所）, 02302 看護師・准看護師（介護施設）, 02303 看護師・准看護師（訪問看護）, 02399 その他の看護師・准看護師, 02801 看護助手, 02901 保育士, 02902 幼稚園教員, 02903 保育教諭, 03801 現金出納事務員, 03802 預・貯金窓口事務員, 03803 経理事務員, 03899 その他の会計事務の職業, 04401 小売店店長, 04402 卸売店店長, 04501 レジ係, 04502 百貨店販売店員, 04503 コンビニエンスストア店員, 04504 総合小売店販売店員（百貨店・コンビニ

エンスストアを除く), 04505 食品スーパー・マーケット販売店員, 04506 飲食料品販売店員, 04507 衣料品販売店員, 04508 医薬品販売店員, 04509 化粧品販売店員, 04510 電気機器販売店員, 04511 携帯電話販売店員, 04512 自動車販売店員、自動車用品販売店員, 04513 ガソリンスタンド店員, 04514 他の商品販売店員, 04515 商品実演販売員, 04516 商品訪問・移動販売員, 04901 社会福祉施設管理者, 04902 福祉相談・指導専門員, 04903 老人福祉施設指導専門員, 04904 障害者福祉施設指導専門員, 04905 児童福祉施設指導専門員, 04906 他の社会福祉施設指導専門員, 04907 介護支援専門員（ケアマネジャー）, 04908 訪問介護サービス提供責任者, 04909 障害福祉サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者, 04910 福祉用具専門相談員, 04999 その他の福祉・介護の専門的職業, 05001 高齢者入所型施設介護員, 05002 高齢者通所型施設介護員, 05003 障害者福祉施設介護員, 05099 その他の施設介護の職業, 05101 訪問介護員, 05102 訪問入浴介助員, 05299 その他の家庭生活支援サービスの職業, 05601 飲食店店長, 05602 旅館・ホテル支配人, 05603 ウエイター・ウエイトレス（飲食店ホール係）、配膳人, 05604 旅館・ホテルフロント係, 05605 旅館・ホテル接客係, 05606 客室乗務員、船舶旅客係, 05607 接客社交係、芸者, 05608 娯楽場・スポーツ施設等接客員, 05699 その他の接客・給仕の職業, 06801 食料品生産設備オペレーター, 06802 飲料・たばこ生産設備オペレーター, 06901 化学製品生産設備オペレーター, 06902 窯業・土石製品生産設備オペレーター, 06903 紡織製品・衣服・繊維製品生産設備オペレーター, 06904 木製品・パルプ・紙製品生産設備オペレーター, 06905 印刷・製本設備オペレーター, 06906 ゴム・プラスチック製品生産設備オペレーター, 06999 その他の生産設備オペレーター（金属製品・食料品等を除く）, 07201 パン・菓子製造工, 07202 食肉加工工, 07203 水産物加工工, 07204 保存食品・冷凍加工食品製造工, 07206 他の食料品製造・加工処理工, 07207 飲料・たばこ製造工, 07301 化学製品製造工, 07302 窯業・土石製品製造工, 07303 紡織製品・衣服・繊維製品製造工, 07304 木製品製造工, 07305 パルプ・紙製品製造工, 07306 印刷・製本作業員, 07307 ゴム製品製造工, 07308 プラスチック製品製造工, 07399 その他の製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）, 07801 化学製品検査工, 07802 窯業・土石製品検査工, 07803 紡織製品・衣服・繊維製品検査工, 07804 木製品・パルプ・紙製品検査工, 07805 印刷・製本検査工, 07806 ゴム・プラスチック製品検査工, 07899 その他の製品検査工（金属製品・食料品等を除く）, 09502 陸上荷役・運搬作業員, 09504 梱包作業員, 09601 ビル・建物清掃員, 09602 ハウスクリーニング作業員, 09603 旅館・ホテル客室清掃整備員, 09604 道路・公園清掃員, 09605 ごみ収集・し尿汲取作業員, 09606 産業廃棄物収集作業員, 09607 乗物洗浄・清掃員, 09701 製品包装作業員, 09702 ラベル・シール・タグ付け作業員, 09801 選別作業員, 09802 ピッキング作業員, 09901 工場業務員, 09902 小売店品出し・陳列・補充作業員, 09903 洗い場作業員, 09904 用務員, 09999 他に分類されない運搬・清掃・包装・選別等の職業

- (4) 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- (5) 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

(賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、基本給（賞与を含む）、時間外労働手当、深夜・休日労働手当とする。

(賃金の決定方法)

第3条 対象従業員の基本給、賞与及び手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1のとおりとする。

- (1) 支払時給の決定は、「合算比較方式」とする。具体的には、職種別賃金に対象従業員が勤務する地域にかかる地域指數を乗じ、退職金相当となる額として5%を乗じた額を加え、更に一般労働者の通勤手当相当額「73円」も加算した額を『基準値』とする。そして、当該『基準値』よりも、支払時給が同額以上となることを条件とする方式である。
- (2) 通勤手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額を73円（時給換算額）とする。

ただし、以下に該当する者については例外とする。

- ①送迎バス・送迎車の利用が可能である場合、および徒歩により通勤する者で通勤距離が片道2km未満である者については、通勤手当の支給は行わないものとする。
- ②令和7年3月31日現在において、基本給とは別に実費交通費を支払っている者に限っては引き続き通勤に要する実費に相当する額を支給する。
- ③全国またはブロック内転勤のある正社員であり、派遣先管理における研修の一貫として派遣先で就業をする者については、1ヶ月分の定期代相当額を支給する。

- (3) 退職手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額は、通達別添2の金額に都道府県別地域係数を乗じた額の5%相当（1円未満の端数切り上げ）とする。
- (4) 地域調整については、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県の就業地で派遣を行うことから、当該派遣先となる事業場の所在地の都道府県の地域指數を使うものとする。

第4条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- (2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と対応関係は次のとおりとすること

Sランク：3年以上

Aランク：2年以上

Bランク：1.5年以上

Cランク：0.5年以上

Dランク：0年以上

- 2 株式会社 ウィルエージェンシーは、第6条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で能力手当を支払うこととする。（「能力手当」は時給に含む） また、

より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

(時間外手当、深夜・休日手当)

第5条 対象従業員の時間外手当、深夜・休日手当は、法律の定めに従って支給する。

(賃金の決定に当たっての評価)

第6条 賃金の決定は、半期または契約更新ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は、スキル・能力の向上、勤怠状況、積極性、責任性、協調性など派遣先評価も含め総合的に判断するものとする。その評価結果に基づき、基本給の額を決定する。

(賃金以外の待遇)

第7条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員と同一とし、社員就業規則第26条及び第40条の規定を準用する。

(教育訓練)

第8条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「株式会社 ウィルエージェンシー 教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの6か月間とする。

ただし、具体的な適用開始日は、別紙に定めるとおり、各派遣先事業所所在地における令和7年度地域別最低賃金の発効日以降とする。

なお、当該発効日前の期間（令和7年4月1日から発効日前日まで）については、既に締結済みの令和7年4月1日から令和8年3月31日までを有効期間とする労使協定を適用する。

2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

■労働者派遣法に基づく情報公開

事業所名称：株式会社ウィルエージェンシー 福岡支店

①派遣労働者の数 (1日1人8時間平均／2025年9月30日時点)	26名						
②派遣先の数 (事業年度あたりの事業所の数)	52事業所						
③労働者派遣に関する料金額 (1日1人8時間平均)	14,099円						
④派遣労働者の賃金額 (1日1人8時間平均)	10,312円						
⑤マージン率	26.9%						
⑥教育訓練に関する事項	訓練名	主な訓練の内容	対象となる派遣労働者	訓練の方法	実施主体	賃金支給の有無	費用負担
	入職前研修	・派遣スタッフとは ・期待されるスタッフ像 ・派遣法について ・コミュニケーションとは ・身だしなみと挨拶	新規就労派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	現業職・技能職研修	・ものづくり教育プログラム ・現場リーダー教育 ・衛生管理者試験対策	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	販売・サービス職研修	・販売員スキルアップ講座 ・ビジネスマナー講座 ・ストレスマネジメント ・コーチング	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	事務職研修	・ヒューマンスキル ・ストレスマネジメント ・コーチング ・部下指導・マネジメント	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
⑦キャリア形成支援制度	<p>キャリアアップに資する教育訓練計画については、以下の弊社HPをご確認ください。  <a href="https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/">https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/</a></p> <p>キャリア・コンサルティングに関するご相談は、福岡支店までご連絡ください。  TEL:092-477-6456</p>						
⑧その他福利厚生に関するもの	<p>社会保険加入の条件に該当した場合は、関東ITソフトウェア健康保険組合の福利厚生特典が受けられます。(法定給付+付加給付、保養施設の充実、旅行パックの割引・補助、提携スポーツクラブ・ゴルフ場・テニスコートの割引使用など)</p>						

※情報は2024年10月から2025年9月までのデータをもとに公開しております。

## 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社 ウィルエージェンシー福岡支店（以下「甲」という）と労働者代表である長野 聖史（以下「乙」という）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

### （対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣先で本条第1項第2号および第3号記載の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という）に適用する。比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、次のとおりとする。

（1） 本条第2項および第3項記載の職種における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和6年8月27日付職発0827第1号「令和7年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について（以下「通達」という）別添2に定める職種とする。

（2） 以下の職種については、業務の実態から複数の業務に従事する可能性があることから中分類を使用するものとする。

006 開発技術者, 007 製造技術者, 022 保健師、助産師, 034 一般事務・秘書・受付の職業, 036 電話・インターネットによる応接事務の職業, 037 医療・介護事務の職業, 039 生産関連事務の職業, 040 営業・販売関連事務の職業, 042 運輸・郵便事務の職業, 043 コンピュータ等事務用機器操作の職業, 046 商品仕入・再生資源卸売の職業, 047 販売類似の職業, 048 営業の職業, 049 福祉・介護の専門的職業, 050 施設介護の職業, 053 理容師、美容師、美容関連サービスの職業, 054 浴場・クリーニングの職業, 080 生産関連の職業（塗装・製図を含む）, 081 生産類似の職業, 084 バス運転の職業, 085 乗用車運転の職業, 086 その他の自動車運転の職業, 087 鉄道・船舶・航空機運転の職業, 089 施設機械設備操作・建設機械運転の職業, 090 建設躯体工事の職業

（3） 以下の職種については、業務の実態を踏まえ最も適合する職種があるため小分類を使用するものとする。

00901 ソフトウェア開発技術者（WEB・オープン系）, 00902 ソフトウェア開発技術者（組込・制御系）, 00903 プログラマー, 00999 その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）, 01001 ITコンサルタント, 01002 ITシステム設計技術者, 01003 ITプロジェクトマネージャ, 01004 ITシステム運用管理者, 01005 ITヘルプデスク, 01006 通信ネットワーク技術者, 01099 その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）, 02301 看護師・准看護師（病院・診療所）, 02302 看護師・准看護師（介護施設）, 02303 看護師・准看護師（訪問看護）, 02399 その他の看護師・准看護師, 03301 総務事務員, 03302 人事事務員, 03303 企画・調査事務員, 03401 一般事務員, 03402 秘書, 03403 受付・案内事務員, 03801 現金出納事務員, 03802 預・貯金窓口事務員, 03803 経理事務員, 03899 その他の会計事務の職業, 04401 小売店店長, 04402 卸売店店長, 04501 レジ係, 04502 百貨店販売店員, 04503 コンビニエンスストア店員, 04504 総合小売店販売店員（百貨店・コンビニエンスストアを除く）, 04505 食品スーパーマーケット販売店員, 04506 飲食料品販売店員, 04507 衣料品販売店員, 04508 医薬品販売

店員, 04509 化粧品販売店員, 04510 電気機器販売店員, 04511 携帯電話販売店員, 04512 自動車販売店員、自動車用品販売店員, 04513 ガソリンスタンド店員, 04514 他の商品販売店員, 04515 商品実演販売員, 04516 商品訪問・移動販売員, 05299 その他の家庭生活支援サービスの職業, 05501 日本料理調理人, 05502 西洋料理調理人, 05503 中華料理調理人, 05504 各国料理調理人（日本・西洋・中華料理を除く）, 05505 飲食チェーン店等調理員, 05506 学校給食調理員, 05507 給食等調理員（学校を除く）, 05508 調理補助者、調理人見習, 05509 バーテンダー, 05599 その他の飲食物調理の職業, 05601 飲食店店長, 05602 旅館・ホテル支配人, 05603 ウエイター・ウェイトレス（飲食店ホール係）、配膳人, 05604 旅館・ホテルフロント係, 05605 旅館・ホテル接客係, 05606 客室乗務員、船舶旅客係, 05607 接客社交係、芸者, 05608 娯楽場・スポーツ施設等接客員, 05699 その他の接客・給仕の職業, 06701 製銑・製鋼・非鉄金属製鍊設備オペレーター, 06702 鋳造・鍛造設備オペレーター, 06703 金属工作設備オペレーター, 06704 金属プレス設備オペレーター, 06705 鉄工・製缶設備オペレーター, 06706 板金設備オペレーター, 06707 めっき・金属研磨設備オペレーター, 06708 金属溶接・溶断設備オペレーター, 06799 その他の生産設備オペレーター（金属製品）, 06801 食料品生産設備オペレーター, 06802 飲料・たばこ生産設備オペレーター, 06901 化学製品生産設備オペレーター, 06902 窯業・土石製品生産設備オペレーター, 06903 紡織製品・衣服・繊維製品生産設備オペレーター, 06904 木製品・パルプ・紙製品生産設備オペレーター, 06905 印刷・製本設備オペレーター, 06906 ゴム・プラスチック製品生産設備オペレーター, 06999 その他の生産設備オペレーター（金属製品・食料品等を除く）, 07001 はん用・生産用・業務用機械器具 組立設備オペレーター, 07002 電気機械器具組立設備オペレーター, 07003 自動車組立設備オペレーター, 07004 輸送用機械器具組立設備オペレーター（自動車を除く）, 07005 計量計測機器・光学機械器具組立設備オペレーター, 07101 製銑工、製鋼工、非鉄金属製鍊工, 07102 鋳物製造工、鍛造工, 07103 金属熱処理工, 07104 圧延工, 07105 汎用金属工作機械工, 07106 数値制御金属工作機械工, 07107 金属プレス工, 07108 鉄工、製缶工, 07109 自動車板金工, 07110 板金工（自動車を除く）, 07111 めっき工、金属研磨工, 07112 金属製器具・建具・金型等製造工, 07113 金属溶接・溶断工, 07199 その他の製品製造・加工処理工（金属製品）, 07201 パン・菓子製造工, 07202 食肉加工工, 07203 水産物加工工, 07204 保存食品・冷凍加工食品製造工, 07205 弁当・惣菜類製造工, 07206 他の食料品製造・加工処理工, 07207 飲料・たばこ製造工, 07401 はん用・生産用・業務用機械器具組立工, 07402 電気機械組立工, 07403 電気通信機械器具組立工, 07404 電子応用機械器具組立工, 07405 民生用電子・電気機械器具組立工, 07406 半導体製品製造工, 07407 電球・電子管・電池製造工, 07408 電線製造工, 07409 電子機器部品組立工, 07410 他の電気機械器具組立工, 07411 自動車組立工, 07412 輸送用機械器具組立工（自動車を除く）, 07413 計量計測機器・光学機械器具組立工, 07601 金属材料検査工, 07602 金属加工・溶接検査工, 07701 食料品検査工, 07702 飲料・たばこ検査工, 07801 化学製品検査工, 07802 窯業・土石製品検査工, 07803 紡織製品・衣服・繊維製品検査工, 07804 木製品・パルプ・紙製品検査工, 07805 印刷・製本検査工, 07806 ゴム・プラスチック製品検査工, 07899 その他の製品検査工（金属製品・食料品等を除く）, 07901 はん用・生産用・業務用機械器具検査工, 07902 電気機械器具検査工, 07903 自動車検査工, 07904 輸送用機械器具検査工（自動車を除く）, 07905

計量計測機器・光学機械器具検査工, 09502 陸上荷役・運搬作業員, 09504 梱包作業員, 09601 ビル・建物清掃員, 09602 ハウスクリーニング作業員, 09603 旅館・ホテル客室清掃整備員, 09604 道路・公園清掃員, 09605 ごみ収集・し尿汲取作業員, 09606 産業廃棄物収集作業員, 09607 乗物洗浄・清掃員, 09699 その他の清掃・洗浄作業員, 09701 製品包装作業員, 09702 ラベル・シール・タグ付け作業員, 09801 選別作業員, 09802 ピッキング作業員, 09901 工場業務員, 09902 小売店品出し・陳列・補充作業員, 09903 洗い場作業員, 09904 用務員, 09999 他に分類されない運搬・清掃・包装・選別等の職業

- (4) 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- (5) 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

#### (賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、基本給（賞与を含む）、時間外労働手当、深夜・休日労働手当とする。

#### (賃金の決定方法)

第3条 対象従業員の基本給、賞与及び手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1のとおりとする。

- (1) 支払時給の決定は、「合算比較方式」とする。具体的には、職種別賃金に対象従業員が勤務する地域にかかる地域指数を乗じ、退職金相当となる額として5%を乗じた額を加え、更に一般労働者の通勤手当相当額「73円」も加算した額を『基準値』とする。そして、当該『基準値』よりも、支払時給が同額以上となることを条件とする方式である。
- (2) 通勤手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額を73円（時給換算額）とする。  
ただし、以下に該当する者については例外とする。
  - ①送迎バス・送迎車の利用が可能である場合、および徒歩により通勤する者で通勤距離が片道2km未満である者については、通勤手当の支給は行わないものとする。
  - ②令和7年3月31日現在において、基本給とは別に実費交通費を支払っている者に限っては引き続き通勤に要する実費に相当する額を支給する。
  - ③全国またはブロック内転勤のある正社員であり、派遣先管理における研修の一貫として派遣先で就業をする者については、1ヶ月分の定期代相当額を支給する。
- (3) 退職手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額は、通達別添2の金額に都道府県別地域係数を乗じた額の5%相当（1円未満の端数切り上げ）とする。
- (4) 地域調整については、大分県、佐賀県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、佐賀県の就業地で派遣を行うことから、当該派遣先となる事業場の所在地の都道府県の地域指数を使うものとする。

- 第4条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。
- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- (2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と対応関係は次のとおりとすること
- Sランク：3年以上
- Aランク：2年以上
- Bランク：1.5年以上
- Cランク：0.5年以上
- Dランク：0年以上
- 2 株式会社 ウィルエージェンシーは、第6条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で能力手当を支払うこととする。（「能力手当」は時給に含む）また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するよう努めるものとする。

(時間外手当、深夜・休日手当)

第5条 対象従業員の時間外手当、深夜・休日手当は、法律の定めに従って支給する。

(賃金の決定に当たっての評価)

第6条 賃金の決定は、半期または契約更新ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は、スキル・能力の向上、勤怠状況、積極性、責任性、協調性など派遣先評価も含め総合的に判断するものとする。その評価結果に基づき、基本給の額を決定する。

(賃金以外の待遇)

第7条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員と同一とし、社員就業規則第26条及び第40条の規定を準用する。

(教育訓練)

第8条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「株式会社 ウィルエージェンシー 教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの6か月間とする。

ただし、具体的な適用開始日は、別紙に定めるとおり、各派遣先事業所所在地における令和7年度地域別最低賃金の発効日以降とする。

- なお、当該発効日前の期間（令和7年4月1日から発効日前日まで）については、既に締結済みの令和7年4月1日から令和8年3月31日までを有効期間とする労使協定を適用する。
- 2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

■労働者派遣法に基づく情報公開

事業所名称：株式会社ウィルエージェンシー 熊本支店

①派遣労働者の数 (1日1人8時間平均／2025年9月30日時点)	7名						
②派遣先の数 (事業年度あたりの事業所の数)	23事業所						
③労働者派遣に関する料金額 (1日1人8時間平均)	13,149円						
④派遣労働者の賃金額 (1日1人8時間平均)	9,471円						
⑤マージン率	28.0%						
⑥教育訓練に関する事項	訓練名	主な訓練の内容	対象となる派遣労働者	訓練の方法	実施主体	賃金支給の有無	費用負担
	入職前研修	・派遣スタッフとは ・期待されるスタッフ像 ・派遣法について ・コミュニケーションとは ・身だしなみと挨拶	新規就労派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	現業職・技能職研修	・ものづくり教育プログラム ・現場リーダー教育 ・衛生管理者試験対策	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	販売・サービス職研修	・販売員スキルアップ講座 ・ビジネスマナー講座 ・ストレスマネジメント ・コーチング	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	事務職研修	・ヒューマンスキル ・ストレスマネジメント ・コーチング ・部下指導・マネジメント	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
⑦キャリア形成支援制度	<p>キャリアアップに資する教育訓練計画については、以下の弊社HPをご確認ください。  <a href="https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/">https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/</a></p> <p>キャリア・コンサルティングに関するご相談は、熊本支店までご連絡ください。  TEL:050-5810-6410</p>						
⑧その他福利厚生に関するもの	<p>社会保険加入の条件に該当した場合は、関東ITソフトウェア健康保険組合の福利厚生特典が受けられます。(法定給付+付加給付、保養施設の充実、旅行パックの割引・補助、提携スポーツクラブ・ゴルフ場・テニスコートの割引使用など)</p>						

※情報は2024年10月から2025年9月までのデータをもとに公開しております。

## 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社ウィルエージェンシー熊本支店（以下「甲」という）と労働者代表である中尾 駿丹（以下「乙」という）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

### （対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣先で本条第1項第2号および第3号記載の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という）に適用する。比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、次のとおりとする。

（1） 本条第2項および第3項記載の職種における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和6年8月27日付職発0827第1号「令和7年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について（以下「通達」という）別添2に定める職種とする。

（2） 以下の職種については、業務の実態から複数の業務に従事する可能性があることから中分類を使用するものとする。

006 開発技術者, 007 製造技術者, 022 保健師、助産師, 034 一般事務・秘書・受付の職業, 036 電話・インターネットによる応接事務の職業, 037 医療・介護事務の職業, 039 生産関連事務の職業, 040 営業・販売関連事務の職業, 042 運輸・郵便事務の職業, 043 コンピュータ等事務用機器操作の職業, 046 商品仕入・再生資源卸売の職業, 047 販売類似の職業, 048 営業の職業, 049 福祉・介護の専門的職業, 050 施設介護の職業, 053 理容師、美容師、美容関連サービスの職業, 054 浴場・クリーニングの職業, 080 生産関連の職業（塗装・製図を含む）, 081 生産類似の職業, 084 バス運転の職業, 085 乗用車運転の職業, 086 その他の自動車運転の職業, 087 鉄道・船舶・航空機運転の職業, 089 施設機械設備操作・建設機械運転の職業, 090 建設躯体工事の職業

（3） 以下の職種については、業務の実態を踏まえ最も適合する職種があるため小分類を使用するものとする。

00901 ソフトウェア開発技術者（WEB・オープン系）, 00902 ソフトウェア開発技術者（組込・制御系）, 00903 プログラマー, 00999 その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）, 01001 ITコンサルタント, 01002 ITシステム設計技術者, 01003 ITプロジェクトマネージャ, 01004 ITシステム運用管理者, 01005 ITヘルプデスク, 01006 通信ネットワーク技術者, 01099 その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）, 02301 看護師・准看護師（病院・診療所）, 02302 看護師・准看護師（介護施設）, 02303 看護師・准看護師（訪問看護）, 02399 その他の看護師・准看護師, 03301 総務事務員, 03302 人事事務員, 03303 企画・調査事務員, 03401 一般事務員, 03402 秘書, 03403 受付・案内事務員, 03801 現金出納事務員, 03802 預・貯金窓口事務員, 03803 経理事務員, 03899 その他の会計事務の職業, 04401 小売店店長, 04402 卸売店店長, 04501 レジ係, 04502 百貨店販売店員, 04503 コンビニエンスストア店員, 04504 総合小売店販売店員（百貨店・コンビニエンスストアを除く）, 04505 食品スーパーマーケット販売店員, 04506 飲食料品販売店員, 04507 衣料品販売店員, 04508 医薬品販売

店員, 04509 化粧品販売店員, 04510 電気機器販売店員, 04511 携帯電話販売店員, 04512 自動車販売店員、自動車用品販売店員, 04513 ガソリンスタンド店員, 04514 他の商品販売店員, 04515 商品実演販売員, 04516 商品訪問・移動販売員, 05299 その他の家庭生活支援サービスの職業, 05501 日本料理調理人, 05502 西洋料理調理人, 05503 中華料理調理人, 05504 各国料理調理人（日本・西洋・中華料理を除く）, 05505 飲食チェーン店等調理員, 05506 学校給食調理員, 05507 給食等調理員（学校を除く）, 05508 調理補助者、調理人見習, 05509 バーテンダー, 05599 その他の飲食物調理の職業, 05601 飲食店店長, 05602 旅館・ホテル支配人, 05603 ウエイター・ウェイトレス（飲食店ホール係）、配膳人, 05604 旅館・ホテルフロント係, 05605 旅館・ホテル接客係, 05606 客室乗務員、船舶旅客係, 05607 接客社交係、芸者, 05608 娯楽場・スポーツ施設等接客員, 05699 その他の接客・給仕の職業, 06701 製銑・製鋼・非鉄金属製鍊設備オペレーター, 06702 鋳造・鍛造設備オペレーター, 06703 金属工作設備オペレーター, 06704 金属プレス設備オペレーター, 06705 鉄工・製缶設備オペレーター, 06706 板金設備オペレーター, 06707 めっき・金属研磨設備オペレーター, 06708 金属溶接・溶断設備オペレーター, 06799 その他の生産設備オペレーター（金属製品）, 06801 食料品生産設備オペレーター, 06802 飲料・たばこ生産設備オペレーター, 06901 化学製品生産設備オペレーター, 06902 窯業・土石製品生産設備オペレーター, 06903 紡織製品・衣服・繊維製品生産設備オペレーター, 06904 木製品・パルプ・紙製品生産設備オペレーター, 06905 印刷・製本設備オペレーター, 06906 ゴム・プラスチック製品生産設備オペレーター, 06999 その他の生産設備オペレーター（金属製品・食料品等を除く）, 07001 はん用・生産用・業務用機械器具 組立設備オペレーター, 07002 電気機械器具組立設備オペレーター, 07003 自動車組立設備オペレーター, 07004 輸送用機械器具組立設備オペレーター（自動車を除く）, 07005 計量計測機器・光学機械器具組立設備オペレーター, 07101 製銑工、製鋼工、非鉄金属製鍊工, 07102 鋳物製造工、鍛造工, 07103 金属熱処理工, 07104 圧延工, 07105 汎用金属工作機械工, 07106 数値制御金属工作機械工, 07107 金属プレス工, 07108 鉄工、製缶工, 07109 自動車板金工, 07110 板金工（自動車を除く）, 07111 めっき工、金属研磨工, 07112 金属製器具・建具・金型等製造工, 07113 金属溶接・溶断工, 07199 その他の製品製造・加工処理工（金属製品）, 07201 パン・菓子製造工, 07202 食肉加工工, 07203 水産物加工工, 07204 保存食品・冷凍加工食品製造工, 07205 弁当・惣菜類製造工, 07206 他の食料品製造・加工処理工, 07207 飲料・たばこ製造工, 07401 はん用・生産用・業務用機械器具組立工, 07402 電気機械組立工, 07403 電気通信機械器具組立工, 07404 電子応用機械器具組立工, 07405 民生用電子・電気機械器具組立工, 07406 半導体製品製造工, 07407 電球・電子管・電池製造工, 07408 電線製造工, 07409 電子機器部品組立工, 07410 他の電気機械器具組立工, 07411 自動車組立工, 07412 輸送用機械器具組立工（自動車を除く）, 07413 計量計測機器・光学機械器具組立工, 07601 金属材料検査工, 07602 金属加工・溶接検査工, 07701 食料品検査工, 07702 飲料・たばこ検査工, 07801 化学製品検査工, 07802 窯業・土石製品検査工, 07803 紡織製品・衣服・繊維製品検査工, 07804 木製品・パルプ・紙製品検査工, 07805 印刷・製本検査工, 07806 ゴム・プラスチック製品検査工, 07899 その他の製品検査工（金属製品・食料品等を除く）, 07901 はん用・生産用・業務用機械器具検査工, 07902 電気機械器具検査工, 07903 自動車検査工, 07904 輸送用機械器具検査工（自動車を除く）, 07905

計量計測機器・光学機械器具検査工, 09502 陸上荷役・運搬作業員, 09504 梱包作業員, 09601 ビル・建物清掃員, 09602 ハウスクリーニング作業員, 09603 旅館・ホテル客室清掃整備員, 09604 道路・公園清掃員, 09605 ごみ収集・し尿汲取作業員, 09606 産業廃棄物収集作業員, 09607 乗物洗浄・清掃員, 09699 その他の清掃・洗浄作業員, 09701 製品包装作業員, 09702 ラベル・シール・タグ付け作業員, 09801 選別作業員, 09802 ピッキング作業員, 09901 工場業務員, 09902 小売店品出し・陳列・補充作業員, 09903 洗い場作業員, 09904 用務員, 09999 他に分類されない運搬・清掃・包装・選別等の職業

- (4) 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- (5) 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

#### (賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、基本給（賞与を含む）、時間外労働手当、深夜・休日労働手当とする。

#### (賃金の決定方法)

第3条 対象従業員の基本給、賞与及び手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1のとおりとする。

- (1) 支払時給の決定は、「合算比較方式」とする。具体的には、職種別賃金に対象従業員が勤務する地域にかかる地域指数を乗じ、退職金相当となる額として5%を乗じた額を加え、更に一般労働者の通勤手当相当額「73円」も加算した額を『基準値』とする。そして、当該『基準値』よりも、支払時給が同額以上となることを条件とする方式である。
- (2) 通勤手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額を73円（時給換算額）とする。  
ただし、以下に該当する者については例外とする。
  - ①送迎バス・送迎車の利用が可能である場合、および徒歩により通勤する者で通勤距離が片道2km未満である者については、通勤手当の支給は行わないものとする。
  - ②令和7年3月31日現在において、基本給とは別に実費交通費を支払っている者に限っては引き続き通勤に要する実費に相当する額を支給する。
  - ③全国またはブロック内転勤のある正社員であり、派遣先管理における研修の一貫として派遣先で就業をする者については、1ヶ月分の定期代相当額を支給する。
- (3) 退職手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額は、通達別添2の金額に都道府県別地域係数を乗じた額の5%相当（1円未満の端数切り上げ）とする。
- (4) 地域調整については、熊本県、福岡県、佐賀県、大分県、鹿児島県、長崎県の就業地で派遣を行うことから、当該派遣先となる事業場の所在地の都道府県の地域指数を使うものとする。

- 第4条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。
- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- (2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と対応関係は次のとおりとすること
- Sランク：3年以上
- Aランク：2年以上
- Bランク：1.5年以上
- Cランク：0.5年以上
- Dランク：0年以上
- 2 株式会社 ウィルエージェンシーは、第6条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で能力手当を支払うこととする。（「能力手当」は時給に含む）また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

（時間外手当、深夜・休日手当）

- 第5条 対象従業員の時間外手当、深夜・休日手当は、法律の定めに従って支給する。

（賃金の決定に当たっての評価）

- 第6条 賃金の決定は、半期または契約更新ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は、スキル・能力の向上、勤怠状況、積極性、責任性、協調性など派遣先評価も含め総合的に判断するものとする。その評価結果に基づき、基本給の額を決定する。

（賃金以外の待遇）

- 第7条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員と同一とし、社員就業規則第26条及び第40条の規定を準用する。

（教育訓練）

- 第8条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「株式会社 ウィルエージェンシー 教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

（その他）

- 第9条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

（有効期間）

- 第10条 本協定の有効期間は、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの6か月間とする。
- ただし、具体的な適用開始日は、別紙に定めるとおり、各派遣先事業所所在地における令和7年度地域別最低賃金の発効日以降とする。
- なお、当該発効目前の期間（令和7年4月1日から発効目前日まで）については、既に締結済

- みの令和7年4月1日から令和8年3月31日までを有効期間とする労使協定を適用する。
- 2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

## ■労働者派遣法に基づく情報公開

事業所名称: 株式会社ウィルエージェンシー 長崎支店

①派遣労働者の数 (1日1人8時間平均／2025年9月30日時点)	44名						
②派遣先の数 (事業年度あたりの事業所の数)	22事業所						
③労働者派遣に関する料金額 (1日1人8時間平均)	13,522円						
④派遣労働者の賃金額 (1日1人8時間平均)	9,600円						
⑤マージン率	29.0%						
⑥教育訓練に関する事項	訓練名	主な訓練の内容	対象となる派遣労働者	訓練の方法	実施主体	賃金支給の有無	費用負担
	入職前研修	・派遣スタッフとは ・期待されるスタッフ像 ・派遣法について ・コミュニケーションとは ・身だしなみと挨拶	新規就労派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	現業職・技能職研修	・ものづくり教育プログラム ・現場リーダー教育 ・衛生管理者試験対策	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	販売・サービス職研修	・販売員スキルアップ講座 ・ビジネスマナー講座 ・ストレスマネジメント ・コーチング	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	事務職研修	・ヒューマンスキル ・ストレスマネジメント ・コーチング ・部下指導・マネジメント	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
⑦キャリア形成支援制度	<p>キャリアアップに資する教育訓練計画については、以下の弊社HPをご確認ください。  <a href="https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/">https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/</a></p> <p>キャリア・コンサルティングに関するご相談は、長崎支店までご連絡ください。  TEL:095-832-2920</p>						
⑧その他福利厚生に関するもの	<p>社会保険加入の条件に該当した場合は、関東ITソフトウェア健康保険組合の福利厚生特典が受けられます。(法定給付+付加給付、保養施設の充実、旅行パックの割引・補助、提携スポーツクラブ・ゴルフ場・テニスコートの割引使用など)</p>						

※情報は2024年10月から2025年9月までのデータをもとに公開しております。

## 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社ウィルエージェンシー長崎支店（以下「甲」という）と労働者代表である釣本 なつみ（以下「乙」という）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

### （対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣先で本条第1項第2号および第3号記載の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という）に適用する。比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、次のとおりとする。

- (1) 本条第2項および第3項記載の職種における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和6年8月27日付職発0827第1号「令和7年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について（以下「通達」という）別添2に定める職種とする。
- (2) 以下の職種については、業務の実態から複数の業務に従事する可能性があることから中分類を使用するものとする。

007 製造技術者, 009 情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）, 028 保健医療関係助手, 029 保育士、幼稚園教員, 034 一般事務・秘書・受付の職業, 036 電話・インターネットによる応接事務の職業, 037 医療・介護事務の職業, 038 会計事務の職業, 039 生産関連事務の職業, 040 営業・販売関連事務の職業, 043 コンピュータ等事務用機器操作の職業, 046 商品仕入・再生資源卸売の職業, 047 販売類似の職業, 048 営業の職業, 049 福祉・介護の専門的職業, 050 施設介護の職業, 051 訪問介護の職業, 053 理容師、美容師、美容関連サービスの職業, 054 浴場・クリーニングの職業, 057 居住施設・ビル等の管理の職業, 058 その他のサービスの職業, 063 その他の保安の職業, 075 機械整備・修理工, 080 生産関連の職業（塗装・製図を含む）, 081 生産類似の職業, 084 バス運転の職業, 089 施設機械設備操作・建設機械運転の職業, 090 建設躯体工事の職業

- (3) 以下の職種については、業務の実態を踏まえ最も適合する職種があるため小分類を使用するものとする。

01001 ITコンサルタント, 01002 ITシステム設計技術者, 01003 ITプロジェクトマネージャ, 01004 ITシステム運用管理者, 01005 ITヘルプデスク, 01006 通信ネットワーク技術者, 01099 その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）, 03001 学童保育指導員, 03002 児童館指導員, 03301 総務事務員, 03302 人事事務員, 03303 企画・調査事務員, 03401 一般事務員, 03402 秘書, 03403 受付・案内事務員, 03501 法務・広報・知的財産事務の職業, 04501 レジ係, 04502 百貨店販売店員, 04503 コンビニエンスストア店員, 04504 総合小売店販売店員（百貨店・コンビニエンスストアを除く）, 04505 食品スーパー・マーケット販売店員, 04506 飲食料品販売店員, 04507 衣料品販売店員, 04508 医薬品販売店員, 04509 化粧品販売店員, 04510 電気機器販売店員, 04511 携帯電話販売店員, 04512 自動車販売店員、自動車用品販売店員, 04513 ガソリンスタンド店員, 04514 他の商品販売店員, 04515 商品実演販売員, 04516 商品訪問・移動販売員, 05299 その他の家庭生活支援サービスの職業, 05501 日本料理調理

人, 05502 西洋料理調理人, 05503 中華料理調理人, 05504 各国料理調理人（日本・西洋・中華料理を除く）, 05505 飲食チェーン店等調理員, 05506 学校給食調理員, 05507 給食等調理員（学校を除く）, 05508 調理補助者、調理人見習, 05509 バーテンダー, 05599 その他の飲食物調理の職業, 05601 飲食店店長, 05602 旅館・ホテル支配人, 05603 ウエイター・ウエイトレス（飲食店ホール係）、配膳人, 05604 旅館・ホテルフロント係, 05605 旅館・ホテル接客係, 05606 客室乗務員、船舶旅客係, 05607 接客社交係、芸者, 05608 娯楽場・スポーツ施設等接客員, 05699 その他の接客・給仕の職業, 06701 製銑・製鋼・非鉄金属製鍊設備オペレーター, 06702 鋳造・鍛造設備オペレーター, 06703 金属工作設備オペレーター, 06704 金属プレス設備オペレーター, 06705 鉄工・製缶設備オペレーター, 06706 板金設備オペレーター, 06707 めっき・金属研磨設備オペレーター, 06708 金属溶接・溶断設備オペレーター, 06799 その他の生産設備オペレーター（金属製品）, 06801 食料品生産設備オペレーター, 06802 飲料・たばこ生産設備オペレーター, 06901 化学製品生産設備オペレーター, 06902 窯業・土石製品生産設備オペレーター, 06903 紡織製品・衣服・繊維製品生産設備オペレーター, 06904 木製品・パルプ・紙製品生産設備オペレーター, 06905 印刷・製本設備オペレーター, 06906 ゴム・プラスチック製品生産設備オペレーター, 06999 その他の生産設備オペレーター（金属製品・食料品等を除く）, 07001 はん用・生産用・業務用機械器具 組立設備オペレーター, 07002 電気機械器具組立設備オペレーター, 07003 自動車組立設備オペレーター, 07004 輸送用機械器具組立設備オペレーター（自動車を除く）, 07005 計量計測機器・光学機械器具組立設備オペレーター, 07101 製銑工、製鋼工、非鉄金属製鍊工, 07102 鋳物製造工、鍛造工, 07103 金属熱処理工, 07104 壓延工, 07105 況用金属工作機械工, 07106 数値制御金属工作機械工, 07107 金属プレス工, 07108 鉄工、製缶工, 07109 自動車板金工, 07110 板金工（自動車を除く）, 07111 めっき工、金属研磨工, 07112 金属製器具・建具・金型等製造工, 07113 金属溶接・溶断工, 07199 その他の製品製造・加工処理工（金属製品）, 07201 パン・菓子製造工, 07202 食肉加工工, 07203 水産物加工工, 07204 保存食品・冷凍加工食品製造工, 07205 弁当・惣菜類製造工, 07206 他の食料品製造・加工処理工, 07207 飲料・たばこ製造工, 07301 化学製品製造工, 07302 窯業・土石製品製造工, 07303 紡織製品・衣服・繊維製品製造工, 07304 木製品製造工, 07305 パルプ・紙製品製造工, 07306 印刷・製本作業員, 07307 ゴム製品製造工, 07308 プラスチック製品製造工, 07399 その他の製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）, 07401 はん用・生産用・業務用機械器具組立工, 07402 電気機械組立工, 07403 電気通信機械器具組立工, 07404 電子応用機械器具組立工, 07405 民生用電子・電気機械器具組立工, 07406 半導体製品製造工, 07407 電球・電子管・電池製造工, 07408 電線製造工, 07409 電子機器部品組立工, 07410 他の電気機械器具組立工, 07411 自動車組立工, 07412 輸送用機械器具組立工（自動車を除く）, 07413 計量計測機器・光学機械器具組立工, 07601 金属材料検査工, 07602 金属加工・溶接検査工, 07701 食料品検査工, 07702 飲料・たばこ検査工, 07801 化学製品検査工, 07802 窯業・土石製品検査工, 07803 紡織製品・衣服・繊維製品検査工, 07804 木製品・パルプ・紙製品検査工, 07805 印刷・製本検査工, 07806 ゴム・プラスチック製品検査工, 07899 その他の製品検査工（金属製品・食料品等を除く）, 07901 はん用・生産用・業務用機械器具検査工, 07902 電気機械器具検査工, 07903 自動車検査工, 07904 輸送用機械器具検査工（自動車を除く）, 07905 計量計測機器・光学機械器具

検査工, 08804 フォークリフト運転作業員, 09502 陸上荷役・運搬作業員, 09504 梱包作業員, 09601 ビル・建物清掃員, 09602 ハウスクリーニング作業員, 09603 旅館・ホテル客室清掃整備員, 09604 道路・公園清掃員, 09605 ごみ収集・し尿汲取作業員, 09606 産業廃棄物収集作業員, 09607 乗物洗浄・清掃員, 09699 その他の清掃・洗浄作業員, 09701 製品包装作業員, 09702 ラベル・シール・タグ付け作業員, 09801 選別作業員, 09802 ピッキング作業員, 09901 工場業務員, 09902 小売店品出し・陳列・補充作業員, 09903 洗い場作業員, 09904 用務員, 09999 他に分類されない運搬・清掃・包装・選別等の職業

- (4) 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- (5) 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

#### (賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、基本給（賞与を含む）、時間外労働手当、深夜・休日労働手当とする。

#### (賃金の決定方法)

第3条 対象従業員の基本給、賞与及び手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1のとおりとする。

- (1) 支払時給の決定は、「合算比較方式」とする。具体的には、職種別賃金に対象従業員が勤務する地域にかかる地域指数を乗じ、退職金相当となる額として5%を乗じた額を加え、更に一般労働者の通勤手当相当額「73円」も加算した額を『基準値』とする。そして、当該『基準値』よりも、支払時給が同額以上となることを条件とする方式である。
- (2) 通勤手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額を73円（時給換算額）とする。  
ただし、以下に該当する者については例外とする。
  - ①送迎バス・送迎車の利用が可能である場合、および徒歩により通勤する者で通勤距離が片道2km未満である者については、通勤手当の支給は行わないものとする。
  - ②令和7年3月31日現在において、基本給とは別に実費交通費を支払っている者に限っては引き続き通勤に要する実費に相当する額を支給する。
  - ③全国またはブロック内転勤のある正社員であり、派遣先管理における研修の一貫として派遣先で就業をする者については、1ヶ月分の定期代相当額を支給する。
- (3) 退職手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額は、通達別添2の金額に都道府県別地域係数を乗じた額の5%相当（1円未満の端数切り上げ）とする。
- (4) 地域調整については、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県の就業地で派遣を行うことから、当該派遣先となる事業場の所在地の都道府県の地域指数を使うものとする。

- 第4条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。
- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- (2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と対応関係は次のとおりとすること
- Sランク：3年以上
- Aランク：2年以上
- Bランク：1.5年以上
- Cランク：0.5年以上
- Dランク：0年以上
- 2 株式会社 ウィルエージェンシーは、第6条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で能力手当を支払うこととする。（「能力手当」は時給に含む）また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

（時間外手当、深夜・休日手当）

- 第5条 対象従業員の時間外手当、深夜・休日手当は、法律の定めに従って支給する。

（賃金の決定に当たっての評価）

- 第6条 賃金の決定は、半期または契約更新ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は、スキル・能力の向上、勤怠状況、積極性、責任性、協調性など派遣先評価も含め総合的に判断するものとする。その評価結果に基づき、基本給の額を決定する。

（賃金以外の待遇）

- 第7条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員と同一とし、社員就業規則第26条及び第40条の規定を準用する。

（教育訓練）

- 第8条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「株式会社 ウィルエージェンシー 教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

（その他）

- 第9条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

（有効期間）

- 第10条 本協定の有効期間は、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの6か月間とする。
- ただし、具体的な適用開始日は、別紙に定めるとおり、各派遣先事業所所在地における令和7年度地域別最低賃金の発効日以降とする。
- なお、当該発効目前の期間（令和7年4月1日から発効目前日まで）については、既に締結済

- みの令和7年4月1日から令和8年3月31日までを有効期間とする労使協定を適用する。
- 2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

■労働者派遣法に基づく情報公開

事業所名称: 株式会社ウィルエージェンシー 大分支店

①派遣労働者の数 (1日1人8時間平均／2025年9月30日時点)	1名						
②派遣先の数 (事業年度あたりの事業所の数)	1事業所						
③労働者派遣に関する料金額 (1日1人8時間平均)	13,200円						
④派遣労働者の賃金額 (1日1人8時間平均)	10,800円						
⑤マージン率	18.2%						
⑥教育訓練に関する事項	訓練名	主な訓練の内容	対象となる派遣労働者	訓練の方法	実施主体	賃金支給の有無	費用負担
	入職前研修	・派遣スタッフとは ・期待されるスタッフ像 ・派遣法について ・コミュニケーションとは ・身だしなみと挨拶	新規就労派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	現業職・技能職研修	・ものづくり教育プログラム ・現場リーダー教育 ・衛生管理者試験対策	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	販売・サービス職研修	・販売員スキルアップ講座 ・ビジネスマナー講座 ・ストレスマネジメント ・コーチング	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	事務職研修	・ヒューマンスキル ・ストレスマネジメント ・コーチング ・部下指導・マネジメント	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
⑦キャリア形成支援制度	<p>キャリアアップに資する教育訓練計画については、以下の弊社HPをご確認ください。  <a href="https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/">https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/</a></p> <p>キャリア・コンサルティングに関するご相談は、大分支店までご連絡ください。  TEL: 050-5830-0694</p>						
⑧その他福利厚生に関するもの	<p>社会保険加入の条件に該当した場合は、関東ITソフトウェア健康保険組合の福利厚生特典が受けられます。(法定給付+付加給付、保養施設の充実、旅行パックの割引・補助、提携スポーツクラブ・ゴルフ場・テニスコートの割引使用など)</p>						

※情報は2024年10月から2025年9月までのデータをもとに公開しております。

## 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

株式会社 ウィルエージェンシー 大分支店（以下「甲」という）と労働者代表である高司 浩幸（以下「乙」という）は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

### （対象となる派遣労働者の範囲）

第 1 条 本協定は、派遣先で本条第 1 項第 2 号および第 3 号記載の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という）に適用する。比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、次のとおりとする。

（1） 本条第 2 項および第 3 項記載の職種における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和 6 年 8 月 27 日付職発 0827 第 1 号「令和 7 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について（以下「通達」という）別添 2 に定める職種とする。

（2） 以下の職種については、業務の実態から複数の業務に従事する可能性があることから中分類を使用するものとする。

006 開発技術者, 007 製造技術者, 022 保健師、助産師, 034 一般事務・秘書・受付の職業, 036 電話・インターネットによる応接事務の職業, 037 医療・介護事務の職業, 039 生産関連事務の職業, 040 営業・販売関連事務の職業, 042 運輸・郵便事務の職業, 043 コンピュータ等事務用機器操作の職業, 046 商品仕入・再生資源卸売の職業, 047 販売類似の職業, 048 営業の職業, 049 福祉・介護の専門的職業, 050 施設介護の職業, 053 理容師、美容師、美容関連サービスの職業, 054 浴場・クリーニングの職業, 080 生産関連の職業（塗装・製図を含む）, 081 生産類似の職業, 084 バス運転の職業, 085 乗用車運転の職業, 086 その他の自動車運転の職業, 087 鉄道・船舶・航空機運転の職業, 089 施設機械設備操作・建設機械運転の職業, 090 建設躯体工事の職業

（3） 以下の職種については、業務の実態を踏まえ最も適合する職種があるため小分類を使用するものとする。

00901 ソフトウェア開発技術者（WE B・オープン系）, 00902 ソフトウェア開発技術者（組込・制御系）, 00903 プログラマー, 00999 その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）, 01001 I T コンサルタント, 01002 I T システム設計技術者, 01003 I T プロジェクトマネージャ, 01004 I T システム運用管理者, 01005 I T ヘルプデスク, 01006 通信ネットワーク技術者, 01099 その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）, 02301 看護師・准看護師（病院・診療所）, 02302 看護師・准看護師（介護施設）, 02303 看護師・准看護師（訪問看護）, 02399 その他の看護師・准看護師, 03301 総務事務員, 03302 人事事務員, 03303 企画・調査事務員, 03401 一般事務員, 03402 秘書, 03403 受付・案内事務員, 03801 現金出納事務員, 03802 預・貯金窓口事務員, 03803 経理事務員, 03899 その他の会計事務の職業, 04401 小売店店長, 04402 卸売店店長, 04501 レジ係, 04502 百貨店販売店員, 04503 コンビニエンスストア店員, 04504 総合小売店販売店員（百貨店・コンビニエンスストアを除く）, 04505 食品スーパーマーケット販売店員, 04506 飲食料品販売店員, 04507 衣料品販売店員, 04508 医薬品販売

店員, 04509 化粧品販売店員, 04510 電気機器販売店員, 04511 携帯電話販売店員, 04512 自動車販売店員、自動車用品販売店員, 04513 ガソリンスタンド店員, 04514 他の商品販売店員, 04515 商品実演販売員, 04516 商品訪問・移動販売員, 05299 その他の家庭生活支援サービスの職業, 05501 日本料理調理人, 05502 西洋料理調理人, 05503 中華料理調理人, 05504 各国料理調理人（日本・西洋・中華料理を除く）, 05505 飲食チェーン店等調理員, 05506 学校給食調理員, 05507 給食等調理員（学校を除く）, 05508 調理補助者、調理人見習, 05509 バーテンダー, 05599 その他の飲食物調理の職業, 05601 飲食店店長, 05602 旅館・ホテル支配人, 05603 ウエイター・ウェイトレス（飲食店ホール係）、配膳人, 05604 旅館・ホテルフロント係, 05605 旅館・ホテル接客係, 05606 客室乗務員、船舶旅客係, 05607 接客社交係、芸者, 05608 娯楽場・スポーツ施設等接客員, 05699 その他の接客・給仕の職業, 06701 製銑・製鋼・非鉄金属製鍊設備オペレーター, 06702 鋳造・鍛造設備オペレーター, 06703 金属工作設備オペレーター, 06704 金属プレス設備オペレーター, 06705 鉄工・製缶設備オペレーター, 06706 板金設備オペレーター, 06707 めっき・金属研磨設備オペレーター, 06708 金属溶接・溶断設備オペレーター, 06799 その他の生産設備オペレーター（金属製品）, 06801 食料品生産設備オペレーター, 06802 飲料・たばこ生産設備オペレーター, 06901 化学製品生産設備オペレーター, 06902 窯業・土石製品生産設備オペレーター, 06903 紡織製品・衣服・繊維製品生産設備オペレーター, 06904 木製品・パルプ・紙製品生産設備オペレーター, 06905 印刷・製本設備オペレーター, 06906 ゴム・プラスチック製品生産設備オペレーター, 06999 その他の生産設備オペレーター（金属製品・食料品等を除く）, 07001 はん用・生産用・業務用機械器具 組立設備オペレーター, 07002 電気機械器具組立設備オペレーター, 07003 自動車組立設備オペレーター, 07004 輸送用機械器具組立設備オペレーター（自動車を除く）, 07005 計量計測機器・光学機械器具組立設備オペレーター, 07101 製銑工、製鋼工、非鉄金属製鍊工, 07102 鋳物製造工、鍛造工, 07103 金属熱処理工, 07104 圧延工, 07105 汎用金属工作機械工, 07106 数値制御金属工作機械工, 07107 金属プレス工, 07108 鉄工、製缶工, 07109 自動車板金工, 07110 板金工（自動車を除く）, 07111 めっき工、金属研磨工, 07112 金属製器具・建具・金型等製造工, 07113 金属溶接・溶断工, 07199 その他の製品製造・加工処理工（金属製品）, 07201 パン・菓子製造工, 07202 食肉加工工, 07203 水産物加工工, 07204 保存食品・冷凍加工食品製造工, 07205 弁当・惣菜類製造工, 07206 他の食料品製造・加工処理工, 07207 飲料・たばこ製造工, 07401 はん用・生産用・業務用機械器具組立工, 07402 電気機械組立工, 07403 電気通信機械器具組立工, 07404 電子応用機械器具組立工, 07405 民生用電子・電気機械器具組立工, 07406 半導体製品製造工, 07407 電球・電子管・電池製造工, 07408 電線製造工, 07409 電子機器部品組立工, 07410 他の電気機械器具組立工, 07411 自動車組立工, 07412 輸送用機械器具組立工（自動車を除く）, 07413 計量計測機器・光学機械器具組立工, 07601 金属材料検査工, 07602 金属加工・溶接検査工, 07701 食料品検査工, 07702 飲料・たばこ検査工, 07801 化学製品検査工, 07802 窯業・土石製品検査工, 07803 紡織製品・衣服・繊維製品検査工, 07804 木製品・パルプ・紙製品検査工, 07805 印刷・製本検査工, 07806 ゴム・プラスチック製品検査工, 07899 その他の製品検査工（金属製品・食料品等を除く）, 07901 はん用・生産用・業務用機械器具検査工, 07902 電気機械器具検査工, 07903 自動車検査工, 07904 輸送用機械器具検査工（自動車を除く）, 07905

計量計測機器・光学機械器具検査工, 09502 陸上荷役・運搬作業員, 09504 梱包作業員, 09601 ビル・建物清掃員, 09602 ハウスクリーニング作業員, 09603 旅館・ホテル客室清掃整備員, 09604 道路・公園清掃員, 09605 ごみ収集・し尿汲取作業員, 09606 産業廃棄物収集作業員, 09607 乗物洗浄・清掃員, 09699 その他の清掃・洗浄作業員, 09701 製品包装作業員, 09702 ラベル・シール・タグ付け作業員, 09801 選別作業員, 09802 ピッキング作業員, 09901 工場業務員, 09902 小売店品出し・陳列・補充作業員, 09903 洗い場作業員, 09904 用務員, 09999 他に分類されない運搬・清掃・包装・選別等の職業

- (4) 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- (5) 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

#### (賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、基本給（賞与を含む）、時間外労働手当、深夜・休日労働手当とする。

#### (賃金の決定方法)

第3条 対象従業員の基本給、賞与及び手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1のとおりとする。

- (1) 支払時給の決定は、「合算比較方式」とする。具体的には、職種別賃金に対象従業員が勤務する地域にかかる地域指数を乗じ、退職金相当となる額として5%を乗じた額を加え、更に一般労働者の通勤手当相当額「73円」も加算した額を『基準値』とする。そして、当該『基準値』よりも、支払時給が同額以上となることを条件とする方式である。
- (2) 通勤手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額を73円（時給換算額）とする。  
ただし、以下に該当する者については例外とする。
  - ①送迎バス・送迎車の利用が可能である場合、および徒歩により通勤する者で通勤距離が片道2km未満である者については、通勤手当の支給は行わないものとする。
  - ②令和7年3月31日現在において、基本給とは別に実費交通費を支払っている者に限っては引き続き通勤に要する実費に相当する額を支給する。
  - ③全国またはブロック内転勤のある正社員であり、派遣先管理における研修の一貫として派遣先で就業をする者については、1ヶ月分の定期代相当額を支給する。
- (3) 退職手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額は、通達別添2の金額に都道府県別地域係数を乗じた額の5%相当（1円未満の端数切り上げ）とする。
- (4) 地域調整については、熊本県、福岡県、佐賀県、大分県、鹿児島県、長崎県の就業地で派遣を行うことから、当該派遣先となる事業場の所在地の都道府県の地域指数を使うものとする。

- 第4条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。
- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- (2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と対応関係は次のとおりとすること
- Sランク：3年以上
- Aランク：2年以上
- Bランク：1.5年以上
- Cランク：0.5年以上
- Dランク：0年以上
- 2 株式会社 ウィルエージェンシーは、第6条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で能力手当を支払うこととする。（「能力手当」は時給に含む）また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

（時間外手当、深夜・休日手当）

- 第5条 対象従業員の時間外手当、深夜・休日手当は、法律の定めに従って支給する。

（賃金の決定に当たっての評価）

- 第6条 賃金の決定は、半期または契約更新ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は、スキル・能力の向上、勤怠状況、積極性、責任性、協調性など派遣先評価も含め総合的に判断するものとする。その評価結果に基づき、基本給の額を決定する。

（賃金以外の待遇）

- 第7条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員と同一とし、社員就業規則第26条及び第40条の規定を準用する。

（教育訓練）

- 第8条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「株式会社 ウィルエージェンシー 教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

（その他）

- 第9条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

（有効期間）

- 第10条 本協定の有効期間は、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの6か月間とする。
- ただし、具体的な適用開始日は、別紙に定めるとおり、各派遣先事業所所在地における令和7年度地域別最低賃金の発効日以降とする。
- なお、当該発効目前の期間（令和7年4月1日から発効目前日まで）については、既に締結済

- みの令和7年4月1日から令和8年3月31日までを有効期間とする労使協定を適用する。
- 2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

■労働者派遣法に基づく情報公開

事業所名称：株式会社ウィルエージェンシー 沖縄支店

①派遣労働者の数 (1日1人8時間平均／2025年9月30日時点)	10名						
②派遣先の数 (事業年度あたりの事業所の数)	15事業所						
③労働者派遣に関する料金額 (1日1人8時間平均)	12,016円						
④派遣労働者の賃金額 (1日1人8時間平均)	9,079円						
⑤マージン率	24.4%						
⑥教育訓練に関する事項	訓練名	主な訓練の内容	対象となる派遣労働者	訓練の方法	実施主体	賃金支給の有無	費用負担
	入職前研修	・派遣スタッフとは ・期待されるスタッフ像 ・派遣法について ・コミュニケーションとは ・身だしなみと挨拶	新規就労派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	現業職・技能職研修	・ものづくり教育プログラム ・現場リーダー教育 ・衛生管理者試験対策	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	販売・サービス職研修	・販売員スキルアップ講座 ・ビジネスマナー講座 ・ストレスマネジメント ・コーチング	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
	事務職研修	・ヒューマンスキル ・ストレスマネジメント ・コーチング ・部下指導・マネジメント	就労中の派遣労働者	Off-JT	派遣元	有給	無償
⑦キャリア形成支援制度	<p>キャリアアップに資する教育訓練計画については、以下の弊社HPをご確認ください。  <a href="https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/">https://www.willagency.co.jp/kyouiku_kunren/</a></p> <p>キャリア・コンサルティングに関するご相談は、沖縄支店までご連絡ください。  TEL:050-1750-0940</p>						
⑧その他福利厚生に関するもの	<p>社会保険加入の条件に該当した場合は、関東ITソフトウェア健康保険組合の福利厚生特典が受けられます。(法定給付+付加給付、保養施設の充実、旅行パックの割引・補助、提携スポーツクラブ・ゴルフ場・テニスコートの割引使用など)</p>						

※情報は2024年10月から2025年9月までのデータをもとに公開しております。

## 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社 ウィルエージェンシー 沖縄支店（以下「甲」という）と労働者代表である砂川 美雪（以下「乙」という）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

### （対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣先で本条第1項第2号および第3号記載の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という）に適用する。比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、次のとおりとする。

（1） 本条第2項および第3項記載の職種における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和6年8月27日付職発0827第1号「令和7年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について（以下「通達」という）別添2に定める職種とする。

（2） 以下の職種については、業務の実態から複数の業務に従事する可能性があることから中分類を使用するものとする。

033 総務・人事・企画事務の職業, 034 一般事務・秘書・受付の職業, 035 その他の総務等事務の職業, 036 電話・インターネットによる応接事務の職業, 037 医療・介護事務の職業, 038 会計事務の職業, 043 コンピュータ等事務用機器操作の職業, 046 商品仕入・再生資源卸売の職業, 048 営業の職業, 054 浴場・クリーニングの職業, 058 その他のサービスの職業, 072 製品製造・加工処理工（食料品等）

（3） 以下の職種については、業務の実態を踏まえ最も適合する職種があるため小分類を使用するものとする。

01001 ITコンサルタント, 01002 ITシステム設計技術者, 01003 ITプロジェクトマネージャ, 01004 ITシステム運用管理者, 01005 ITヘルプデスク, 01006 通信ネットワーク技術者, 01099 その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）, 02801 看護助手, 04001 営業事務員, 04099 その他の営業・販売関連事務の職業, 04102 調査員, 04201 旅客・貨物係事務員, 04202 運行管理事務員, 04203 郵便事務員, 04501 レジ係, 04502 百貨店販売店員, 04503 コンビニエンスストア店員, 04504 総合小売店販売店員（百貨店・コンビニエンスストアを除く）, 04505 食品スーパー・マーケット販売店員, 04506 飲食料品販売店員, 04507 衣料品販売店員, 04508 医薬品販売店員, 04509 化粧品販売店員, 04510 電気機器販売店員, 04511 携帯電話販売店員, 04512 自動車販売店員、自動車用品販売店員, 04513 ガソリンスタンド店員, 04514 他の商品販売店員, 04515 商品実演販売員, 04516 商品訪問・移動販売員, 04901 社会福祉施設管理者, 04902 福祉相談・指導専門員, 04903 老人福祉施設指導専門員, 04904 障害者福祉施設指導専門員, 04905 児童福祉施設指導専門員, 04906 他の社会福祉施設指導専門員, 04907 介護支援専門員（ケアマネジャー）, 04908 訪問介護サービス提供責任者, 04909 障害福祉サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者, 04910 福祉用具専門相談員, 04999 その他の福祉・介護の専門的職業, 05001 高齢者入所型施設介護員, 05002 高齢者通所型施設介護員, 05003 障害者

福祉施設介護員, 05099 その他の施設介護の職業, 05101 訪問介護員, 05102 訪問入浴介助員, 05501 日本料理調理人, 05502 西洋料理調理人, 05503 中華料理調理人, 05504 各国料理調理人（日本・西洋・中華料理を除く）, 05505 飲食チェーン店等調理員, 05506 学校給食調理員, 05507 給食等調理員（学校を除く）, 05508 調理補助者、調理人見習, 05509 バーテンダー, 05599 その他の飲食物調理の職業, 05603 ウエイター・ウェイトレス（飲食店ホール係）、配ぜん人, 05604 旅館・ホテルフロント係, 05605 旅館・ホテル接客係, 05606 客室乗務員、船舶旅客係, 05607 接客社交係、芸者, 05608 娯楽場・スポーツ施設等接客員, 05699 その他の接客・給仕の職業, 08302 中型・小型トラック運転手, 08399 その他の貨物自動車運転の職業, 08804 フォークリフト運転作業員, 09502 陸上荷役・運搬作業員, 09503 倉庫作業員, 09504 梱包作業員, 09601 ビル・建物清掃員, 09602 ハウスクリーニング作業員, 09603 旅館・ホテル客室清掃整備員, 09604 道路・公園清掃員, 09605 ごみ収集・し尿汲取作業員, 09606 産業廃棄物収集作業員, 09607 乗物洗浄・清掃員, 09699 その他の清掃・洗浄作業員, 09701 製品包装作業員, 09702 ラベル・シール・タグ付け作業員, 09801 選別作業員, 09802 ピッキング作業員, 09901 工場業務員, 09902 小売店品出し・陳列・補充作業員, 09903 洗い場作業員, 09904 用務員, 09999 他に分類されない運搬・清掃・包装・選別等の職業

- (4) 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- (5) 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

#### （賃金の構成）

第2条 対象従業員の賃金は、基本給（賞与を含む）、時間外労働手当、深夜・休日労働手当とする。

#### （賃金の決定方法）

第3条 対象従業員の基本給、賞与及び手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1のとおりとする。

- (1) 支払時給の決定は、「合算比較方式」とする。具体的には、職種別賃金に対象従業員が勤務する地域にかかる地域指数を乗じ、退職金相当となる額として5%を乗じた額を加え、更に一般労働者の通勤手当相当額「73円」も加算した額を『基準値』とする。そして、当該『基準値』よりも、支払時給が同額以上となることを条件とする方式である。
- (2) 通勤手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額を73円（時給換算額）とする。

ただし、以下に該当する者については例外とする。

①送迎バス・送迎車の利用が可能である場合、および徒歩により通勤する者で通勤距離が片道2km未満である者については、通勤手当の支給は行わないものとする。

②令和7年3月31日現在において、基本給とは別に実費交通費を支払っている者に限っては引き続き通勤に要する実費に相当する額を支給する。

③全国またはブロック内転勤のある正社員であり、派遣先管理における研修の一貫として派遣先で就業をする者については、1ヶ月分の定期代相当額を支給する。

- (3) 退職手当相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額は、通達別添2の金額に都道府県別地域係数を乗じた額の5%相当（1円未満の端数切り上げ）とする。
- (4) 地域調整については、沖縄県の就業地で派遣を行うことから、当該派遣先となる事業場の所在地の都道府県の地域指数を使うものとする。

第4条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
  - (2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と対応関係は次のとおりとすること
    - Sランク：3年以上
    - Aランク：2年以上
    - Bランク：1.5年以上
    - Cランク：0.5年以上
    - Dランク：0年以上
- 2 株式会社 ウィルエージェンシーは、第6条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で能力手当を支払うこととする。（「能力手当」は時給に含む）また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するよう努めるものとする。

（時間外手当、深夜・休日手当）

第5条 対象従業員の時間外手当、深夜・休日手当は、法律の定めに従って支給する。

（賃金の決定に当たっての評価）

第6条 賃金の決定は、半期または契約更新ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は、スキル・能力の向上、勤怠状況、積極性、責任性、協調性など派遣先評価も含め総合的に判断するものとする。その評価結果に基づき、基本給の額を決定する。

（賃金以外の待遇）

第7条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員と同一とし、社員就業規則第26条及び第40条の規定を準用する。

（教育訓練）

第8条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「株式会社 ウィルエージェンシー 教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの6か月間とする。

ただし、具体的な適用開始日は、別紙に定めるとおり、各派遣先事業所所在地における令和7年度地域別最低賃金の発効日以降とする。

なお、当該発効日前の期間（令和7年4月1日から発効日前日まで）については、既に締結済みの令和7年4月1日から令和8年3月31日までを有効期間とする労使協定を適用する。

2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。